

平成23年 6月 定例会

平成二十三年第二回定例会

世田谷区議会会議録第九号

六月十四日（火曜日）

出席議員（五十名）

- 一番 あべ弘幸
- 二番 上山なおのり
- 三番 小松大祐
- 四番 てるや里美
- 五番 植田靖子
- 六番 上川あや
- 七番 ひうち優子
- 八番 青空こうじ
- 九番 三井みほこ
- 十番 石川征男
- 十一番 小泉たま子
- 十二番 高岡じゅん子
- 十三番 桜井純子
- 十四番 あべ力也
- 十五番 佐藤美樹
- 十六番 中塚さちよ
- 十七番 津上仁志
- 十八番 宍戸のりお
- 十九番 菅沼つとむ

- 二十番 新川勝二
- 二十一番 羽田圭二
- 二十二番 唐沢としみ
- 二十三番 木下泰之
- 二十四番 中村公太朗
- 二十五番 風間ゆたか
- 二十六番 福田妙美
- 二十七番 高久則男
- 二十八番 岡本のぶ子
- 二十九番 山内 彰
- 三十番 山口ひろひさ
- 三十一番 和田秀壽
- 三十二番 畠山晋一
- 三十三番 江口じゅん子
- 三十四番 桜井 稔
- 三十五番 桃野よしふみ
- 三十六番 すえおか雅之
- 三十七番 平塚敬二
- 三十八番 杉田光信
- 三十九番 佐藤弘人
- 四十番 上島よしもり
- 四十一番 下山芳男
- 四十二番 大場やすのぶ
- 四十三番 里吉ゆみ

四十四番 中里光夫

四十五番 村田義則

四十六番 大庭正明

四十七番 田中優子

四十八番 板井 齋

四十九番 高橋昭彦

五十番 諸星養一

出席事務局職員

局長 尾崎眞也

次長 星 正彦

庶務係長 岡本守広

議事担当係長 渡部弘行

議事担当係長 小池 篤

議事担当係長 井上徳広

議事担当係長 中瀧信彦

議事担当係長 小野貴博

議事担当主査 水谷 敦

調査係長 戸塚 匡

出席説明員

区長 保坂展人

副区長 板垣正幸

副区長 秋山由美子

世田谷総合支所長

千葉信哉

北沢総合支所長

工藤健一

玉川総合支所長

堀川能男

砧総合支所長 田中 茂

烏山総合支所長

河合岳夫

政策経営部長 金澤博志

総務部長 堀 恵子

危機管理室長 内田政夫

財務部長 西澤和夫

生活文化部長 城倉 茂

環境総合対策室長

齋藤洋子

産業政策部長 杉本 亨

清掃・リサイクル部長

板谷雅光

保健福祉部長 藤野智子

地域福祉部長 堀川雄人

子ども部長 萩原賢一

世田谷保健所長

西田みちよ

都市整備部長 中杉和明

生活拠点整備担当部長

春日敏男

道路整備部長 山口浩三

交通政策担当部長

渡辺正男

土木事業担当部長

吉田 博

教育長 若井田正文

教育次長 佐藤健二

教育環境推進担当部長

寺林敏彦

教育政策部長 古閑 学

選挙管理委員会事務局長

松田隆夫

総務課長 宮内孝男

議事日程（平成二十三年六月十四日（火）午前十時開議）

第 一 代表質問

第 二 一般質問

本日の会議に付した事件

一、日程第一 代表質問

二、日程第二 一般質問

午前十時開議

○畠山晋一 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

○畠山晋一 議長 直ちに日程に入ります。

△日程第一を上程いたします。

〔星次長朗読〕

日程第一 代表質問

○畠山晋一 議長 昨日に引き続き、代表質問を行います。

質問通告に基づき、順次発言を許します。

世田谷民主党を代表して、二十五番風間ゆたか議員。

〔二十五番風間ゆたか議員登壇〕（拍手）

◆二十五番（風間ゆたか 議員） おはようございます。世田谷民主党、代表質問を始めます。

新しいメンバーになりまして初めての代表質問ということになりますが、四月に行われました区議会議員の選挙は、我々民主党にとっては大変厳しい結果でありました。交渉会派の中でも唯一議席数を減らすということとなりました。これも区民の皆様からの厳しいご指摘のあらわれだと受けとめております。一方で、自民党に次ぐ得票数、十六人の公認候補で四万票以上いただいておりますので、そういった区民の皆様のご期待にもこたえていくべく、しっかりと取り組んでまいりますので、皆様、よろしくお願いいたします。

一方で、区長選挙におかれましては、熊本前区長の後継と名乗る方が当選されたわけでもなく、東京都知事とがっちリスクラムを組んでいくという候補でもなく、また、共産党の推薦する候補者でもありませんでした。残念ながら、我々民主党の推薦する候補者でもありませんでしたけれども、マスコミの報道によりますと、出口調査で

我々民主党を支持していると言われる方々もかなりの比率で保坂候補に票を投じたという出口調査もありました。我々自身もそうですが、昨日の区長の招集あいさつには、周囲の区民の皆様も大変期待をしているところでありましたし、大変注目をされていたということが、きのうの、また、きょうの傍聴者数の多さではないかとも感じているところであります。

さて、その区長あいさつにておっしゃったパラダイムシフトへの挑戦ということは、まさに多くの区民が保坂区長に期待をしていることと認識しておりますし、従来のように、できない理由を懸命に連ねる答弁や現状維持がベストであるかのような対応ではなく、区長のリーダーシップをもって、区役所執行部全体が区政改善に向けてパラダイムシフトしていくことを期待しております。

それではまず、区長のリーダーシップによって取り組み始めた重点施策と新体制による課題解決について幾つか伺います。

まずは、東日本大震災後の対応について伺います。

私自身、前回の区議会定例会が閉会した直後に石巻市に足を運び、炊き出しや泥のかき出しなど、復興支援ボランティア活動に取り組んできました。当時は町じゅうに自動車や船が散乱したまま通行どめとなっている箇所だらけであり、自治体職員や家族も行方不明者がたくさんいるといった状況下、人手不足が慢性化している役所現場と、それほど多くはないボランティアが懸命に被災地の復旧、復興に取り組む姿を目の当たりにしました。また、先日も気仙沼市にて復旧のお手伝いをしてまいりましたが、震災から三カ月経過してもなお復旧が進まず、町じゅうが魚の腐敗臭で満ちあふれている、こんな状況でありましたし、厳しい環境下での生活を強いられている被災した方々も多く、まだまだあらゆる支援が必要であると実感したところであります。この気仙沼には、お隣の目黒区が友好都市として、震災直後より、人、物、金といったあらゆる支援を独自に行ってきたそうであります。自治体による支援体制の違いを

感じたところであります。

世田谷では、震災直後から、積極的な被災者支援の意欲がありながらもかなわない多くの区民の方から、世田谷区政の対応の鈍さについて厳しいご意見を伺ってきました。また、最近では、福島原発事故に伴う世田谷区の放射性物質対策についての対応のおくれについて、区民の皆様から毎日のように厳しいご意見をメールなどでいただいております。

区長は就任以来、東日本大震災後の対応に積極的に取り組まれ、先日は南三陸町への区役所職員派遣を決定されましたが、今後さらなる被災地支援や世田谷区における災害対策、区内の放射性物質対策や省エネルギー対策など、今年度中にどの程度の予算で行うお考えなのでしょうか。区民参加型の復興・復旧支援、子どもたちを被曝から守るための放射性物質対策、また、備蓄や非常電源の確保といった大規模災害対策にはより一層取り組むべきであり、そのためには補正予算を組む必要もあると考えております。区長の見解を問います。

区長が昨日の他会派答弁でもおっしゃっていた五%の新たな取り組みには、これら東日本大震災後の対策も含まれていると考えておりますが、メインとされている情報公開と区民参加については、我々もこれまで区政改善の柱として要求してきたことであり、全面的に支持します。また、昨日他会派が示されたような結論提示型のリーダーシップではなく、民度が高いと言われる世田谷では、都合よく加工された情報伝達ではなく、まずは実情、実態をそのまま情報開示し、そして広く区民意見を伺い、政策立案と実行につなげていくといったようなサーバントリーダーシップこそが、これからの先進自治体のリーダーとしてあるべき姿だと考えております。

このようなタイプのリーダーにこそ期待したいのが、さらなる区民参画を促す新しい公共の実現です。区長もこれまでにさまざまな市民活動やNPOにかかわってこられたと伺っていますが、我々はこれまでも、新しい公共の確立を目指してNPOなど

を区政パートナーとして積極的に活用し、また育成支援していくべきと提言してきました。NPOの活用・育成支援について今後どのように取り組みを進めていくのか区長の見解を問います。

さて、区長は、就任あいさつでも、昨日の他会派答弁でも、行政は安定して継続すべきとの方針を打ち出され、その実現のためにも、長らく世田谷区の行政運営に携わってこられたお二方を副区長に任命されたのだと認識しています。両副区長におかれましては、区長のパラダイムシフトへの挑戦をしっかりとサポートしていくことと期待していますが、昨日の他会派答弁を伺っている限りでは、まだまだその意欲は感じませんでした。

そこで両副区長に伺いますが、それぞれの担当領域における課題をどのように認識されているのでしょうか。我々は、財政再建は大変重要な課題であり、これを実現するためにも、土木・開発事業に関しては抑制していくべきと主張してきました。区長の招集あいさつや昨日の答弁からはその方向にあるものと感じましたが、財政よりも都市整備がむしろ専門領域として長かった板垣副区長の認識とご見解をお聞かせください。

また、秋山副区長におかれましては、福祉領域において、世田谷が全国に誇れる自治体として再興していくことを期待していますが、もう一つの区民生活領域の中でも、特に産業政策に関してはどれほどのご見識があるのか、まだわかりません。産業政策については、斜陽産業の保護ばかりしていても地域は活性化しませんし、十年、二十年先を見据え、まさにパラダイムシフトが必要であります。私は、これまでに具体的な提言もしてまいりましたが、秋山副区長がこれまで福祉領域で取り組んでこられたように、保坂区長と国とのつながりを生かして、国の省庁と直接やりとりをし、先進的な取り組みを国の事業予算で行っていくようなことを期待しますが、秋山副区長の見解をお聞かせください。

次に、子どもを安心して育てられる環境づくりについて、二つの側面から質問します。

まずは、子どもを被曝から守ることについてです。冒頭でも触れたように、福島原発事故によって飛散した放射性物質によって子どもたちが被曝しないよう、世田谷区の保護者たちからたくさんの意見や要望が私のところにも毎日のように寄せられています。その多くが、給食食材産地に関することと、校庭や園庭、プールの水、公園の砂場などに集積した可能性のある放射性物質の除去といった内容です。正確な情報が得られないという状況はますます不安をあおることになりかねませんので、まずは、区長が述べられたように、きちんと調査を行い情報公開していくこと、そして、被曝リスクが高い数値が出た場合には除去していくことが重要です。少なくとも区立の小中学校や保育園に関しては食材産地を公開すべきですし、放射線量調査については、区立の小中学校、幼稚園、保育園だけでなく、たくさんの子どもたちの遊びの場でもある公園の砂場も調査して公開すべきと考えます。また、私立においても、保護者や施設の要望に応じて放射線調査の対象としていく必要があると考えますが、区の見解を問います。

区立の給食食材産地については、各校、各園によってさまざまかとは思いますが、中には茨城産食材を使用している学校もあると耳にしています。子どもの内部被曝を恐れている保護者が求めていることは、今回の事故で飛散した放射性物質がたとえ数値が低かろうと、体内で蓄積していくものを給食食材として選択するなということであり、茨城産でも国が出荷制限をしていない品目だから安心という説明ではありません。

長野県松本市の菅谷市長は、かつて医師としてチェルノブイリ原発事故による被曝患者の医療支援に携わった経験から、四月一日の段階で、県外産食材を使わざるを得ない場合に、農産物から放射性物質が検出された地域を避けるという制限を設けてい

ます。また、先日、茨城県鹿嶋市でも、地元茨城産食材の使用を中止し、西日本産を中心に発注しているとの報道がありました。

このような取り組みは風評被害を助長するとの批判的意見もありますが、いずれの自治体も子どもの健康を優先した旨の説明をしており、保護者の賛同を得ています。さきの区長選では、保坂区長にこのあたりの対応を期待した区民も多いように感じています。区長の政治的決断を期待します。

もう一つは、長らく世田谷区の子育て政策上重要な問題となってきた保育園待機児童についてです。先日保育課から報告された今春の待機児童数は、昨春の七百二十五人から微減の六百八十八人とのことでした。認可保育園の入園希望者が毎年増加しているとはいえ、それを上回る数を昨年度は整備したと認識していましたし、実際には四月一日の段階で定員を満たしていない認証保育所なども例年以上にありましたので、この数値には少々疑問が残りました。このような結果となったことを区としてどのように分析しているのでしょうか。

一つの問題は、保育サービスの地域偏在が考えられます。現在のような五地域ごとの待機児童数公表ではなく、より詳細に地区ごとに施設数をあわせて公表すべきです。また、もう一つの問題は、区民ニーズの高い認可保育園や保育室の整備が進まないという点です。応能負担となっている認可保育園や保育室の入所は希望する人が依然として多い状況ですが、利用料金が応益負担となる認証保育所には預けることができない家庭もあるのではないのでしょうか。今春、認証保育所については定員割れとなった施設も例年以上ありますし、事業者が定員割れを防ぐための取り組みには、認可保育園申込者には次年度利用を保証しないとといったようなこと、申込金を返還しないなどのトラブルも発生しています。これ以上認証保育所をふやしていくことは、過度な利用者獲得競争に発展しかねませんが、ことしはさらに五カ所も整備予定とのことでした。

一方で、区民ニーズの大きな認可保育園は新規で三カ所、保育室に至っては定員増

すら認めないという状況です。単に保育サービス定員をふやせばよいという状況でないのは明らかです。保育園の待機児童問題こそ、情報公開と区民意見の集約、すなわちニーズを的確に把握し、待機児童の実情や保育サービス整備に関するプロセスなどをきちんと情報公開していく必要があると考えます。区は今後どのように情報公開し、待機児童解消に取り組んでいくのでしょうか。整備予定数及び進捗状況とあわせてお答えください。

次に、学校と教育の改善について幾つか伺います。

区長は、招集あいさつで、学校現場での教育活動をより一層充実させるために、国際理解教育や農作業体験など、特色ある取り組みを支援していくとおっしゃいました。二〇〇〇年からスタートした総合的な学習の時間は、このような取り組みを授業として行うことができる貴重な時間ですが、世田谷区ではなぜかその時間の半分以上を教科「日本語」に使ってしまっています。日本語をしっかりと学ぶこと自体は大切なことですが、我々も、議場にいる多くの方々も、国語という授業でしっかりと学んできたはずですが、皆さんは、これまで生きてきた中で国語の授業で不足だったと感じたことがあったでしょうか。むしろ成熟した社会の中で生き抜いていくために必要なキャリア教育や起業家教育、グローバル化が進む社会においては国際理解教育が必要であり、そのような教育を行うために総合的な学習の時間は設けられたはずですが。

世田谷区の教科「日本語」については、国語とのすみ分けもあいまいですし、今後は日本語教育の専門外教員が教えていく比率が高まっていくということになる問題を抱えたままです。子どもたちにとって貴重な授業時間をこれまでどおりに教科「日本語」に費やすことには大きな問題があり、見直すべきであると提言してきましたが、区長は教科「日本語」をこのまま継続していくことを了とするのでしょうか、見解をお聞かせください。

続いて、学校現場におけるいじめ撲滅の取り組みと、指導力不足教員に対する指導

改善について伺います。

区立小学校の現場においては、社会環境の変化に伴いさまざまな問題がありますが、少なくとも児童が落ちついて学べる環境は担保されなければなりません。前回の定例会代表質問でも学級崩壊状態のクラスを取り上げ、早急な改善要求をいたしました。その後具体的にどのような対策をとったのでしょうか。先日も、ほかの学校の保護者からの依頼で学級崩壊状態のクラスを視察してきましたが、授業中に大騒ぎしている児童がいるにもかかわらず担任がきちんと指導しておらず、同じ学年のほかのクラスと比べてみても大きな違いがあり、安心して学習できる環境が担保されていませんでした。

教員の指導力強化については、私はこれまでも指摘してきましたし、教育委員会も取り組んできたことと思いますが、教員の指導力平均値を上げて、学級崩壊状態のクラスが存在することには大きな問題があります。このようないわゆる荒れたクラスでは、児童の悪ふざけがいじめに発展していくリスクも高いと考えます。若手教員の増加に応じた指導力強化対策とあわせて、教育委員会内に、いじめ・学級崩壊撲滅対策チームを設置するなど、より具体的な対策が必要と考えますが、教育委員会の見解と取り組み状況を伺います。

続いて、学校現場における安全対策について伺います。

私は、これまでもたびたび世田谷区立の小中学校の安全対策の不備を指摘し、改善要求してきました。まずは、転落防止についてです。学校現場における落下事故は毎年全国でも何件も事例があり、世田谷の小中学校においても、簡単に窓を乗り越えられる箇所がたくさんあります。児童生徒の指導だけではなく、落下防止ガードの設置などハード面で取り組むべきと要求してきましたが、今年度以降はどのように改善の取り組みが進むのでしょうか。

もう一つ、子どもの命を脅かすリスクとして不審者侵入対策についても改善要求を

してきました。現在のように小学校二校を一人の警備員が担当するという事は、いなくても同じと言っても過言ではありません。毎度学校訪問をするたびに感じますが、実情として、だれでも簡単に児童に接触できてしまう環境です。世田谷以外の東京二十二区中半分の十一の区で全校オートロックとなっています。大阪池田小での児童殺傷事件から先日ちょうど十年となりました。この痛ましい事件を我々は決して忘れてはなりませんし、予防策をきちんととっていかねばなりません。事件が起こってしまったからでは遅いのです。最悪の事態を招く前に全校オートロック化にするか、少なくとも警備員を一校一人に増強するなどの改善が必要です。区教育委員会の見解を問います。

学校に関する質問の最後に、大規模災害時のICT活用について伺います。

三月十一日の東日本大震災当日は、多くの保護者が子どもの状況を気にしていたことと思います。携帯電話も携帯メールも受発信できないという状況でしたが、多くの人がツイッターでの情報の受発信をタイムリーに行い、状況把握をしていました。後日、世田谷区の広報も災害対策公式アカウントを設け、情報発信を開始し、多くの区が情報収集に利用していましたが、今後は大規模災害対策の一環として、区立小中学校それぞれがツイッター公式アカウントを設け、非常時に保護者への情報伝達がタイムリーに行うことができる環境整備が必要だと考えます。非常時の発信のみという設定であれば、コストも労力もかからず簡単に取り組むことができることですが、区教育委員会の見解を問います。

次に、高齢者が安心して暮らせる取り組みについて二点伺います。

区長は招集あいさつにて、災害時要援護者の対策推進のために、地域単位でのコミュニティを基盤にした、被災後の安否確認から支援まで強化する旨の発言がありました。これは、災害時要援護者対策だけでなく、世田谷区全体で増加している高齢者のみ世帯すべてを対象に考えていく必要があります。

現在、高齢者の見守り事業が進められていますが、前回の代表質問でも指摘しましたとおり、あんしんすこやかセンターや民生委員、町会・自治会の人たちが訪問した際の情報が共有化される仕組みに課題があり、特に災害など有事の際には大きなリスクとなり得ると考えております。災害対策の取り組みを強化していくこの段階で、高齢者の状況を関係者が随時共有できるようなナレッジマネジメントの仕組みを確立するよう改めて要求しますが、区の見解を問います。

続いて、介護に関する懸念について一点だけ伺っておきます。

世田谷区が全国に先駆けて始めたナイト・ケアパトロール事業は、二十四時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業として、国が法制化に向けて改正案を検討しているという状況です。現在、世田谷区ではこれを請け負う事業者が一社となっていることにリスクを感じますが、世田谷区はどのような対応をしていくのでしょうか。

最後に、エネルギーシフトとスマートシティー世田谷について伺います。

自然再生エネルギーの普及と定着、産業振興と連動し、中長期的には電力の地産地消に取り組む旨の発言が区長からありましたが、飯田市の取り組みを参考にしていこうといった前向きな発言が同時にありました。区民ファンドという考え方もありますが、今後、民間企業連携型モデル事業を進めていくことも考えられます。藤沢市がパナソニックなど八社と進めるエコタウンは二〇一八年完成予定です。世田谷区でも取り組みを検討していくことを要望しまして、壇上からの質問を終えます。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 世田谷民主党の風間ゆたか議員の代表質問にお答えいたします。

まず、被災地支援、放射能対策、どういう予算で行うのかというご質問がありました。緊急を要する予算は今年度の予算を使い、足らざるところ、より重点的な準備が必要なところは補正予算を使い措置いたします。

区ではこれまで、三月十一日直後から被災地への物資提供を初め義援金の募集など

行ってきました。そして、今回、中長期にわたる復興支援金の募集や南三陸町、ここでの課税基本台帳に資する住宅現況調査について、世田谷区として責任を持って応援しようということで、職員派遣の準備を進めているところでございます。

そして住宅支援、先般も、一昨日ですが、五十人近くの世田谷区内に避難されている方のお話を聞きました。半年ということでの応急避難所扱いということで、世田谷区の区営住宅等に住んでいらっしゃるわけですがけれども、今後、区として民間の区民の所有する貸し家やアパート、これを募集していく、そして区で助成していくということを考えてきました。加えて仮設住宅、これはつくられています、仮設住宅のスキームで災害救助法に基づいて、実は世田谷区であっても全額借り上げをすれば、これが被災地、地元自治体からの要請であれば、財源負担も含めて措置をされるという制度も研究し活用していきたいというふうに考えております。

また、災害対策についてですが、昨日からも申し上げているとおり、想定外という言葉を外した総点検を実施していくんだということを急いでいきたいというふうに思います。

災害対策については、これまで何度となく世田谷区でも点検が行われ、準備が重ねられて、そしてマニュアルもできているという報告を受けております。しかし、万全な対策やマニュアルというのは、実は今回の事態が明らかにしたように、これは難しいわけであって、そういう意味では、ぜひ区議会議員の皆さんや区民の皆さんからのご指摘も受けながら、今こうやって点検を進めているんだという情報も開示しながら、急ぐべきもののプライオリティーをつけながら行っていきたいというふうに思います。

また、放射性物質の対策では、私のもとにも「区長へのメール」、六月一日から大変多くの区民からの声が届いています。連休明けから関係する所管を集めまして、区としての測定の体制を図るべく、さまざまな障害がございました。例えば機器が入手

できない、あるいは入手できたとしても、だれが測定をするのか等々の問題がありました。一つ一つクリアしながら、これを世田谷区として実施する。昨日、他会派へ答弁しましたように、世田谷区として実施する準備を重ねながらも、東京二十三区の区長会、西川会長にも東京都と国で速やかにやってほしい、この要望も出しながら、同時並行で進めております。

ただ、いつ実施なのかということについて、時間がかかり過ぎているのではないかとご指摘は謙虚に受けとめたいと思います。これは速やかに、さまざまな事情がある壁を乗り越えて実施、公表するように指示をしていきたいと思ひますし、プールの授業ももう始まっていくという中で、緊急を要する問題、これについては、区民の心配にこたえていきたいというふうに思ひます。

以上が災害対策、被災地支援に対しての答弁であります。

また、一点抜けましたけれども、災害対策の際に、議員も実際に行動されたということですが、世田谷区内からも大変多くのNPOやボランティア団体、あるいは企業が、あるいは商店街がさまざまな形で被災地に入っています。しかし、どういう形で被災地に入ってどういう情報があるのかということや横でつなぐというところがおくれていたなということや率直に思ひます。ぜひ区内のボランティア団体を中心に被災地に、それぞれ団体が一つの点でつないでいるところは点を面につなげて、世田谷区民がさらに被災地に行ってボランティアをするのにどうしたらいいのか、こういう効率的、また具体的な情報を出していきたいというふうに思ひます。

次に、新しい公共、NPOなどの積極的な活用についてどのように考えているのかという質問もいただきました。NPOは、行政補佐機関でも、あるいは補完の団体でもありません。新しい時代の市民、区民の社会参加を実現する大切な原動力だと認識しています。

現在、区内には四百三十余りのNPO法人に加えて、法人格を取っていない市民活

動団体や、環境、福祉、教育やコミュニティーづくりなど多くの分野で活発な団体が活動しています。

実は私が国会に行った九六年に、当時の大きな政策のテーマは、実はこのNPO法案の成立をめぐる議論でした。当時、自民・社民・さきがけ連立政権の中に私はいましたが、与党の中での意見調整、そして与野党を超えて国会の中でのちょうちょうはっしの議論、これは一年生議員が議員立法の議案を起草して、答弁書も見ないで答弁をする。その姿を亡くなった奥田敬和議員、ベテランですね、竹下派七奉行と言われましたけれども、この方が見ていて、ああ、これが議会の姿なんだ、時代が変わった、こういうふうに感動していたということをおい出すところでございます。

そして今回、この大震災のさなか、政治がなかなか動いていないというさなかに、超党派の議員立法で国会でNPO法の改正が着々と進んでいて、今国会成立の見通しであるというニュースを私どもは注目しております。この改正が行われると、現在、寄附優遇税制を受けているNPOは大変少ないんですが、認定NPO法人の認定の権限が国税庁から都道府県に移管をされます。さらに認定を受けやすくする、ハードルを下げる、こういう改正も行われていると聞いています。

さらに大きなそれこそパラダイムシフトは税制改正です。個人が認定NPOに寄附をすれば、その約半額が所得税、住民税から控除をされる、減額をされるという仕組みが同時につくられようとしています。まさに、これまでNPOのあり方がある種の助走期だとすれば、本格的な活動期に今後入っていく。世田谷区の区政の運営の中で新たな位置づけが必要になってくるというふうに思います。

そのことについて大いに期待をし、区としてはなかまちNPOセンターを開設して、NPOの活動や相談事業に後押しをしているところですが、現在の状況を踏まえて、さらに網の目を細かくし、そして市民活動相互の交流などの地域のきずな推進事業の実施などの支援策も同時に展開をしていきたいというふうに考えております。

次に、学校教育について、総合的な学習の時間と教科「日本語」の関係について質問をいただきました。

世田谷区では、平成十九年度から区独自の教科として「日本語」が実施をされ、注目を集めてきたと聞いているところでございます。昨日も他会派の答弁でお話ししましたように、子どもたちにインプットされた日本語の語感やリズム、古典の作品やすぐれた詩などが体にしみ渡っていくということは私は大切なことだと思っています。

こうして醸成をされた日本語力や表現力、あるいはイメージーション、想像力が次にどのように発揮をされていくのか、どのように日本語を使って言葉が紡ぎ出され、そして他者へ働きかけていく、そして合意形成をしていく、あるいは仮説を構築していく、こういったいわばアウトプットの部分を、教員がコーディネーターとして、子どもの自由な発想を引き出すようにしていく形での発展を私は期待しています。

そもそも総合的な学習の時間というのは、学校教育がいわゆる昔から変わらない教科で、時間割りを消化すればそれでいいという時代ではないのである。子どもたちが不定形な、そして秩序が必ずしも順序立てていない、実際の社会はそういう社会で、そこに入って行くのに当たって、生きる力というものを総合的に地域の中で学び取っていこうというのが総合的な学習の意義だろうというふうに思います。今回、総合的な学習の時間が削られたということで、これは大変残念だなと思いますが、教科「日本語」の中でも総合的学習の中で行われるという部分をぜひしっかり強化していただきたいというふうに考えているところでございます。

私は教育委員会とともに、こうした問題意識、そして新たな取り組みであった教科「日本語」は、さらに総合的学習削減という中でまた新しい段階を迎えるということをしっかり丁寧に意見交換し、そして問題意識を分かち合っていき、保護者や区民に対してよりよい世田谷の教育を提供していきたいというふうに思います。

以上です。

〔板垣副区長登壇〕

◎板垣 副区長 担当領域と課題認識について、副区長に問うということでございました。先に私のほうから答弁をさせていただきます。

私は、主に企画総務、都市整備領域を担当いたしますが、この中では、まず厳しい財政状況を踏まえ、将来に向けて安定した財政基盤を確立することが大きな課題であると認識しております。引き続き行財政改革を確実に進めることにより持続可能な区民サービスの提供に取り組んでまいります。

また、今回の東日本大震災を契機としまして、交通や通信の途絶、長時間大規模停電、帰宅困難者の発生などの課題が明らかになり、災害時における新たな対策が必要になるとともに、東北地方の被災地の状況から、地域コミュニティ強化の必要性もまた改めて問われているものと認識しております。首都圏直下型地震や関東・東海大地震への対応も含め、過酷な事態も想定した災害対策とともに、顔と顔が見える災害に強い地域コミュニティの再構築も進めてまいります。

都市整備の分野では、みどり33の実現に向けまして、公共及び民間の緑を保全、創出するため、公園緑地の整備や農地保全方針、緑化地域制度による取り組み等を進め、引き続き道路や公園などの安心して暮らせるまちづくりの基盤整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

そのためにも必要となってくるのが、ご指摘のありましたように、財政再建でございます。したがって、私は、安定した財政基盤づくりを行い、そして、必要な社会資本を着実に次世代にバトンタッチをしていくことが行政としての責務であると考えております。区民の生命や財産を守ることは、区政における不変のテーマでございます。その施策を進める上で、議員の皆様や区民の皆様から幅広くご意見をいただきながら、中長期的視野に立ち、将来を見据えたまちづくりに取り組んでまいりたい

と考えております。

以上でございます。

〔秋山副区長登壇〕

◎秋山 副区長 担当領域と課題認識についてでございます。

私は、主に区民生活、保健福祉領域と総合支所を担当いたしますが、少子・高齢化が進む中で地域コミュニティの再構築が大きな課題であると認識をしております。現在進めている高齢者の見守りの活動は、地域のきずな再生のための重要な施策と考えております。また、今回の東日本大震災により、被災地はもとより、国内に疲弊感が広がっている中で、私は、何よりも区民が元気になるまちづくりを目指したいと思っております。既存の産業団体の育成とともに、企業と大学の連携などによる新しい産業の創出にも目を向けてまいります。また、「世田谷芸術百華」を初めとする文化芸術の取り組み、「世田谷246ハーフマラソン」や子ども駅伝の開催などによるスポーツ振興などにより、活力ある世田谷区の実現に取り組んでまいります。

保健福祉の分野においては、子どもたちや高齢者、障害者が安心して暮らすことのできるまちづくりは、引き続き区政の大きなテーマです。子どもの虐待防止への取り組みを進めるとともに、保育園の待機児解消や小規模なグループホームやケアホームなどの施設整備について、国や都が所有する土地の有効活用なども視野に入れた検討を進めてまいります。

また、介護サービスや障害者制度などの福祉施策において、国の法制度改革がたび重なる中で、財政状況が厳しいことを十分に踏まえつつも、区議会のご意見に加えて、区民の皆様の声や現場職員の声にも耳を傾けながら、世田谷区の実情に即した福祉施策の実現を目指してまいります。

以上でございます。

◎齋藤 環境総合対策室長 私からは、放射線の測定及びスマートシティーの取り組み、この二点についてお答えいたします。

今回、保護者の方々からのご要望にこたえるため、区役所付近での定点測定のほか、小中学校、保育園等の校庭、園庭などでの放射線量を測定することに加えまして、プールの水質検査を専門機関に分析を委託して実施することといたしました。このような測定が実施されることによりまして、保護者の方々はもちろん、お近くにお住まいの区民の皆様の方々の不安の解消にも資するものと認識しております。測定結果に関しましてはホームページ等で公表する予定でございます。

次に、スマートシティーへの取り組みについてでございますが、基本的には、スマートシティーに至る第一歩といたしまして、電力使用状況の見える化が重要だと考えております。家庭内でどれぐらいの電力が使用されているのかをリアルタイムで把握する取り組みが有効だと考えております。まずは、区における望ましいあり方を探るため、関連情報の収集、諸条件の整備の観点から、今後も引き続き電力事業者に協力を求めてまいります。

以上でございます。

◎佐藤 教育次長 私からは、三点についてお答えいたします。

まず、内部被曝ゼロにつきましたの学校給食の食材の情報公開についてでございます。

学校給食の食材につきましては、このたびの震災による原子力発電所の事故によりまして、保護者の方々から不安の声をいただいております、できる限り丁寧な説明に努めているところです。現在、給食の食材につきましては、各小中学校において産地確認を確実にしておりますが、国においては暫定基準値を超えた野菜類等の出荷制限を厳格に実施しており、市場に出回っているものは安全なものと考えております。

一方、当分の間事故が収束する状況でないことから、保護者の方々の不安の声もい

まだなくなる状況にはなっていないということも承知しております。ご指摘の食材の産地公表につきましては、結果として特定の県について風評被害を拡大させるおそれがあることから慎重な対応が必要と考えておりますが、各学校において問い合わせ等があった場合にはお答えすることとしております。

教育委員会としましては、今後とも、保護者の方に安心していただけるよう、ホームページ等を活用しながら丁寧な情報提供に努めてまいります。

二点目でございます。落下防止や不審者侵入対策の強化等学校の安全安心対策についてお答えいたします。

教育委員会では、防犯カメラや警視庁による非常通報ができる学校一〇番の設置、警備員の配置や防犯訓練など、ハード、ソフトの両面からさまざまな防犯対策や事故防止対策に取り組んでおりますが、より危機感、緊張感を持った取り組みが必要であると認識しております。

お尋ねの窓からの落下防止策につきましては、開口部に手すりの設置や開口幅に制限を設けるなど、児童生徒の落下防止に努めてきており、今後も窓の場所に即して開口幅を再点検するなど、安全管理を徹底してまいります。また、電子ロックにつきましては、現在、新たな学校施設整備方針に基づき、二十一年度以降これまでに小学校五校、幼稚園二園において導入しており、今後とも学校の改築等の際に計画的な導入に努めてまいります。

最後に、大規模災害時における各学校でのツイッターの導入についてお答えいたします。

今回の震災では、CMSというソフトパッケージによるホームページでの情報発信に取り組んだ学校もあり、校外学習でディズニーランドに出かけ、帰れなくなった八幡中では、その状況をホームページに更新し、多くの保護者の方々が閲覧するなど、災害時のインターネット活用が有効な情報手段であることが明らかにされたと考え

ております。

お話しのツイッターは、インターネットを活用し、双方向の対応ができるコミュニケーションサービスであり、情報量を限定しているため、通信混雑時も比較的安定的に通信できる利点がございます。

教育委員会としましては、まずは、災害時を含め、学校広報の重要な役割を果たしているCMSの全校への普及や活用を進める予定であります。お尋ねのツイッターに関しましても、学校とも相談しながら研究、検討してまいります。

以上でございます。

◎萩原 子ども部長 私からは、待機児解消に向けたさらなる保育園整備についてのお尋ねにお答えいたします。

本年四月の入園選考の特徴としまして、震災の影響と思われる突然の入所辞退などが多く、四月の定員にあきが出るという状況がございましたが、景気の低迷等が長引けば入園希望者数が引き続き増加することが予想されることから、継続的な取り組みが必要と考えております。

区としましては、現在、保育施設整備に向けて、事務の調整や関係者、事業者との協議を進めているところであり、今年度、認可園やその分園四カ所、認証保育所五カ所などによる整備目標量約七百人の達成に全力を注いでまいります。

平成二十四年度以降につきましては、引き続き認可保育園の整備を中心に、子ども計画後期計画の目標事業量を踏まえつつ、保育ニーズの動向を見きわめて、区の財政状況も考慮し、議会のご意見も伺いながら、保育サービス施設の整備を進めてまいります。

お話しの地区単位での待機児数については、技術的な集計の正確さの問題もございます。いずれにしましても、引き続き児童の実態や整備について、可能な限り情報の

提供に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎古閑 教育政策部長 私のほうからは、いじめ撲滅の取り組みと指導力不足教員に対する指導改善についてお答えいたします。

教育指導課では、各学校を担当する指導主事を定め、担当校の学校経営や教育活動、児童生徒、教職員の状況を日ごろから把握し、指導、助言したり、保護者から直接相談を受けたりする体制を整えております。学校でいじめの兆候などが見られたときには、校長のリーダーシップのもと、組織を挙げて問題の解決を迅速に進めることが重要です。そのために、指導主事が直接学校に伺うなどして対応の徹底を図っており、状況によっては、教育指導課に配置している心理の専門家と指導主事が連携して対応しております。

議員から、いじめ・学級崩壊撲滅対策チームのご提案をいただいておりますが、教育指導課では、退職した校長を教官とする指導力向上サポート室を設置し、指導主事とともに、いじめや学級崩壊の兆候が見られた場合に学校を訪問して対応したり、教員の指導に課題が見られた場合に、校長や副校長が行う指導に加え、授業等を十分観察し、個別の指導を継続的に行ったりしております。このような取り組みを引き続きさらに充実させていきたいと考えております。

さらに、生活指導主任研修において、NPO法人の代表を講師として、いじめ防止プログラムを取り上げるなどしておりますが、今後も学校と教育委員会、関係機関等との連携を強化し、いじめの防止や教員の指導力向上をより一層進めてまいります。

以上でございます。

◎堀川 地域福祉部長 高齢者の情報の共有化についてご答弁申し上げます。

高齢者の見守り事業に関する情報の共有につきましては、特に支援を要すると思われる高齢者に関する場合には、あんしんすこやかセンターを中心に取り組んでおりま

す。センターでは、職員が訪問活動等により、見守りが必要な高齢者の情報を収集するとともに、町会・自治会、民生委員、地区社協とのネットワークづくりに努め、心配な高齢者の方にお気づきの際にはご連絡いただけるようお願いするなど、センターを中心とした情報の共有化に努めているところでございます。災害時の対応としては、東日本大震災の発生後、センターでは、把握している情報をもとに、安否確認が必要と思われる高齢者を対象に、電話確認や訪問による状況確認を行ったところでございます。

区といたしましては、今後、災害時の対応も含め、見守りを必要とする高齢者を的確に支援できるよう、効率的な情報の収集、共有化の仕組みについてさらに検討してまいりたいと存じます。

続きまして、二十四時間対応の定期巡回・随時対応サービス法制化についてご答弁いたします。

このサービスは、今般の介護保険法改正で二十四年度から創設される見込みの新たなサービスで、一日複数回の定期訪問と二十四時間の随時対応サービスを組み合わせて提供し、要介護高齢者の在宅生活を支えることを目指すものでございます。

世田谷区では、昨年度、国の調査研究事業に協力するとともにモデル事業を実施してきたところであり、今後、この新しいサービスが普及することで、高齢者が安心して住みなれた在宅での生活を継続できる世田谷の実現を図ってまいりたいと考えております。

ご指摘にありました事業者の数につきましては、身近な地域で定期巡回の訪問を行い、随時対応の際も短時間で駆けつけられるように区内で複数の事業者が実施することが望ましいと考えております。そのため、今年度はモデル事業の拡大を予定しており、新規事業者の参入も誘導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆二十五番（風間ゆたか 議員） 終わります。

○畠山晋一 議長 以上で風間ゆたか議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、生活者ネットワークを代表して、十三番桜井純子議員。

〔十三番桜井純子議員登壇〕（拍手）

◆十三番（桜井純子 議員） 生活者ネットワーク世田谷区議団を代表して、質問いたします。

三月十一日の東日本大震災から三カ月がたちました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、いまだなお避難所生活を送られている方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

通告に従い、順次質問を進めてまいります。

初めに、区民主体の区政運営についてお聞きします。

以前、世田谷区は、区民参画の先進自治体として注目を集めてきました。しかし、現在では周回おくれのトップランナーと言われるほど後退してしまいました。この点については、生活者ネットワークから再三指摘をして、区民参画の再構築をして、区民自治の推進に取り組むべきと申し上げてまいりました。しかし、これまで改善はなされず、区民参画については後退し続けてきたと感じています。区民自治、区民参画の再構築が今後の大きな課題です。情報公開と区民参画は車の両輪という区長の考えは、生活者ネットワークの政策と一致します。区民参画を保障するためには、正確な情報がタイムリーに提供されることが大切です。生活者ネットワークは、大事なことは市民が決めるという考え方に立った区政運営がされるべきだと考えています。その実現には、自治基本条例の制定など、制度の整備も視野に入れた取り組みが不可欠です。新しい世田谷区政を担う区長として、区民参画、区民自治をどのように進めてい

くのか、区長のお考えをお聞きします。

また、地域行政制度についても改善を求めます。長年、地域に密着した行政運営、区民自治の拠点として取り組まれてきた世田谷の地域行政制度は、窓口サービスの効率化など幾たびかの見直しを経て、現在では、区民の自治を支えるどころか、区民にとって身近な存在ではなくなりつつあります。本来は、出張所・まちづくりセンターは、世田谷区行政の区民に親しまれる、頼られる存在でなくてはなりません。

私たちは、東日本大震災以降、地域のつながりの大切さを改めて実感しました。地域の住民同士のつながりとともに、日ごろから地域に身近な行政であることは、大きな災害が起きたときに本当に欠かせないということも実感しました。災害に強いまちづくりには、耐震化などハード面だけではなく、福祉的な機能を強化する等、人と人とのつながりを大切に作るソフト面でも大いに力を発揮するものです。その核となるのが地域の区民に身近な出張所やまちづくりセンターなのです。区長は、地域行政制度を生かしたまちづくりの充実を進めるとおっしゃっています。どのように取り組む考えかお聞きいたします。

次に、災害対策についてお聞きいたします。

世田谷区ではこれから、東日本大震災の経験から、地域防災計画の緊急点検を行うとしています。今後、首都圏直下型地震の可能性がますます高まることを考えても、点検は急いで行う必要があります。そして、この点検には、女性の視点、生活者の視点も必要です。震災後すぐに内閣府男女共同参画局は「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」を公表し、避難所において女性や子育て家庭などが避難所生活を少しでも安全安心なものとするよう配慮すべき点を指摘しています。例えば、おむつや離乳食などの物資の選定や女性等の要望を聞いていくこと、プライバシーの確保のための仕切りの工夫や、授乳室や安全な男女別トイレの確保、また、各避難所の運営体制への女性の参画、そして、性暴力やDVなど、女性に対する暴力を防

ぐための措置を講ずることなどです。

実際、避難所で支援活動をした方からは、女性のリーダーがいるところは、女性や子どもだけではなく、高齢者の方々や障害のある方への配慮も行き届いた避難所運営になっていると聞きました。避難所によっては、小さなお子さんがある子育て家庭は、子どもが夜泣きなどをするとうるさいと言われることから避難所にいられなくなり、避難所を転々としているという話も聞きます。被災直後、一日目から生活が始まるという考え方に立ったマニュアルづくりも必要です。子どももちろん、高齢者、障害者、子育て家庭、シングル女性、セクシュアルマイノリティーなどなど、多様性を尊重し、それぞれの生活に合った避難所の運営を日ごろから目指しておくべきなのです。

これから取り組まれる地域防災計画の点検や災害対策の点検では、今回の経験をしっかりととらえて、避難所運営体制に男性、女性それぞれのリーダーを置くことを位置づけること、子どもへの支援を明確にすることなど、女性の視点、ジェンダーの視点が災害時に生かされることを求めます。区の見解をお聞きします。

福島第一原発爆発後、三月十五日には、十三都道府県では大気の放射線量が平常値を大きく超えました。このような不測の事態が起きたときの対応は、現在の防災計画には明示されていません。原発事故への対策は欠かせません。原発事故を想定した防災計画にしていくことが必要です。区の見解をお聞きします。

また、世田谷清掃工場の安全性も懸念されます。今回、世田谷清掃工場内で、工場内炉室内部のダイオキシン濃度が上昇する事故が起きました。一部事務組合は、内部での流出という理由から労働環境問題だけに特化し、地域への流出のおそれを含めた情報公開はすぐにはされませんでした。この現状を改めて考えると、今回の震災以上の災害が起き、不測の事態が起きた場合、正確な情報公開が迅速に行われるのか、また、そのときの責任の所在はどこにあるのかなど、不安です。

まず、災害時の世田谷清掃工場のガス化溶解炉の耐震性や安全設計などについて把

握すること、また、どこが責任を持って区民の安全を守るための対応を決定し、実行するのかなどもはっきりさせるべきです。現状と今後の対策についてお聞きします。

次に、男女共同参画社会の実現に向けてお聞きいたします。

だれもが自分らしく生きていくためには、男も女もセクシュアルマイノリティーも、子どもも、高齢者も、障害者も、外国人も、だれもが差別なく尊重される思いやりある社会をつくる必要があります。そのために、男女共同参画政策の推進を求めてきました。世田谷区では、二〇〇九年には男女共同参画担当課を設置し、デートDV防止など幾つかの課題では取り組みが進んでいます。とはいえ、まだまだスタートしたばかりです。

これからは今まで以上に、人権政策として男女共同参画に取り組むことを期待します。区長は、男女共同参画について、どのように現在の課題をとらえているのでしょうか。また、これからの世田谷区政においてどのように取り組んでいく考えかお聞きいたします。

ドメスティック・バイオレンス、DVの根絶は、世田谷区実施計画にも掲げられている重要な施策です。日本では三日に一人の女性が配偶者によって命を奪われています。また、DVの目撃は子どもの虐待であると同時に、多くが子どもへの直接的な虐待につながっています。DV被害者への支援は、子どもの健やかな育ちを守るためにも大切な取り組みです。まず、支援の入り口は、被害者がだれかとつながる、だれかに相談することから始まります。DV被害の相談は、何となく生きることがつらいという相談から始まることが多いため、相談事業については間口が広いことが大切です。

震災後、心の悩みを抱えた方たちが、震災をきっかけにつらい出来事がフラッシュバックしてしまったり、不安を抱えたりしたときに、区のDVなどの電話相談が利用されたと聞きました。以前から相談事業の充実と再構築を求めてきましたが、区は男女共同参画プランの調整計画にあわせて検討するとしてきました。しかし、今回の震

災後の状況から、被災後の相談事業の重要性を再認識しました。DV相談などの事業の再構築は、調整プラン策定作業を待たずに早急に着手すべき重点項目です。区の見解をお聞きします。

また、男女共同参画に関するあらゆる課題を地域で取り組むためには、NPOなど区内活動団体を育成、支援していくことも大切です。これまでもらはずの活動団体のネットワークづくりへの取り組みなど、地域における男女共同参画の取り組みの力をつけることを提案してきました。区の見解をお聞きします。

次に、子ども・若者政策の推進についてお聞きします。

二〇〇四年に報道された、大阪の岸和田市で起きた中学三年生が餓死寸前で発見された子ども虐待事件は、子どもの虐待は力の弱い小さな子どもにだけ起こるわけではないということを改めて気づかせ、虐待発見に対する地域や学校のかかわり方など、さまざまな問題を投げかけました。その後、子ども虐待への対応策は少しずつ進んできているとはいえ、昨年の虐待相談件数は前年度比三・六%増の四万四千二百十一件で過去最高でした。先日報道された岡山県の虐待事件では、十六歳の高校生が命を落としました。中学生のときにも体のあざが発見されていたにもかかわらず、命を救うことができなかったのです。子ども虐待への対応はまだまだ課題が山積みです。

世田谷区では、就学前後の小さい子どもたちへの虐待予防は充実が図られてきました。しかし、数々の報道でもあるように、思春期になっても虐待が続くことも多く、その影響も深刻です。対応が早急に整えられる必要があります。地域や学校での虐待予防や早期発見はもちろん必要です。あわせて、これからは、子どもの人権を守るためには、子どもが自分の身に起きている暴力や虐待、人権侵害を子ども自身で話すことができる仕組みをつくり、虐待からの救済に取り組むべきです。学校や子ども施設などへの調査権や勧告権などを持ち、子どもの立場に立って問題解決をする子どもオンブズパーソン制度の設置を求めます。これまでも長年にわたって、子どもの権利を

守るためにも欠かせない制度として生活者ネットワークは提案してきました。区長の招集あいさつでも触れられています。これから子どもオンブズパーソン制度の設置に向けてどのように取り組んでいくのか、区長にお聞きいたします。

そして、若者政策についても、今後の展開に期待をします。現代社会の中で、若者たちはとても困難な生活を強いられています。例えば、十五歳から三十四歳のフリーターは二年連続で増加し、約百八十三万人に上ります。安い賃金で雇い、使い捨てのできる、企業にとって都合のよい労働力として若者たちが買いたたかれています。このような不安定な働き方を選択せざるを得ない現状では、若者たちが将来への夢を描くことなど到底できません。若者支援は緊急の課題です。

世田谷区では、四月に子ども・青少年問題協議会から、総合的な青少年施策についての報告書が出されました。この報告書には、居場所の確保、青少年の参加・参画の推進、相談・支援の充実などが提案されています。この検討では、中学生から大学生までの子ども、若者がメンバーの会議体「ユースミーティング世田谷」も設置されて、当事者の目線からの提言も出されています。思春期以降の子どもたち、若者たちの成長を支えていくためにも、今現在では体系化されていない子ども・若者支援策を確立することが必要です。

生活者ネットワークは、若者の支援として、総合的なワンストップ相談窓口の設置などを求めてきました。今後、施策展開が切れ切れにならないためにも、専門所管を設置することなどを含め、今後の若者支援政策をどうするのかお聞きいたします。

次に、世田谷型福祉の推進についてお聞きいたします。

だれもが一生涯の中で、あらゆる場面で障害と無縁ではありません。いつどのような障害を持っても、本人も家族も安心して暮らせる社会をつくるために、一生涯を見据えたトータルな地域生活支援の体制を構築することが必要です。また、一人一人のニーズはそれまでの生活によってさまざまです。そのニーズにきめ細やかな対応をし

ていかなくてもなりません。そのためには、今まで以上に人材育成に取り組むことや、気軽に相談できる体制を整えること、地域における障害に対する理解を進め、いわれなき偏見や差別をなくすことも必要です。そして、もしも障害を持ったときには、だれ一人として必要な支援から外れることのないような、区民の一生涯を支えるためのきめ細やかな世田谷型福祉の構築を推進していくことを求めます。今後の展開への区民の考えをお聞きします。

十年以上にわたり、年間三万人を超える方がみずから命を絶ち、亡くなっています。その陰には、ますますふえているうつ病など、心の病が原因にあるとされています。WHOでも、精神保健の充実が、保健医療政策の最優先課題と位置づけています。しかし、心の病、精神疾患は、世間の偏見、差別も根強く、そのために正しい知識を得る機会もほとんどないため、病気発症後も医療につながるまで時間がかかることも明らかになっています。一方で、入院から在宅へと療養の場を移行する方針が示され、地域での精神疾患への支援体制整備が求められています。

訪問・アウトリーチ型での支援は、精神疾患を持つ方や家族への支援としてとてもすぐれた体制です。病院に行くことすらなかなかできない病状の場合も多いため、本人が安心できる場所に出向いていくアウトリーチ型の支援サービスが必要なのです。今後、地域精神保健センターの設置や支援チーム体制の充実など、アウトリーチ型の支援体制の構築が必要です。今後の取り組みについてお聞きします。

高齢者の方々の暮らしを支えていくことも重要です。平成二十四年の介護保険改正では、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。生活支援サービスでは、専門職での対応により介護度を重度化させないことが大切です。これからどのようにしていくのかは自治体が決定していくことですが、介護事業者との連携により、多職種によるサービスの充実を求めます。在宅生活を支えるために、的確なニーズの把握とサービス提供の

基盤づくりが必要です。今後どのように取り組んでいくのか区の考えをお聞きいたします。

最後に、世田谷から脱原発を求めて、お聞きいたします。

今回の震災では、福島第一原発の爆発事故で広がった放射能汚染は、震災の被害をより深刻なものにしています。五月三十一日、震災の被災地である南相馬市へ視察に行きました。南相馬市に向かう途中、三十キロ圏外でありながら計画避難区域に指定された飯館村を通りました。車の中から見えた景色は、木の葉の色が変わっているわけでもなく、空気の色やにおいが変わっているわけでもありませんでした。これまでの生活と全く変わらないにもかかわらず、目に見えない危険がそこにはあるのです。放射能汚染の恐ろしさを、緑あふれる飯館村を見て実感しました。

原発事故は人災です。この事故を経験して、まだなお今までどおりの原発政策を認めることはできません。イタリアでは脱原発が国民投票で決められました。これ以上原発による被害を起こさないためにも、原発に頼らない社会へと転換していかなくてはなりません。保坂区長は、今回の区長選で脱原発を訴えて当選なさいました。生活者ネットワークも脱原発を強く求めてきましたが、区長は、世田谷から脱原発をどのように取り組んでいくのかお聞きします。

また、必要以上に電力を使う生活からの価値観の転換を進め、原発に頼らない生活を実現するために、世田谷における地域エネルギー政策を打ち出すことを求めます。区では、これまでも太陽光発電の設置補助などに取り組んできました。この取り組みをさらに広げ、自然エネルギーの推進をすることを求めます。また、自動販売機の設置の精査と廃止で電力消費を少なくすることや、PPS電力、特定規模電気事業者への契約変更などで原発以外の電力を選択することなど、これから取り組めることは多いはずですが、世田谷区における地域エネルギー政策の構築を求めます。区の見解をお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 生活者ネットワークの桜井純子議員の代表質問にお答えをいたします。

区民参加について、自治基本条例などの制定も視野に入れてどう進めていくのか、また、地域住民の区の最前線としての地域行政制度についてのお尋ねをいただきました。

私は、区民が主体性を持って相互作用のある意見交換を行う区民参加のまちづくりが区政運営の基本である、こう思っております。そうした意味で、議員の最前線という認識を共有するところでもあります。また、地域において総合支所や出張所・まちづくりセンターを活用して、地域の実情を反映したまちづくりや地域福祉、その他さまざまな課題について、身近な行政情報を区の側が発信するとともに、同時に、自治の気風を持つ地域コミュニティをさらに強く構築していくことが、住民自治、区民自治を一層進めていく上で重要だと考えております。

区民参加にもいろいろ形があります。行政の側で会場といすを準備し、既に決定したことについてお話をする形もあるでしょう。しかしながら、次の時代の住民参加は、事業目的を提示する、しかし、その手法や計画の骨格の段階から住民の意見を聞き、丁寧な合意形成を図るという方法で、大事なことはプロセスと決定過程、決定していく過程を共有していく、こういう流儀を今後発展させていきたいというふうに考えているところです。

七月末から始める車座集会、これは特にテーマを設けておりません。地域行政制度についてこうするという断固たる結論を持って臨めというご指摘も昨日ございましたけれども、しかしながら、地域のことは地域が決めるという地域行政制度に、こうするという結論をある種おろしていくという形の手法を私はとりたくありません。地

域の皆さんがどのようなまちづくりセンターを望んでいるのか、どのような出張所を要望しているのか、そこをしっかりと聞いて、その意見を反映させていくということが民主主義ではないでしょうか。こういう手法で取り組んでいきたいと思えます。

また、区の将来像を描いていく基本構想や基本計画の計画にこれから着手してまいります。この策定に当たっては、今議員ご指摘の区民自治、区民参加の視点が基本的な考え方になるものと考えています。区民、議会からも幅広く意見をお寄せいただきたいと思えますし、こうした作業の中で、ご指摘の自治基本条例や、将来に向けたより活気ある地域行政制度のあり方についても、当然テーマになると考えているところでございます。

続いて、男女共同参画社会について、人権施策として取り組むことが重要ではないか、区長の見解をというご質問がありました。

男女共同参画社会の形成には、男女共同参画社会基本法三条にあるように、男女が個人として尊重されること、男女が性別による差別的な扱いを受けないことなど、基本的人権を保障することが根幹をなしていると考えています。

このことから、区では、基本計画や男女共同参画プランにおいて、男女それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を創出していくことを基本にとらえ、一人一人が尊重される地域社会の構築に向けて取り組んできたところでございます。

現代社会を背景として生じている、子ども、高齢者、障害者に対する閉鎖的な家庭の中での屋内での虐待やドメスティック・バイオレンス、DVなどは、議員ご指摘のように重大な人権侵害の問題であり、こういった問題への対応は、災害対策時、災害時も含めて大変重要な課題であるというふうに認識しています。

固定的な性別役割分担意識の解消につきましても、一昨年実施をしました男女共同参画に関する区民意識実態調査において、男は仕事、女は家庭という考え方に共感する方が三割を超える結果であることから、男女共同参画への取り組みはまだまだ課題

が多い、道半ばであるという認識を持ち、さらに根本的な課題として取り組んでまいりたいと思います。

男女共同参画社会の実現は区政の重要な柱の一つであり、人権政策の中にも男女平等、ジェンダーの視点を持つことが重要だと、議員の指摘を受けとめたいと思います。

今年度着手する男女共同参画プランの調整計画の検討の中で議論を深めるとともに、今後とも女性が生き生き働き、社会を支えながら発言、行動する活気ある地域をつくり上げていきたいと思います。

次に、子どもの権利擁護のために、オンブズパーソン制度についてのご質問をいただきました。

私は、これまで児童虐待防止法を国会で制定する際の取り組みを続けたり、また、この世田谷区で子どものいじめ問題に端を発してチャイルドライン、今全国に広がりました、子どもが秘密を守ってもらえて、そして市民がトレーニングを受けて、電話で子どもに寄り添い、子どもの話を聞く、余分な指示や出過ぎたアドバイスはしない、ひたすら聞き続けるという中で、子どものピンチに対して寄り添いながら受けとめていく。もちろん大変緊急なときには関係機関に連絡をしたりということもございますけれども、そういうものを生んだこの世田谷区、子どもの命を守る活動にしっかりしたインフラを持っている地域というふうに考えています。

また、世田谷区では、平成十四年に子ども条例が施行されて、関係機関、関係者とともに、子どもの尊厳、権利が尊重され、健やかに育つことができる地域社会を目指し取り組んできたと報告を受けてきているところでございます。

私は、オンブズパーソンの制度について申し上げますと、学校現場で起きたいじめ等の、あるいは暴力事件、場合によると傷害事件など、子どもと保護者にとって深刻な事態が起きたときに、従来、時折新聞報道でありますように、どういう事実があったのかなかったのかということについて、学校、教育委員会とその保護者、児童との

見解が正反対になり、そして不幸なことに、それは司法の場でいわば対決をするということが繰り返されてきたということについて心を痛めてきた者の一人であります。

兵庫県川西市で既に始まっている子どもオンブズパーソン制度は、このような事態に立ち入る前に、事実関係について、専門家が第三者的に公平に、児童、学校、それぞれから——学校で起きた場合はですけれども——聴取をし、そして客観的な事実を認定していく。そして、子どもにとって一番いい解決策について、その解決の道のフレームを用意していくというすぐれた制度であるというふうに認識をしています。

ご提案の趣旨も踏まえて、こうした自治体の実践例、これを参考にしながら対応を、どう準備を進めていったらいいのかということについての作業を始めていきたいというふうに思います。

さて、世田谷から原発の問題ということをどう行っていくのかというお尋ねがありました。

昨日のこの世田谷区議会の本会議においては、イタリアは国民投票の最中でございました。夜、ニュースを見ると五六%の投票があり、九三%でしたでしょうか、九五%ではないんです。九三%ぐらいの国民の方がノーであるという結果が出ました、そういったニュースが流れておりました。ドイツに続いてイタリアも原発依存に再びかじを切るということは今後ないということが明らかになっているわけです。福島第一原発という日本語は、今、世界の共通語になっています。

第二次世界大戦後の敗戦、戦争で空襲などで、あるいは原子力、原爆の投下もあり、大変な荒涼たる光景がこの日本に広がったわけです。しかし、国破れて山河あり、こういう言葉が、当時の日本人の私たちの父、母、祖父、祖母の世代が頑張ったこの国をつくり上げてきたものと思います。

しかし、今、国土、そして山河が痛ましいほどに——見た目ではわかりませんが——汚染をされている。私たちは、日々の大切な暮らし、そして愛する子どもたち、あ

るいは孫たちの未来を、しっかり生きられる基盤、希望を持って人生をスタートさせられる、そういう社会基盤、国土というものを提供していく義務があると思っています。

現在、原発をめぐる議論が大分進んできまして、これは原子力発電から脱却をして、次のエネルギーに移行したほうが良いという点では、多くの人がこれは賛成である、どうしても未来永劫原発を使わなければいけないという意見の人はほとんどいないと思っています。しかし、問題はすぐできるのかどうなのか。やはり原発を使わなければ、すぐの移行は無理ではないかという意見と、いやいや、これはもう速やかに移行できるんだという意見の対立であり、あるいは議論であり、本質的な対立ではないと私は考えております。

そのためには、まずこの夏の電力危機が予想されます。電力がどのように発電をされ、我が世田谷区も含めて供給されているのかということにおいては、閉鎖的に情報が封鎖されていては、これは節電というのは単なる心がけになってしまいます。そうではなくて、世田谷区あるいは東京二十三区の電力供給は今このレベルですよ、あと、例えば午前十時、午前十一時と電力使用量が猛暑で上がってきたら、供給限界ラインは近づいてきましたよ、危ないですということであれば、それは区民の皆さん、都民の皆さんがきちっとコントロールをする、そして停電を賢く避けていく、これがある種の民主的な電力需給情報の開示だと思っています。

こういった形を通して、ことし原発の運転も大分とまります。そして電力の発電量全体も非常に下がってきます。しかし、その中でも停電を起こさないで電力需給をコントロールしながらやっていくということが第一。そして第二には、燃焼効率のいい天然ガスなども使った、いわば移行期の発電。そして、最も地球環境に負荷がない自然再生エネルギーである太陽光のソーラー発電、これはファンドをつくって考えないかという提案が、昨日、他会派からも複数ございました。そういうことに取り組んで

いくための開かれた議論、情報を、ぜひ世田谷区、区民の皆さんにも、そして新しいビジネスチャンスとしても再生可能エネルギーについては大きな市場があるんだと。区内の産業振興としてもたくさんの情報を開示して、このことの機運を盛り上げていきたいというふうに考えるところでございます。

今回の原発事故について私の意見を申し上げましたけれども、なるべく一つの意見に偏ることなく、しかし、私たちのこの日本社会、生き延びていかなければならないわけです。次の世代に向けて安心できる、この福島第一原発の事故を経て、やはり日本という国、あるいは世界にも大きな影響を与えている原発政策について、賢く転換をしていく一步を刻んだねというふうに言われるように、皆さんとの議論を重ねていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

〔秋山副区長登壇〕

◎秋山 副区長 男女共同参画社会の実現に向けてということで、DV相談事業の再構築についてご答弁申し上げます。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは大変重要であると考えております。これまで、女性のための悩み事相談やDV被害者のための電話相談などのさまざまな相談事業を展開してまいりました。特にDV相談の内容は、言葉の暴力や金銭的な問題、また、生きることのつらさなど複雑多岐にわたっており、その対応には、話をしっかり聞くとともに、慎重さが求められると思っております。今後、男女共同参画プラン調整計画の検討の中で、相談事業全体についてより効果的な事業手法などを検討してまいりますが、相談員のスキルアップや相談日、また、委託内容の見直しなどにつきましても、可能なところから検討してまいりたいと考えております。

もう一点、NPOなどの区内団体の育成支援や、らぶらすの活動団体の横の連携強化についてでございます。

男女共同参画社会の実現には、地域の実情を踏まえた実践的な取り組みを効果的に進めるスキルを持つNPOなど、地域活動団体と連携し、課題解決に取り組むことが有効であると考えております。

区では、昨年度より、DV被害者支援にかかわっているNPOと協働して、DV防止に向けた講座などを通じた啓発活動や、DV被害者の心のケアなどを目的にサポートグループを実施するなどの取り組みを進めているところです。引き続きNPO提案型協働事業やデートDVをテーマとした区民企画協働事業を通してNPOなどへの支援、育成を進めてまいります。

また、男女共同参画センターらぶらすで多様な地域活動をしている団体同士が交流できる場や機会を今後も設定するなど、横の連携を図り、地域のネットワークを構築していきたいと考えております。

以上でございます。

◎内田 危機管理室長 私からは、二点ご答弁申し上げます。

まず、防災計画の見直しに当たっては女性の視点を入れるべきにつきましてお答えいたします。

区は、平成十九年策定の世田谷区男女共同参画プランを踏まえ、平成二十年修正の地域防災計画では、避難所の運営管理に、男女に配慮した着がえ場所の確保、授乳場所の確保など、プライバシーや性別、疾病への配慮を行い、被災者の生活環境を良好に保つよう努めるということにつきまして追加をしたところでございます。

国におきましては、第三次男女共同参画基本計画では、防災における男女共同参画の推進の項目で、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立するという基本的方向が示されております。また、女性高齢者の被災が多いため、防災施策の立案等に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点を踏まえるとの記載もございます。

こうした国の考え方も踏まえ、東日本大震災における避難所生活の長期化による女性や災害弱者の視点など、さまざまな角度から災害対策の総点検に取り組み、その結果を地域防災計画等に反映してまいります。

次に、原発事故も想定した防災計画にしていく必要がある、この点につきましてご答弁申し上げます。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、区及び関係防災機関が、災害予防を初めとした災害応急対策、災害復旧等一連の災害対策を実施することによりまして、区の地域並びに住民の生命、財産を災害から守ることを目的とし、世田谷区防災会議が策定するものでございます。

ご指摘のとおり、今回の大震災における原発事故の影響により、水道水の指標値の超過、放射線量の増加が観測されました。こうしたことも踏まえ、ご指摘の原発事故につきましても、災害対策の総点検の項目に加え鋭意検討するとともに、議会のご意見を伺いながら地域防災計画に反映する方向で進めてまいります。

以上でございます。

◎板谷 清掃・リサイクル部長 世田谷清掃工場の耐震性についてお尋ねがございました。お答えいたします。

清掃工場は、建築基準法上高い構造強度が課せられており、震度六強から震度七相当の大地震でも建物が倒壊することがないように設計、施工されております。清掃一部事務組合から、火災などの二次災害発生防止のため、焼却炉などのプラント設備は、地震波の加速度が一定の値を超えると自動的に停止する非常用発電も備えたシステムと聞いております。

区といたしまして、今後とも清掃工場を管理運営する清掃一部事務組合と情報の共有を初めとした連携を図りながら、引き続き災害時における清掃工場の安全確保を責

任主体である清掃一部事務組合に求めてまいります。

以上でございます。

◎萩原 子ども部長 私からは、今後の若者支援政策に関するお尋ねにお答えいたします。

近年の社会状況の変化や、青少年を取り巻く問題の深刻化に対応するため、総合的に青少年施策に取り組む必要があるという認識のもと、世田谷区子ども・青少年問題協議会に対し検討をお願いし、本年四月に区長に報告書が提出されたところでございます。

提出された報告書では、お話にありました居場所の確保、青少年の参加・参画の推進、相談・支援の充実、情報の発信・ネットワークの構築、今後の青少年施策の検討のあり方の五つの柱に沿ってご提言をいただいております。これら提言内容は、青少年の健全育成や健康づくり、教育相談、就労支援など、対象年齢も幅広く、内容も多岐にわたっているため、ご提案の趣旨についても区としてトータルの取り組みをしてみたいと考えております。

以上でございます。

◎藤野 保健福祉部長 障害があっても豊かな地域生活を送れるよう、切れ目ない支援体制をつくるべきとのご質問にご答弁申し上げます。

区は、これまでも総合福祉センター、発達障害相談・療育センター、各総合支所並びに専門機関などが連携して、障害者が地域で安心して暮らせるようさまざまな場面で必要な支援に努めてまいりました。昨年十二月の改正障害者自立支援法は、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置、サービス利用計画作成を通じた障害者へのケアマネジメント、二十四時間の相談支援体制といった相談支援の充実を示しております。加えて、障害者の自立した生活を支援する自立支援協議会の明記、障害を持つ子どもへの支援強化策としての放課後等デイサービスの創設などが記載

されております。

区といたしましては、こうした国の動向も踏まえ、相談支援、障害理解の促進を初め、これまでの区の取り組みをさらに進め、地域の中で生活する障害者やその家族が必要な支援を切れ目なく受け、安心して生活ができるよう施策の充実に取り組んでまいります。具体的取り組みにつきましては、今後、障害者施策推進協議会を中心に議論されます第三期障害福祉計画の中でお示ししてまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎西田 世田谷保健所長 私からは、精神障害者に対するアウトリーチ型支援体制の構築についてお答えいたします。

国はこの間、精神保健医療福祉の改革ビジョン等を踏まえ、今年度、精神障害者アウトリーチ推進事業を予算化しております。この事業は、精神障害者が入院という形態ではなく、地域の中で自分らしく生活していくことを支えるため、医師、看護師、作業療法士等の多職種チームが、継続的な訪問等により保健医療福祉サービスを包括的に提供する事業でございます。精神障害者や疑いのある方で、治療中断、未受診、ひきこもり状態の方などを対象としていると聞いております。また、本事業は、アウトリーチチームの設置と同時に、病床削減計画とあわせて実施することとされております。

区といたしましても、適切な医療に結びつく支援が届きにくい方々に対して、本人等の置かれた状況を十分に把握するとともに、本人や家族が望むとき、望む場所へ出向いていくアウトリーチによる支援の仕組みが確立されることは大変重要であると考えております。

しかしながら、区においてアウトリーチ体制を確立するには、都との役割分担や財源、人材の確保など、解決すべき課題が多い現状があります。区といたしましても、今後、国や都の動向を注視しつつ、健康づくり推進委員会、こころの健康づくり専門

部会などでの検討を踏まえ、アウトリーチを初めとする地域精神保健施策のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎堀川 地域福祉部長 地域包括ケアシステムの構築が求められ、また、的確なニーズの把握とサービス提供の基盤づくりが必要だが、今後どのように取り組んでいくのかというご質問にご答弁申し上げます。

お話しのように、今般の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの推進が大きな柱となっております。区では、これまでも国の考え方を先取りする形で、二十四時間随時訪問サービスなどの先進的な施策に取り組むとともに、高齢者の地域生活を支える多様な施策を展開してきたところでございます。また、現在区では、地域保健福祉審議会に諮問し、平成二十四年度からの三年間を計画期間とする第五期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り組んでおります。

区といたしましては、審議会での議論や議会のご意見、さらには、シンポジウムやパブリックコメントによる区民の皆様のご意見を伺いながら、世田谷らしい地域包括ケアシステムの構築について検討してまいりたいと考えております。

なお、検討に当たっては、二十一年度を実施した全高齢者実態把握調査や昨年度の介護保険実態調査を基礎資料として有効に活用したいと存じます。

以上でございます。

◆十三番（桜井純子 議員） 幾つかお聞きしたいと思います。

まず区長にお聞きしたいんですが、若者政策についてです。これまで若者の政策というのは、国の中でも優先順位が大変低いところにあって、世田谷でも同じでした。そういう結果が今の若者たちの生きにくい、生きづらいという、そして夢を持ちづらいという社会をつくってきているんだと思いますけれども、今回、ご答弁でもいただきましたように、若者政策についてトータルの取り組みをしていくということをお

っしゃいましたけれども、ちょっと想像するにこんなかなというのはあるんですが、具体的に今現時点で何か思い描いていることがあるようでしたら、そのことについてお話しいただければと思います。

もう一つなんですが、子どもオンブズパーソン制度の検討についてお聞きをしたいと思います。

区長のお話の中にも教育現場のことが出てきましたけれども、このオンブズパーソン制度というのは、子どもを真ん中にして、子どものためにつくる制度ということですから、子どもにかかわるあらゆる所管がその制度にかかわっていかなくてはいけないというふうに思っています。学校現場というのは子どもの一日大半を過ごすことになる、そういったところですけども、そこで子どもに対する人権のまなざしというのがどういうふうに持たれるか、この制度をどのように考えてつくり上げていくのか、その主体的なメンバーがどういうふうになっていくのかということが、今後のこの制度のあり方にもかかわってくると思います。教育委員会としてどのようにお考えになるのか、この二点をお聞きします。

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 私からは、若者政策についての再質問でよろしいですね。若者政策については、世田谷区の中でどこが所管をしているのかということが必ずしも明確でないという指摘が昨日も他会派からございました。これは早急に明確にすべきだと考えております。

大阪府豊中市に一つ事例がございます。産業振興が中心になって——大阪は今回の震災以前から大変雇用環境が悪い。高校卒業後の就職率も年々低下をするという状況の中で、大阪府豊中市内にある事業所、いわば地場のさまざまな事業所にネットワークをめぐらせて、一つ、そこの地場の仕事場と、そして行き場のない若者たちのマッチングをどうできるのかということを工夫されています。具体的には、会館の中にひ

きこもりの若者たちのスペースをつくり、そこを運営するというと同時に、豊中市が労働あっせん所の許可を取って、そして、地場の企業に——これは若者以外の中高年の人たちもそうなんですけれども、就職のあっせんをしていくということを始めました。さらには、国の雇用・能力開発機構の助成金を使って、例えば、若者たちが福祉の作業現場で、作業所でいろんな仕事をするわけなんですけれども、福祉系の人たちはなかなか営業して企業を回るということは不得意であると。そうした地場の企業を回って福祉作業所に仕事をとってくる、こういう仕事を豊中市の職員、そして周りの人たちが相談しながらつくって、そこに一定の助成をしていく。つまり、自治体が創意工夫を凝らして、新たな二十一世紀のこの社会の、しかも不況で仕事がなく若者が生きづらいという社会の仕事の類型をつくっているという取り組みを見てまいりました。本当に少人数でやっています。

こういったことを参考にしながら、ものづくり学校の中の世田谷区のセンターもございませう。もっと活用しなければいけないんだらうというふうにおもっておりますので、イメージということなので、お話をさせていただきました。

◎佐藤 教育次長 私からは、子どもの権利擁護のための取り組みについて、教育委員会としてどうかかわっていくのかというお尋ねにお答えしたいと思います。

教育委員会では、これまでも教育ビジョンあるいは教育目標に、人権尊重の精神を基調とするということをお明記いたしまして、すべての教育活動を通して人権教育を推進してきているところでございませう。引き続き、その人権教育がより一層徹底されるよう各学校に働きかけていくとともに、先ほど区長からも答弁がありました子どもの権利擁護のための方策検討につきましても、区長部局と連携して取り組んでまいりたいとおもっております。

以上でございませう。

◆十三番（桜井純子 議員） 最後に、男女共同参画について区長からもご指摘がありましたけれども、固定的性別役割分業、このことについては、自殺者が三万人になるその状況をつくっているもう一つの原因ではないかというふうに言われています。職を失って、いわゆる大黒柱でなくなった男性というところに対するあつれきということもありますので、男性にとっても男女共同参画が必要だと思っています。

以上です。

○畠山晋一 議長 以上で桜井純子議員の質問は終わりました。

これで各会派の代表質問は終了いたしました。

○畠山晋一 議長 次に、

△日程第二を上程いたします。

〔星次長朗読〕

日程第二 一般質問

○畠山晋一 議長 一般質問についての発言時間は一人十分以内といたします。

質問通告に基づき、順次発言を許します。

七番ひうち優子議員。

〔七番ひうち優子議員登壇〕（拍手）

◆七番（ひうち優子 議員） 質問通告に基づき、順次質問してまいります。

さきの三月十一日の東日本大震災、そして原発事故では、多くの方から不安の声をいただき、正確な情報提供のあり方、そして危機管理体制の強化など、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。本日は、それら課題の中で主に五つを取り上げ、質問してまいります。

まず、帰宅困難者対策について伺います。

今回の大震災のときには多くの帰宅困難者が生じたわけですが、実際に携帯電話がすぐに接続できた人は約三%といったように、携帯電話、インターネットが極めてつながりにくい不都合が生じ、情報不足が浮き彫りとなりました。世田谷区では、帰宅困難者のために、区民会館三カ所、小中学校十一校を開放するなど迅速な対応をしていただき、ありがたかったと思いますが、一方で、開放施設がどこなのか、その情報を知らなかった方も多く、帰宅困難者用開放施設の情報提供のあり方がまず課題として挙げられます。

実際、区民の方から次のようなご意見をいただきました。駅に行ったが電車は動かず、仕方なく会社から歩いて帰った。帰宅困難者用に施設を開放していると知らなかったのも、せめて駅で開放施設の紙を張っていただけるだけでも助かったというものです。よって、今後はツイッターを使った情報提供以外にも、駅やコンビニなどの民間施設にも協力していただき、開放施設の張り紙の案内など、周知を行うことが有効と考えます。

また、震災時だけでなく、常日ごろからの周知も大切です。実際に渋谷区の代々木上原駅構内のカフェでは、ふだんからトレイの返却場所に周辺の避難所への道をマップで示しており、意識しなくとも自然と目に入ります。このように、ふだんから日常生活の中で何気なく目にする場所に張っておくだけでも効果的だと思いますので、民間施設に協力していただき、工夫した周知が必要と考えます。

次に、帰宅困難者用施設の設定ですが、今回は直接地震の被害がなく、避難所を帰宅困難者用施設として開放しても問題はなかったのですが、首都で地震が起こり避難所に周辺住民が避難する事態になれば、帰宅困難者と避難してくる住民とが重なり、水、食糧、毛布といった備蓄品が足りなくなるなど、パニックが起こると思います。よって、例えば、北沢タウンホールや環状七号線沿いの新代田まちづくりセンターな

どを帰宅困難者用の開放施設とし、避難所と別に設定する必要があるかと思えます。そしてさらに、それら支援施設、エードステーションなどを掲載した帰宅困難者用マップの作成も必要不可欠と考えます。

また、品川区では、大震災を想定した帰宅困難者徒歩訓練を実施しております。これは、区内に勤めるサラリーマンら百五十人が、午後二時半に震度六強の地震が発生したという想定で、AEDの使用訓練を受け、約二キロを一時間かけて歩いたというものであり、今後、世田谷区でも避難訓練とともに徒歩訓練の実施も必要だと考えますが、いかがでしょうか。これらを踏まえ、今後の帰宅困難者対策について区の見解を伺います。

次に、情報提供のあり方に関連して、防災無線の難聴地域について伺います。

情報収集の媒体として、インターネットをふだん使わない方にとって防災無線は貴重な情報源であります。特に高齢者の方にとっては命綱です。しかし、聞こえにくい地域があることも事実です。上用賀地域にお住まいの方から、うちの地域はスピーカーの数が二つあるが、場所によっては聞き取りにくい、また、家の中にいると音は聞こえてくるが内容は聞き取れないとのご意見をいただきました。

現在、防災無線は区内に百八十本ありますが、新しいマンションが建ち、ビルの谷間で聞こえにくい場所があることも事実とのこと。この問題は、以前、丸子川の豪雨時にも課題となりましたが、防災無線が聞こえにくい地域に対してスピーカーの数をふやす、または、防災無線と並行して広報車を出すなどの対策が必要と考えます。区の見解を伺います。

次に、危機管理体制の強化に関連して、情報システムのバックアップ体制の強化について伺います。

BCPの必要性については、以前も質問をさせていただき、さきの第一回定例会の質問の際、BCPの今後の課題として、情報システムのバックアップ体制の強化が挙

げられるとの答弁をいただきました。確かに、災害時、パソコンが使えないことが予想される中、さらなる情報システムのバックアップ体制の強化が求められます。発災後でも情報システムを稼働させ続けるためには、例えば、電源や回線ネットワーク及びそれを運用するSEの確保などが必要と考えます。電算システムの継続運用のための対策として、現状と今後の対応について区の見解を伺います。

次に、電線類の地中化について伺います。

これは、平成二十一年第一回定例会で取り上げましたが、今回の大震災後、さらなる電線類地中化の必要性の声をいただきましたので、再度質問をさせていただきます。

地震が起きた際、電線の切断による感電や電柱の倒壊の危険性、それにより緊急車両が入れず、物資輸送が困難になることが予想されます。電線類を地中化することにより、何よりも、私たちの生活に欠かせない電力の供給、また、感電や区の情報システム停止の回避、物資の輸送、さらには景観もよくなるという利点があります。また、各先進国の無電線化の現状は、二〇〇八年現在、日本が二%、また東京都二十三区は七%なのに対し、ロンドン、パリ、ボン一〇〇%、ベルリン九九%、ニューヨーク七二%といった状況であります。もちろん、電線類の地中化はお金がかかることなので、すべてにというわけにはいきませんが、優先順位をつけて、コストと効果を相談しながら少しずつでも進めていただきたいと思います。

まず、この震災を受け、区の電線類地中化に関する考え方、進め方について見解を伺います。また、トランスの場所の確保、道路の幅員など課題もありますが、緊急車両のことを考えると、幹線道路はもちろんのこと、四メートル程度の生活道路においても電線類の地中化が必要と考えますが、いかがでしょうか、区の見解を伺います。

最後に、災害時のレンタサイクルポートの太陽光発電システムの活用について伺います。

今回の震災でも経験しましたが、災害時、電力供給がストップする事態に備えて、

できるだけ区が持っている発電システムを活用することが必要だと考えます。そこで、災害時、桜上水南、桜新町のレンタサイクルポートの太陽光発電が有効活用できると思います。通常は、自転車のバッテリーの充電として、太陽光パネルで発電し、その電力を蓄電しておりますが、百ボルトの電源があり、蓄電池で電気をためることができるので、災害時には緊急用電源として、太陽の光がなくともすぐに活用できます。

そのためには、例えば、携帯電話やラジオ、テレビ、パソコンなどの電源、または炊き出し用の電源として地域に開放するなど、だれがどうやって使うのか、あらかじめ地域の方と話し合っただけでルールを決めておくというような仕組みづくりが必要だと思いますが、いかがでしょうか、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎内田 危機管理室長 私からは、二点ご答弁申し上げます。

まず、帰宅困難者対策についてでございます。

今回の震災では、JRなどが運転を見合わせたことによりまして、駅前や幹線道路上に多くの帰宅困難者が見られ、区としては、地区会館や小学校など、帰宅困難者のために順次開放したところでございます。

区ではまた、平成十九年に、二十三区に先駆けまして、災害時の帰宅困難者行動マニュアルを作成してございます。このマニュアルにつきましては、外出先で被災した場合の行動、ふだんからの備え、徒歩で帰宅する方を支援する帰宅困難者支援所の設置、一斉帰宅の抑制、帰宅に関する心得を掲載し、啓発活動に取り組んでまいりました。今回の震災を踏まえまして、このマニュアルにつきましても修正が必要と考えております。

議員ご提案の帰宅困難者用支援施設の設定、駅や民間施設への張り紙の貼付等の周知につきましては、帰宅困難者対策として有効な取り組みの一つと考えております。今回の震災の教訓を踏まえまして、議員のご提案も参考にしながら、災害対策総点検

の中で、特に帰宅困難者に対する情報提供のあり方、鉄道会社や民間事業者との連携、都区の役割分担、訓練など、帰宅困難者対策の充実に向けた検討を進め、順次実施を
してまいります。

次に、防災無線等につきましてご答弁申し上げます。

防災無線塔の設置につきましては、区内全域に放送が行き渡るように配慮し、災害時には定時放送よりも大きな音量で放送しているところがございますけれども、天候や風向き、高層建物の有無、車の走行音などによりまして聞こえにくい地域差があると認識をしております。現在、無線塔の現場を職員や無線業者が確認し、必要に応じてスピーカーの向きの調整、アナウンスの方法を工夫するなど、聞き取りやすい放送を心がけるよう改善を図っておりますけれども、ご指摘のとおり、抜本的な解決には至ってございません。

議員ご指摘のとおり、防災行政無線塔は非常時において有効な情報伝達手段であると考えておりますので、災害対策の総点検の中で、聞こえにくい地域に対する防災無線塔の数であるとか、配置場所等につきまして調査検討に取り組んでまいります。

加えまして、災害・防犯情報メール配信サービス、区のホームページ、ツイッター、エフエム世田谷、河川のはんらんなど緊急時における広報車など、さまざまな媒体による情報伝達の手段を活用し、情報発信方法の多様化も図ってまいります。

以上でございます。

◎金澤 政策経営部長 非常時における電算システムの継続運用に向けた対策の現状と今後の対応というご質問にお答えを申し上げます。

区では、日常の事務処理や窓口サービスなどについて情報システムで処理していることから、これらのシステムが停止した場合、区民サービス業務の遂行に大きな影響が出るものと想定されます。このため、区のデータセンターとなっている事務センターでは、二つの変電所からの電力の確保や、機器の二重化及び機器ラックの免震化な

どを実施するなど、災害によるシステム停止の回避に向けた対策を進めているところでございます。また、重要データを定期的に退避し、遠隔地で保管するなど、最悪の事態にも対応する作業も実施しています。

庁内の自営線ネットワークにつきましては二重化対応をしておりますけれども、大地震により電柱が多数倒壊したような場合には一定期間中断する可能性も想定されるため、事務センターで帳票類を代替出力することなどを想定した運用を検討しています。また、機器破損の際の保守要員やシステム運用要員の確保などが重要になるため、委託事業者と調整をしております。

大災害時のシステムの安定運用のためには多くの対策が必要であるため、費用対効果を考慮しつつ、優先順位を見きわめて対応を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎吉田 土木事業担当部長 私からは、電線類の地中化について二点ご質問をいただきました。お答えいたします。

まず、今回の震災を受けて電線類の地中化をどのように考え、進めるのかについてお答えいたします。

電線類の地中化は、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出、防災機能や情報通信ネットワークの信頼性の向上などの効果があり、安全で安心な道づくりに必要な整備でございます。特に震災時においては、電柱の倒壊や電線の切断などにより、消防救急活動や避難活動におくれが生じたり、電力、通信の供給が遮断されたりすることなどからも、電線類の地中化整備は着実に進めていくべきものと考えております。

区では現在、平成二十一年度に策定した世田谷区電線類地中化整備五カ年計画に基づき、電線類の地中化を推進しているところでございます。この計画では、整備対象路線を新設、拡幅する予定のある地区幹線道路と主要生活道路などとしており、平成

二十三年度は補助一五四号線、千歳通り、世田谷区画街路六号線などの路線において約九百七十メートルの整備を予定しております。

次に、四メートル程度の生活道路においても電線類の地中化が必要ではないかについてお答えいたします。

生活道路、つまり幅員の狭い道路での電線類地中化整備につきましても、広幅員の道路と同様に、防災機能の向上や良好な都市景観の創出などに一定の効果があると認識しております。しかしながら、幅員の狭い道路での電線類地中化の整備に当たっては、地上機の設置場所や施設のより一層のコンパクト化など、いまだ解決すべき課題が多いのが現状です。また、既に地中に埋設されているガスや上水道、下水道管についても、新たなスペースを確保するため移設しなければならず、多額の費用がかかります。まずは、地区幹線道路や主要生活道路といった広幅員の道路で電線類の地中化を進めていくことが防災上の観点からも有効であると考えております。

したがいまして、今後も幅員の狭い道路における電線類地中化の整備の新技术などについての研究は続けてまいります。電線類地中化整備五カ年計画に定めている整備対象路線について着実に整備を進めてまいります。

以上でございます。

◎渡辺 交通政策担当部長 私からは、災害時のレンタサイクルポートの太陽光発電システムの活用についてご答弁申し上げます。

太陽光発電システムについては、議員のお話にありましたように、平成二十二年三月に桜上水南及び桜新町レンタサイクルポートにおきまして、太陽光パネルによる発電とリチウムイオン蓄電池のシステムを設置し、場内の照明の一部や電動アシスト自転車のバッテリーの充電に利用してきております。また、このシステムでは、非常時にも活用できるように百ボルトのコンセントを設置しており、それぞれのレンタサイクルポートでの蓄電池は、例えば、携帯電話一台の充電の消費電力が二十ワットとし

ますと、約四百七十台分の充電が可能となる蓄電量がございます。

災害時における活用のルール、仕組みづくりの議員のご提案につきましては、地域防災に関連する所管と調整しつつ、地元とご相談させていただくなど、活用について今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

◆七番（ひうち優子 議員） 帰宅困難者対策では、今回特に携帯電話がつながりにくい状況がありましたので、やはり駅やコンビニなど民間施設と協力をして、今後しっかりと対策を講じていただきたいと思います。

電線類の地中化ですが、やはり区民の皆様からも、首都直下型地震が起きた際に電柱が倒壊する可能性があるのではないかと、結構ご意見をいただきましたので、しっかりと進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○畠山晋一 議長 以上でひうち優子議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、十一番小泉たま子議員。

〔十一番小泉たま子議員登壇〕（拍手）

◆十一番（小泉たま子 議員） 質問通告に基づき、質問いたします。

まず、地域行政の展開の基礎としての地区の適正規模と将来ビジョンについてです。今回の大震災の現状を見るにつけ、区民の安全安心を守るための区民に最も身近な行政組織の重要性が再認識できました。さらに重要なことは、行政が対応する地区コミュニティはどの規模のものが適正かということです。これまで議会でも折に触れ、小学校区単位や中学校区単位、また従来の出張所単位などの論議もありましたが、結論が出ていない中で出張所改革というものがなされ、その結果、地区の力が瞬く間に

低下してしまっただけです。地区がどうあるべきかというビジョンを区が持っていないからです。これまで何回も区に地区の将来ビジョンは何かと問いかけてきましたが、お答えはありませんでした。

私は、歩いて暮らせるまちづくりというテーマを主張しています。歩いて行ける範囲内で日常生活が成り立つ、楽しく、だれもがお互いを認め合う、安心できる生活を営めることが本当に大切だからです。区長は、各地区で車座集会を行うとされていますが、その前に、まず、みずからの基本的な考えを打ち出すことこそが必要です。区長は、地区レベルはどのような規模のものが適正とお考えか、また、地区ということにどのような将来ビジョンをお持ちなのか伺います。

次に、改革の手段とスケジュールについて伺います。地区レベルの改革は、大災害のことも考え、一刻の猶予もないはずですが。区長は、先日の議場でのあいさつにおいて、災害対策と絡めて、五つの支所を軸に地域行政にもう一度息を吹き込んでいくとされました。とてもよいことであると心強く感じましたが、実現に向けて、今後どのような手順とスケジュールで改革に取り組んでいくのかお伺いをいたします。

出張所の機能のあり方について伺います。コミュニティーとしての地区の中では、区民の心の支えになるものが必要なのです。日常の支えが緊急時に有効なものとなるのです。その役割がこれまでは出張所だったのです。出張所が窓口業務を持ち、日ごろから区民のさまざまな支援をしていけばこそ、いざというときに頼りになるのです。

前々から申し上げているとおり、どこのどなたが、コンビニの本社がどこにあって、どんなことをやっているかに関心を持っているのでしょうか。そんなことはどうでもよいはずですが。地区で受け付けをしてもらえれば、わざわざ本庁に行こうと思う人はいないはずですが。拠点出張所や本庁で効率的に事務を行うほうが良いという区役所内の既成概念にとらわれることが、区民から見れば時代錯誤なのです。地区の拠点であったはずの出張所ということについてどのようにお考えか伺います。

次に、お元気高齢者について伺います。

区の元気高齢者施策については、現在その多くが福祉部門でなされています。しかし、今後の地域の超高齢化の進展も考えて、福祉部門はもっと専門的な分野を深く担うべきであり、お元気な高齢者——私も高齢者の一員なのですが、お元気高齢者については、区民生活領域で一般区民の活動としてあわせて考えていくべきなのです。

今回、新たな高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のたたき台も示されましたが、その中で、元気高齢者施策も行うようになっていきます。一方、予算委員会において、私の、介護保険の枠組みで元気高齢者施策を行うべきとの質問には、財政的にできないと答えられています。財政危機と言われている今、政策の重複は許されません。今回、福祉と区民生活の双方を担当される秋山副区長、どのように考えるか伺います。

さらに、この問題の象徴として、老人会館の老人という名称をぜひとも改正すべきです。他会派から愛称でもという提案がありましたが、率直に名称を変えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

次に、コミュニティー交通について伺います。

私は、自由に移動できることは、基本的人権にも相当するものと主張しています。そのことから、重要な交通機関であるバスについて、すべてのバス事業者と区が一堂に会し、問題点を挙げ、解決への道筋を共有化するための円卓会議の開催を提案しました。行うとの区の答弁がありました。この円卓会議の実施状況とその内容について伺います。

さらに、この円卓会議の中で、新たなバスルートの設定、さらに、現在、事業者の都合により接続がうまくいかず、乗りかえるなど不便を強いられている区間もあります。そのことについてもこの会議により解決していくべきものと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

最後に、選挙における公平な取り扱いの徹底について伺います。

選挙管理事務は、民主主義を支える最も基本的な事柄であり、選挙管理委員会が最善の努力をされていることは評価いたします。しかし、より一層公平な取り扱いをなすべき選挙ポスター掲示板の各ポスターの掲示位置について、今回、何らかの都合により公平でない取り扱いがなされたと感じますが、その原因と今後の改善策について伺います。

以上で壇上よりの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 小泉たま子議員の質問にお答えいたします。

従前から、地域行政制度のありようについて早い段階から警告を寄せられ、また、繰り返し問題提起されてきたことに深く敬意をあらわします。また、きょうもたくさん小泉議員の日ごろ接していらっしゃる皆さんが、あるいは、きのうに続いて傍聴されている方も数多くいらっしゃっています。区議会が、こういった生のやりとりで活性化していくことこそ大事なことだと思っております。

まず第一に、歩いて暮らせるまちづくりについてどう考えるのかと質問がございました。歩いて暮らせるまちづくり、楽しくだれもが認め合う、さわやかですばらしい表現だというふうに思います。年をとっても気楽に歩いていく、七十代、八十代の高齢者であっても、自分の足で歩いて、人に会い、言葉を交わし、そして生活上必要なさまざまな事柄について、遠くに行かなくても暮らしていけるということは重要だというふうに思っております。地域の特性や状況に応じた区民への支援が必要だと考えております。

小泉たま子議員のご指摘があるのは、現在の七カ所の出張所と二十カ所のまちづくりセンターのあり方がこれでいいのかということだと思っております。私がこの間提唱しております、災害に強いまちづくりは、顔と顔が見える町であるということをごのように進めていくのかということについてのお尋ねだと思っております。今回の大震災に

において改めて、地域レベルで住民一人一人が相互に支えあうこと、そして、ふだんから声をかけ合っているからこそ非常時に助け合いができるという認識は本当に大切だということところは共通であります。

世田谷区の地域行政制度は、全国にも先駆けた分権の時代を先取りした制度であったと思います。これに息を吹き込むとはどういうことか。息を吹き込むというのは、わかりやすく言えば、再生させ、蘇生させるという意味です。つまり、今の出張所やまちづくりセンターのあり方でよいということではなく、災害時あるいは災害時以外の日常時において、区民の方が自由闊達に参加をし、地域づくりをしていくまちづくりセンターのあり方を、これから始めるいわゆる出張所やまちづくりセンター、ここを一カ所一カ所訪ねる形で車座集会を行っていきます。

同時に、地域行政にかかわっている総合支所や出張所・まちづくりセンターの職員の方の意見もよく聞いていきたいと思えます。そして、来春までに、この二十七カ所を一たんめぐるということを終えていきながら、どうやったら改革ができるのか。災害に強いまちづくりについて、大幅な予算増をして措置することが難しいという状況の中でも必要な改革ができるはずだと思っております。そのことについて、これは災害の対策でもありますから、急いでやらなければいけないというスピード感を持って取り組んでいきたいと思えます。

その取り組み方については、皆さんの意見を聞きながらということでもありますけれども、ただ漠然と聞くのではなくて、今お話ししたように、今回の東日本大震災を経て、地域の行政、かつての出張所、今のまちづくりセンター、意味は非常に大きい。皆さんはどうしたい、あるいはどのように活用したい、あるいは地域行政が何をすべきだとお考えですかということも聞いてまいりたいと思えます。

単位については、まず、まちづくりセンター・出張所のところから始めて、そして、さらに中学校区、小学校区と網の目を細かくしていければいいというふうに考えてい

ます。

以上、小泉たま子議員のご指摘にお答えをいたしました。

〔秋山副区長登壇〕

◎秋山 副区長 お元気高齢者の施策について、区民生活領域にということについてでございます。

元気な高齢者の施策につきましては、高齢者の生きがいづくりや介護予防、また、高齢者同士のきずなを築くという観点から、地域福祉部で現在は所管をさせていただいております。ただいまのお話のように、超高齢社会を迎え、元気高齢者の方々が地域社会の一員として、子育て支援や若い人との交流を含め、幅広く活動を進めていくということは、高齢者自身にとってもより人生が充実していくと考えられ、地域全体が活性化することから、区民生活領域への移管も一つの考え方だというふうに思っております。

一方、高齢部門におきましては、今年度新たな第五期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に着手しており、この計画の推進のための体制の整備も必要となるというふうにも考えられます。こうした状況の中で、ご提案の件につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

老人会館の名称についてでございます。

老人会館につきましては、老人福祉法の老人福祉センター施設として昭和五十二年に開設したところでございます。この施設においては、世田谷区立生涯大学の運営を初め、老人なんでも相談、福祉電話訪問相談、生活・休養の質の向上に資する体育室の場の提供などを行っております。また、図書室に設置しております生涯現役情報ステーションでは、高齢者の方々へ地域活動や健康、生涯学習などに関する情報を収集、提供しております。

このような高齢者福祉を担う中で、老人会館という名称につきましては、なれ親し

んだ名称ではありますが、これまでも利用者から、時代にそぐわない、老人と言われるのは心外であるなど等のご意見もいただいているところがございます。そのようなことから、名称変更につきましては、多方面からご意見をいただきながら、名称を公募することなども含めて検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎金澤 政策経営部長 出張所の機能のあり方についてご質問をいただいております。出張所改革とこれまでの区の取り組みについて改めておさらいをさせていただきながらご答弁をさせていただこうと思います。

出張所改革以前の二十七カ所の出張所では、転出入届や印鑑登録手続等を行う窓口サービスと、地域活動団体の支援等を行う地区まちづくり支援という二つの事務を担っておりましたが、地区まちづくり支援の強化や区民の利便性、費用対効果を勘案した新たな窓口サービスの構築などが必要なことから、平成十七年四月に出張所改革を行ったところです。

この出張所改革では、区民の利用が集中し、比較的駅に近い七カ所の出張所を窓口サービスと地区まちづくりの機能をあわせ持つ拠点として、また、窓口サービスの一部業務と地区まちづくりの支援を重点的に行う拠点として二十カ所のまちづくりセンターに再編し、窓口サービスの効率的な事務運営と地区まちづくり支援の強化を一体的に取り組むことといたしました。

区はこれまでも、出張所での土曜窓口の開設や地区における支えあい活動の充実に向けたあんしんすこやかセンターとの一体化整備など、社会経済環境の変化や地区の状況に応じた地区まちづくりを進めてきており、今後も地区の特性に合わせた情報発信など、人々が集い交流できる場としてまちづくり活動を支援することが重要であるというふうに考えております。

区長からお話があったとおり、区では、区民との対話を重ねる車座集会を七の出張

所、二十のまちづくりセンターで七月末から開始する準備を進めておりますので、ここでは、出張所あるいはまちづくりセンターのあり方の議論も出るかと思いますが、それらも踏まえ、また、他の意見、議会での議論も十分いただきながら、地区まちづくりの活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎渡辺 交通政策担当部長 コミュニティー交通についてバス事業者との総合的な話し合いを行うことであったが、その後の状況及び円卓会議により課題解決していくべきではないか、この二点についてあわせてご答弁申し上げます。

お話しの事業者との総合的な話し合いについてでございますが、区内を運行しているバス事業者とともに、区民の円滑な移動を確保するためにさまざまな意見交換や知恵を出し合う機会をつくることは、ご指摘のとおり有意義な手段であると考えてございます。このため、バス事業者とともに、知恵を出し合い、課題解決に向け取り組むため、こうした話し合いの場の開催に向けて、現在、区内運行バス事業者とやり方など調整をしているところでございます。バス事業者との調整が整い次第、なるべく早く開催したいと考えております。

また、会議におきましては、新たなバスルートの設定、既存バス路線の接続による利便性の向上について関係者間で意見交換を具体的に行い、調整するなど、課題の解決が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎松田 選挙管理委員会事務局長 私からは、選挙のポスター掲示の取り扱い、具体的には、区議会議員選挙におけますポスター掲示を行う区画の場所の決め方についてご答弁申し上げます。

ポスター掲示場は、公職選挙法の規定に基づき区内に八百九十二カ所設置しております。候補者は立候補届け出番号と同じ番号の区画に自分の選挙運動用ポスターを

掲示することとなっております。

世田谷区議会議員選挙のポスター掲示場につきましては、世田谷区選挙執行規程におきまして、これまでの立候補者数を勘案し、あらかじめ一番から七十六番の区画番号を定めており、あわせて、区内を四つの地域に区分して、掲示板の区画番号を組みかえて設置するように定めております。また、この区画番号に不足が見込まれる場合は、不足数に応じた予備の区画を使用する予定順に設けるよう定めており、今回の選挙では、あらかじめ定めていた七十六番を超える候補者数が見込まれたことから、予備の区画を設けることと、その番号を同じ配置とすることを世田谷区選挙執行規程に基づき、選挙管理委員会において決定し、公平に設置したところでございます。

ご質問の区画番号の配置につきましては、ポスター掲示板の印刷などを含め、設置する上での全体的な日程の課題もでございますので、立候補者数等の推移を見ながら、議員ご指摘の趣旨を十分踏まえまして検討してまいりたいと思います。今後とも、公職選挙法等に基づいた公平公正な選挙事務に努めてまいります。

以上でございます。

◆十一番（小泉たま子 議員） 地域行政、まちづくり出張所の改革は、災害が起きたから、みんながびっくりしてそれに向かっていくというような、災害に強いまちづくりということで進んでいるように思いますが、災害があってもなくても、まちづくりというのは大切なことです。ですから、今はわかりやすくなっていますけれども、本当はもっと根元から考えなければいけないことです。

それで今、手段とスケジュールということでお伺いしましたが、手段は、車座で皆さんの意見を聞く。スケジュールは、春までをめどにやっていくということですが、春までにどこまでの結論を出されるのかということをお伺いしたいのと、それから、きのうの答弁で副区長が、基本構想の中で考えられていくと思うと、そういうようなご答弁をなさいましたけれども、全く私は人ごとだと思いますし、今の区長の

答弁とはすき間があり過ぎるのではないかというような気がいたします。ちょっと認識がお互い違うのではないか。もっと話し合って、区が行くべき出張所の方向性をきちっと皆さんで共有していただきたいと思いますが、そのあたりを伺います。

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 再度答弁をいたします。

昨日の議論の中でも、本庁舎の電源等について可及的速やかな措置が必要ではないかというご指摘をいただき、これは私もそのとおりであるというふうに答えました。

まさに小泉議員ご指摘のとおり、災害があってもなくても、地域行政制度の問題というのは世田谷区政の根幹にあると思います。そこは前提にした上で、災害対策総点検でもそうなんです、昨日の議論は、本庁舎内における、いわゆる被災時の防災拠点としての拠点機能が果たせるのかという角度からの検証でした。同時に、激甚な災害におきましては、世田谷区内の交通が途絶したり、通信ができなくなるということは当然考えられるわけで、総合支所にさえ出向けない地域が出てくる可能性もあるわけです。

そういう意味では、災害対策総点検の中で、春までと私が申しましたのは、車座集會を二十七カ所と考えて、なるべく綿密にセットしますが、そのぐらいかかるかなという予想があつての時間の尺度でしたけれども、それ以前でも、つまりは災害になるべく早く備えるという意味では、今の出張所やまちづくりセンター、あるいは総合支所のあり方の中で、早く改善できるところは改善するというスピード感を持ってやりたいと思います。

そして、二十七の車座集會の後には――地域行政制度改革が前区長時代にあつたと。しかし、あつた中で、いわば地域の昔の出張所、今のまちづくりセンターの状態がこれでいいのかというご指摘だと思います。

私が息を吹き込むというふうに表現をしたのは、いわば揺り起こすという意味であ

ります。揺り起こす。つまり、なかなか機能しなくなっている部分も含めて、大きな力で、多くの人の参加の力で、もう一回再生させていくという意味であります。その際に、区が何でもかんでも背負い込むという時代は終わったと思います。これは地域のことについて、地域住民の皆さんが積極的かつ活発に参加をしていただいて、よい地域をつくっていく。そのよきコーディネーターに区職員がなっていくという、かつての出張所、そして改革があって、次の時代をどうつくるのか、そういう活発な議論を、車座集会の際には、小泉議員の意見もよく聞いて提案をしていきたいと思ひます。

ありがとうございます。

◆十一番（小泉たま子 議員） これまでも、新しいまちづくりセンターは、地区のコンシェルジュとなるとか、ワンストップサービスをできる限りやっていく、こういうような答弁がありました。この理事者の中にもそれを答弁された方がいらっしゃいます。何年前でしょうか、全然実現されていません。

まちづくり機能とおっしゃいますけれども、まちづくり機能というのは、まちづくりだけじゃなくて、やっぱりまちづくりセンターは、いろんな事務手続、いろんな窓口業務をやっていかないとそれは可能になっていかないんです。そのことも皆さんよく認識していただきたいと思ひます。やっぱり区民の多くは以前のような出張所、以前よりももっと充実した出張所を待ち望んでおります。どうかそのことを考えて、これからも仕事をしていただきたいと、臨んでいただきたいと思ひます。

それから、歩いて暮らせるまちづくりについては、なおのことコミュニティーバスが有効であります。自由に動けることは基本的人権とも申し上げておりますけれども、事業者の円卓会議の開催がなかなか実現できていないのですけれども、副区長として、この歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けてどのようにお考えか、決意を伺いたいと思ひます。

〔板垣副区長登壇〕

◎板垣 副区長 今、小泉議員のほうからお話がありました歩いて暮らせるまちづくりということでございますが、そのためにもコミュニティーバスの充実ということにつきましても、この間ずっと小泉議員のほうからは提案をされてきておりました。円卓会議についても提案をされているわけでございます。

私も、前に交通関係を担当いたしましたして、コミュニティーバスのほうもいろいろ携わった経緯がございます。そういう意味で、バス事業者というのが、なかなか縄張り意識がありまして非常に難しいところがあるというのも、僕が担当していたときに、そういうことを非常に実感したこともございます。

そういう意味で、おっしゃるような円卓会議というものを設けながら、区内のコミュニティーバスのさらなる充実をしていくということは大変重要だと思っております。今準備を進めているところでございますので、私もできればその円卓会議の中に参加しながら、新たなコミュニティーバスの充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠山晋一 議長 以上で小泉たま子議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

午後一時二十分開議

○畠山晋一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

四十三番里吉ゆみ議員。

〔四十三番里吉ゆみ議員登壇〕（拍手）

◆四十三番（里吉ゆみ 議員） 通告に従い、順次質問いたします。

まず、京王線連続立体交差事業計画と、千歳烏山駅前広場計画について伺います。

東京都と世田谷区、京王電鉄は、京王線連続立体交差化・複々線化について、在来線二線の高架化と複々線を二線地下化するという都市計画案を示し、縦覧、説明会、意見募集などの都市計画手続に入っています。五月十六日から八カ所で開催された説明会では、騒音、振動、日照など住環境を悪化させる鉄道高架化はやめてほしいなど、計画の見直しを求める声が多く出されました。また、都は事業費について、全面地下化は三千億円、高架地下併用式は二千二百億円とし、事業費の低い併用式を選択したと説明しましたが、住民からは、既に平成二十一年十一月の素案説明会当時から、なぜその金額になったのか積算根拠を示してほしいと繰り返し意見を出しておりました。

議会でも、区は、鉄道構造方式選定に係る事業費の資料の公開につきましては、事業費の積算根拠も含め、事業主体である東京都が情報の公開時期や情報提供の手法なども検討し、適切に対応するものと考えておりますと答えてきましたが、結局東京都は何ら情報公開をしていません。都は、都市計画案について必要な情報も出さないまま手続を強引に進め、区もこれに手をかすと言われても仕方ありません。

区長は、大規模な開発事業について、できるだけ迅速かつ正確に国や東京都など関係機関への情報公開を求めるとの表明をしておりますが、区長は東京都に対して、いつまでに京王線連続立体交差事業の事業費積算根拠などの情報公開を求めるのでしょうか、具体的に伺います。これまでどおり形式的手続を進めるだけのやり方を改める決意はあるのか、見解を伺います。

また、区長は、区民からの意見については、まちづくりに反映できるような合意形成のまちづくりを目指しますとも述べています。これまでの説明会での意見などでも明らかのように、住民は、今回の計画の見直しを求めています。住民の声を計画に反

映させることが大切です。区長は、住民の意見を受けてどのように取り組もうとしているのか、伺います。

京王線千歳烏山駅交通系駅前広場について伺います。

昨年十二月に区は、京王線連続立体交差事業にあわせて、千歳烏山駅に駅前広場をつくる素案説明会を行いました。区の計画は、駅南側に七路線のバスの発着所とタクシー乗り場などをつくる計画で、面積は五千九百平米、事業費は百数十億円との説明でした。

説明会では、立ち退き地域に住んでいる方々から、なぜ我々が犠牲にならなければならないのか、商売が続けられなくなるなど、突然の計画案に不安、疑問、不信の声が多く出されました。また、駅前広場をつくることで駅前の商店街はどうなってしまうのか、今後の商店街の発展についてどのように相談しているのかとの質問に、これから商店街の皆さんと話し合っていくとの答弁があり、駅前広場をつくることについて地元の皆さんと何も話をしなかつたことが明らかになりました。

先日、千歳烏山駅周辺街づくり協議会の総会が開かれました。総会では、駅前広場を含む千歳烏山駅周辺地区街づくり計画の協議会案を検討、合意されれば、地域全域に街づくり計画、協議会案として配付するという予定になっていました。しかし、総会では、区が示している駅前広場計画に疑問や見直しを求める意見が集中し、協議会として街づくり計画案をまとめることができませんでした。

実際に駅周辺で商売をしている方からは、なぜ広場はこの場所なのか、ある日突然区画が示されて驚いている、今のままの町を残してほしいという声も多いのでは、バスロータリーは要らないのではないか、これは駅前再開発の域に入っているなどなど、次々と意見が出されました。また、地域住民の方からも、五千九百平米の土地を買収するのに一体幾ら税金がかかるのか、そんな必要があるのか、バス停は今のままで困らない、もっと小さなスペースで駅前に車が入れるようにすればいいなどの発言があ

りました。結局、街づくり協議会に参加している方々の中で、駅前広場をつくってほしいという意見は出ませんでした。具体的な計画については、全く地域との話し合いなどを行っていなかったことがここでもよくわかりました。

区は、平成十九年に京王線沿線街づくりに関するアンケート調査を行いました。駅周辺の環境について、鉄道からバスやタクシーへの乗りかえや道路の整備状況についてなど、満足度を聞くものでした。また、京王線沿線街づくり基本方針案についての区民意見の募集を行いました。千歳烏山の駅前広場についての具体的な声は出されていません。区は、千歳烏山駅前広場の計画をつくるに当たって、いつ、だれがどこの住民の意見を聞いたのでしょうか、伺います。

昨年十二月の烏山区民センターホールで行った説明会、また、先日の街づくり協議会総会での発言、私はすべて聞きましたけれども、千歳烏山駅南側に五千九百平米もの駅前広場、バスロータリー、これは廃止も含めて見直してほしいという意見が大半を占めていました。区の担当課長など、職員の皆さんも当然参加して聞いていました。区として、この住民の声をどう受けとめたのか伺います。

区は、沿線街づくり基本方針に関する区民意見への回答の中でも、周辺住民の皆さんの意見を参考にし、沿線地域が一体となり、個性ある魅力的なまちづくりを皆さんと一緒に検討してまいりますと述べています。しかし、実際には、当たりさわりのないアンケートなどで住民意見を聞いたとして、区の方針を一方向的に進めようとしているのではないのでしょうか。これでは、住民参加のまちづくりとは対極のやり方と言わざるを得ません。

連続立体交差事業は、関連の大型道路計画、駅前広場計画と一体に、全体として踏切解消を口実にした駅前大きな開発計画と言える事業です。また、大型道路や駅前広場の計画は、現在住宅などが建ち並んでいる場所が計画地となっており、地域住民や商店などを立ち退かせてまでつくる必要があるのか、住民参加で徹底した議論を行

い、計画は一からやり直すべきです。

次に、区内の放射線量測定について伺います。

福島原発の事故により、放射能汚染への心配が広がっています。区は、区役所周辺での一日一回の定点観測、小中学校、保育園、幼稚園などの地表も含めた測定、プールの水の放射線量の測定などを行うと発表しました。放射線量の測定は多くの区民から要望があり、実施することは評価します。

しかし、区は、区役所周辺での定点観測についてはホームページで公開するとしていますが、学校や保育園などでの測定については公表などについて明らかにしていません。昨日の答弁でも、今後検討するとの回答でした。放射線量は地域ごとにばらつきがあり、学校や保育園などの測定についても区のホームページなどで公開すべきです。また、土壌調査についても強い要望が出されています。区は、国の基準がないため土壌調査は行わないとしていますが、既に二十三区内でも幾つかの自治体で土壌調査を行うとしています。学校や保育園、幼稚園などの区内での放射線量についての公表と、土壌調査についての区の見解を伺います。

また、区長は、災害対策として、原発事故による放射性物質の飛散に対して何ができるかということも課題と述べています。放射能事故に対する対応マニュアルの作成について今後の課題とのことですが、現時点でも行っている放射線量の測定を継続的に進めることや、必要に応じての除去、水道水が汚染された際の安全な飲み水の確保などを初め、さまざまな対応が求められています。具体的にはどのようなことを検討していくのか、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 里吉ゆみ議員のご質問にお答えいたします。

京王線連続立体交差事業計画と烏山広場計画について、区民の意見を生かすように

というご質問でございます。

先月開催しました都市計画案説明会では、東日本大震災を踏まえた計画の見直し、あるいは関連都市計画を一体的に進めていくことに対する疑問、また、本件事業の実現を早期に求める声など、さまざまな立場からのご意見が出たと聞いています。

京王線連続立体交差事業については、計画素案の段階から、どうして地下高架併用方式がとられたのか、それぞれの工法のコストの比較検証をした上で取り組むべきではないのかという住民の意見について、私は合理性があると考えております。できるだけ迅速かつ正確に、国や東京都など関係機関へ情報の開示を求め、区民にわかりやすい形での情報の提供を行ってまいりたいと思います。

また、区民の声や意見に真摯に耳を傾け、進行中の手続について、これまでの経過を尊重することを踏まえながら、今後よい案があれば見直しを行うなど、丁寧な対応を行うことを関係機関に求めてまいります。今後は、駅前広場の計画についても、情報の開示、合意形成など、丁寧な検討を指示してまいりたいと思います。

〔板垣副区長登壇〕

◎板垣 副区長 私からは、京王線連続立体交差事業につきまして、積算根拠などについていつごろまでに情報公開を求めるのかとのことでございます。区長答弁と若干重複いたしますが、お答えさせていただきます。

京王線連続立体交差事業の事業費や構造形式等の検討につきましては、その検討過程及び結果につきまして、都市計画の事業主体であります東京都が平成二十一年十一月、都市計画素案の説明会を開催し、ご説明をさせていただいております。また、先月十六日から二十五日には、都市計画案及び環境影響評価準備書の説明会を開催し、その中でも検討結果につきまして説明をしてきたところでございます。

ご指摘の構造形式の検討につきまして、積算根拠につきまして情報公開をすることにつきましては、区としましても、住民への説明の根拠となる事項についての開示が

必要と考えております。区といたしましては、連続立体交差事業に基づき、側道の整備や沿線まちづくりを進める立場からも、これまでも区民にわかりやすい情報提供を求めてきておりますが、先ほど区長からも答弁がございましたように、なるべく早く区民に対しまして、引き続き積算根拠などの情報提供に努めるよう、東京都に対して求めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◎渡辺 交通政策担当部長 私からは、京王線千歳烏山駅交通系駅前広場について、二点のご質問にお答え申し上げます。

まず、素案として提案しました計画をつくるに当たってどのように住民の意見を聞いたかでございます。

区では、平成二十一年五月に、区民と行政の共通認識を図り、沿線まちづくりを進めるために、区民意見募集等を実施の上、京王線沿線街づくり基本方針を策定してきております。また、同年十月には、京王線沿線駅前広場基本構想を策定し、京王線沿線まちづくり通信に掲載するなど区民の皆様にお知らせするとともに、京王線沿線まちづくりオープンハウスを開催し、周知に努めてきたところでございます。また、昨年十二月には、明大前駅及び千歳烏山駅の駅前広場都市計画素案を提案して、その説明会を区立の小学校などを使いまして、また、映像を使いまして開催し、その後、駅前広場計画について、都市計画相談コーナーを松原まちづくりセンターや烏山区民会館で開設するなど、区民の皆様には計画の内容をわかりやすくご説明してご意見をいただきながら、沿線まちづくりに取り組んできたところでございます。

次に、区は、説明会や街づくり協議会総会での意見の声をどう受けとめたのか、また、どう取り組むのかにお答え申し上げます。

千歳烏山駅周辺地区は、都市整備方針で、地域のシンボル地区である地域生活拠点として位置づけられており、町の中心、町の顔を駅の持つ役割としております。また、

主要生活交通軸の一つであります南北に走る都市計画道路補助二一六号線は、道路整備方針調整計画により優先整備路線となっており、連続立体交差事業を契機に、鉄道、バス、タクシーなど、交通結節機能の強化による交通ネットワークの充実を図る上で駅前広場の整備が必要であると考えております。

住民の声でございますが、昨年提案しました都市計画素案の住民説明会でさまざまなご意見をいただいておりますとともに、街づくり協議会におきましてもその議論については承知しているところでございます。区としましては、関係権利者の再建と駅前全体をとらえたまちづくりは大変重要なことと認識しており、これまで都市計画相談コーナーでも、地権者の方々からのご意見やご要望をお受けし、その後も丁寧にご説明をさせていただいているところでございます。

今後は、さらに懇談会等も開催をし、より丁寧に対応させていただき、皆様のご意見をお伺いしながらご理解を得られるよう努力し、駅周辺まちづくりとあわせて駅前広場の都市計画案の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎内田 危機管理室長 放射能事故に対するマニュアルにつきましてご答弁いたします。

原発事故の発生によりまして、放射性物質の飛散による放射能災害への対応が求められております。区といたしましては、放射能事故について、災害対策総点検の検討項目に掲げ課題の整理等を行うとともに、関係所管課と連携をしながら地域防災計画に反映する方向で検討してまいります。地域防災計画策定後、放射能事故に対するマニュアル作成につきまして判断をしてまいります。

以上でございます。

◎齋藤 環境総合対策室長 私からは、放射線の測定とその公表についてお答えいたします。

小中学校や保育園等での放射能の測定につきましては、保護者の方々からのご要望によりまして、区として新たに、校庭、園庭の地表の放射線量の測定を実施するとともに、プールの水の水質検査を実施することといたしました。測定の詳細は現在関係所管と詰めているところでございますが、結果の公表につきましてはホームページ等を活用いたしまして、保護者の方々に安心していただけるよう工夫をしております。以上でございます。

◆四十三番（里吉ゆみ 議員） 烏山の駅前広場のことですが、十二月に説明をした際にも全然聞いていなかったという意見が出て、五カ月たった五月の末に開かれた街づくり協議会、つまり、まちづくりに大変関心のある方々が商店街の方も含めて参加しているところで、これは見直したほうがいいんじゃないかという意見が出ているということについて、認識している、これだけのご答弁ではちょっと納得いかないんですけれども、区長がさっきおっしゃったように、区全体として、時間をかけて一から検討するという事で動いているという認識でよろしいでしょうか。

◎渡辺 交通政策担当部長 今後でございますけれども、協議会や懇談会、意見交換会などを通じまして、より丁寧な対応で、さらにご理解がいただけるよう鋭意努めていきたいと考えております。あわせて、権利者懇談会等、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、さらに実施をしまして、いただいたご意見を踏まえまして、都市計画案の策定の手続の中でさらに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◆四十三番（里吉ゆみ 議員） 十年先の烏山の町を決める計画ですので、手続に入るなどということには言わずに、きちんと住民の意見を時間をかけて聞く、こういう態度で、私たちの町をみんなで決めるという住民参加のまちづくりをきちんと進めていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○畠山晋一 議長 以上で里吉ゆみ議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、三十三番江口じゅん子議員。

〔三十三番江口じゅん子議員登壇〕（拍手）

◆三十三番（江口じゅん子 議員） 質問通告に従って、質問いたします。

まず、山野小第二グラウンド内への認可保育園の整備についてです。

世田谷区発表の平成二十三年四月現在の待機児童数は六百八十八人です。区の待機児童数は、昨年まで三年連続二十三区最大となりました。その要因は、世田谷区が二〇〇二年から六年間認可保育園をつくらなかったためです。その間、日本共産党は、一貫して整備再開を要求しました。区はその後、方針転換し、待機児解消のため世田谷区子ども計画を策定、整備を進めています。私たちは、区の努力を評価するとともに、さらなる認可保育園の増設を求めます。

平成二十二年度の認可保育園整備候補地に山野小第二グラウンド敷地内が計画されました。しかし、五回の保護者説明会と三回の地域説明会を経ても合意が得られず、区は二十二年度中の整備ができませんでした。説明会参加者によると、第二グラウンドは学校で唯一ボールを自由に扱えるところ、子どもたちは狭い校庭でひしめき合っている、これ以上活動の場を狭くしないでほしい、そういう声ばかりで話は平行線だったとのこと。地域、保護者の心配は、子どもたちの遊び、体育、課外活動が制限されることです。

私は山野小に行き、現場を見て関係者から話を聞きました。そして、地域、保護者の皆様の主張に納得をしました。山野小の児童数は世田谷区で二番目に多い九百五名です。校庭も第二グラウンドも時間割りはすべて埋まっています。放課後も第二グラウンドは、学校のクラブと地域の野球・サッカー活動で、年末年始しかあきがありません。校庭では狭くて禁止のボールけりができたり、球技の授業では二面コートがと

れます。第二グラウンドがあることで、子どもたちの体育、課外活動が保障されているのです。

昨年九月議会で子ども部長は、山野小学校につきましても、関係者の方々にご理解をいただけるよう取り組んでまいりますと回答しています。区に質問をします。山野小第二グラウンド内の認可保育園整備については、住民関係者の合意は困難に思われます。区の見解をお尋ねします。

私たちは、世田谷区の保育園整備方針に疑問があります。区は、今回の保育園サービス施設分園の整備方針で次のように述べています。この計画は、区有地や学校施設などを利用して認可保育園の分園を中心に早急に整備するもので、国の補助金である安心こども基金を活用するもの、そして、区は財政的に非常に厳しい状況であり、今回の保育園の整備については、民有地を取得するのではなく、区有地を活用して整備する手法としています。

私は、その手法で中学校や第二グラウンド内にできた分園を視察しました。二、三階建ての狭い園舎が敷地の片隅に建ち、ある園では廊下もありません。保育士さんからは、園庭がないため、十分以上かけて本園に散歩に行く、雨の日は狭い室内で遊ぶので子どもたちがかわいそう、そういったお話をお聞きしました。分園を中心とする整備方針には改善が必要と感じました。

日本共産党は、昨年保育に関する緊急提言を発表しました。国に、自治体への支援策として、建設費、土地代の助成拡充、国有地の活用、国庫負担の復活などを求めています。同時に、世田谷区に認可保育園整備への予算拡充を求めます。例えば、山野小の計画と同じ六十人ほどの分園整備予算は一億六千万円、うち区の負担は二千万円です。待機児の解消、そして、子どもたちの学び、保育環境の保障、どれもすべて大事です。

そのために、日本共産党は、世田谷区に認可保育園整備の予算拡充を求めます。不

要な大型開発をやめ、七百億円以上の積立金を活用すれば、予算はつくれます。区長の見解をお尋ねします。

次に、都営成城八丁目アパート跡地への特養老人ホームなどの整備について質問いたします。

私は、昨年まで病院看護師として、たくさんの高齢者、家族に接してきました。現場では特養ホームの二、三年待ちは当然で、中には家族が介護疲れで休息が必要、そういった入院理由もありました。私は、高齢者、家族に大きな負担を強いる現実を見てきました。

平成二十一年のデータでは、二十三区の中で世田谷区の予算に占める土木費の割合は四番目、一方で民生費の割合は十五番目です。さらに区は、政策点検方針で、高齢者の健康・生活維持に必要ながん検診、区民健診、敬老見舞金などを削減しました。

では、病気、障害のある高齢者、家族の最後のよりどころである特養ホームはどうでしょうか。平成二十三年四月現在、区の六十五歳以上の人口は十五万五千五百十九人、それに対する区の特養ホーム数は十八カ所、定員は千三百四十九人だけ、整備率は〇・八七%と、二十三区中下から四番目です。さらに、石原都政の老人福祉費削減で、東京都全体の特養ホーム整備率は全国四十三位になりました。世田谷は、全国四十三位の中の二十三区中下から四番目ですから、不足は歴然です。

私たちは、ことし三月、住民団体と特養ホーム増設署名、千三百九十三筆を集め、区に申し入れをしました。増設の区民の願いは切実で、待ったなしです。日本共産党は、そのために、国に補助金の増額、国有地の活用を要望しています。同時に世田谷区にも、特養ホーム整備、高齢者福祉の予算拡充と早急な対応を求めます。

六月二日、都と世田谷区から、成城八丁目アパート跡地への特養ホームなどの福祉施設整備が発表されました。成城の住民の皆様の長年の運動が実ったものです。そして、私たちもこの件を繰り返し議会で要望してきました。しかし、計画では、ことし

六月の発表から平成二十六年十月の開設まで三年半も時間がかかります。都と区によると、補助協議や審査などでこれ以上の短縮は困難という説明です。しかし、現代の行政は、従来の方法に固執しないシステムの改革が求められています。また、区は、この成城の特養ホームが今後最も早くできる施設で、現在ほかの計画はないとしています。それならなおさら、機を失することなく、スピード感を持った取り組みが必要です。

今後ますます高齢者人口はふえます。今も老老介護や現役世代の介護理由の退職が年十万人以上という実態があります。家族の大きな負担で介護は成り立っています。世田谷区は、高齢者福祉にもっと力を尽くし、さらなる特養ホーム増設をすべきです。高齢者と家族は一刻も早い整備を待ち望んでいます。区にお聞きします。成城特養ホーム整備に、発表から開設まで三年半では時間がかかり過ぎです。早急な整備を求めます。

私は、この建設予定地周辺の住民の皆様からお話をお伺いしました。施設整備に喜びの声がある一方で、高さ、音など周辺環境への配慮の要望がありました。地域住民と事業者、当該団体の要望を大切に、区民の皆様が待ち望んだこの整備計画を進める必要があります。区の見解を求めます。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 江口じゅん子議員より、保育園予算を拡充すべしとのご質問をいただきました。また、保育園分園のあり方についても、園庭がないなどの問題を指摘していただきました。私自身も保育のあり方についてしっかり見てまいりたいと思います。

ことし四月の認可保育園の入園見込み者数が四千四百人を超えて、平成十七年の約二倍になっているという現状を踏まえて取り組んでいきたいと思います。今後、保育園の予算、これを費用対効果の最大値をしっかりと上げていくという見地で、待機児解

消のために使っていきたいというふうに思います。

これまでも国有地を使つての二園スタートをするということであるとか、あるいは、
都有地を長期間借りるなどの方法もとられてきました。また、公営住宅や大規模団地
の建てかえ時に保育園を整備するなどの施策もぜひ進めていきたいというふうに考
えております。予算の制約を理由にして整備が進まないということがないように知恵
を出してまいりたいと思います。

詳細については、所管から答弁させます。

◎萩原 子ども部長 私からは、山野小第二グラウンド内への分園整備についてのお
尋ねにお答えいたします。

山野小学校第二グラウンド内一部への認可保育園分園整備につきましては、昨年度
保育サービス待機児の状況と区が抱える状況を保護者、地域の方々にご説明し、保育
所整備にご理解いただけるよう説明会等を重ねてまいりました。砧地域の保育サービ
ス待機児は昨年度より増加しており、当該地区周辺は保育ニーズの高いところでござ
います。引き続き今年度の整備に向けて、関係者のご理解を得られるよう努力してま
いります。

以上でございます。

◎堀川 地域福祉部長 都営成城八丁目アパート跡地への特養老人ホーム等の完成
まで時間がかかり過ぎる、早急な整備を求めるといふご質問にお答えいたします。

成城八丁目都営アパート跡地につきましては、この間区からも、東京都にご理解、
ご協力いただけるよう働きかけてまいりましたが、このたび東京都において、都有地
活用による地域の福祉インフラ整備事業を実施していただき、民間事業者により特別
養護老人ホームを含む高齢者施設等が整備される見込みとなったところでございま
す。

特別養護老人ホームを整備する場合には、建築に関するさまざまな手続に加え、老

人福祉施設の整備に関する手続が必要となります。具体的には、近隣住民への説明から始まり、都の補助金に係る協議から審査を経て、内示までには一定の期間、約九カ月余りを要し、その後、各種建築法令上の手続を経て約半年、建築確認後、着工から竣工が一年半、そして開設へと至りますが、事業者の決定から開設までにはおおむね三年の期間が必要と見込んでおります。

区といたしましては、滞りなく計画が実現されるよう、住民説明会の際に協力することや、補助金に関する事務等について迅速に進めることに努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎藤野 保健福祉部長 都営成城八丁目アパート跡地に施設整備するに於ける地域住民の声を聞いて進める必要があるとのご質問にお答え申し上げます。

公共施設の整備に当たりましては、整備計画地の近隣の方々のご理解をいただくことが非常に重要であると考えております。特に区の福祉施策では、高齢者、障害者が必要な支援を受けながら地域生活を継続できる生活基盤の整備を目指しており、整備する施設は、地域の方々と交流を持ち、地域に親しまれ、地域に根差した施設となることが望まれます。

このため、成城八丁目跡地における施設整備に当たりましては、東京都との合同説明会の開催などを通して、整備する施設の内容等について丁寧な説明を行い、住民の方々のご理解を得られるよう努めてまいります。また、建物設計に当たっては、各種関連法律や条例を遵守し、住環境に配慮するとともに、工事に当たりましても近隣住民の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

◆三十三番（江口じゅん子 議員） ただいま区長の答弁で、予算制約を理由に認可保育園の整備がおくれないようにしたいという、そういったご回答をいただきました。

私は、今回の分園の視察や、それから山野小学校を実際に見学することで、子どもたちの教育環境を狭めて、狭い分園での保育が本当に子どもの成長にとってよいのか、そういった問題意識を大きくしました。区長にもぜひ現場を見てほしいと思います。

そして、認可保育園整備に関しては、予算制約を理由に整備がおくれないようにしたいということですが、それは予算拡充をしていくというふうにとってよろしいでしょうか、区長の認識をお伺いします。

そして、特養ホームです。世田谷区の特養ホーム整備計画が今後たった一つだけでは、今困っているお年寄り、ご家族、そして、老後に不安を持つ区民の皆様への不安、要望にこたえられないのではないかと思います。

区長は招集あいさつの中で、特養ホームに対して、都や国の所有する土地を長期的に借りる方法も含めて検討をしますと述べられています。世田谷区は特養ホーム増設をふやすべきともう一度述べまして、区長の認識を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 再質問に答弁をしたいと思います。

まず、先般、山野小学校のご近隣の当時の第二グラウンドがつくられる際にご苦労された皆さんのお話を聞きました。機会をつくって、ぜひ現状を見たいというふうに思っております。

予算の拡充についてのお尋ねでございます。

昨日来の議論の中で、区の財政状況の最大の懸案として取り組んでいくということをお申し上げました。歳出、そして歳入のバランス、これは現状では、大変こういう景気が悪い、こういう状況の中では、世田谷区だけが直面する問題ではもちろんありませんけれども、不必要な歳出については見直していく、区民生活に対して、非常に区民の命、生命を預かる医療福祉の分野についてはしっかりやっていく、こういう基本

姿勢で対処をしていきたいと思えます。この分野の予算が比率として減少するという
ことはないものと思えます。

特養ホームについてお答えいたします。

特養ホームについて大変区民の要望が高いという認識を昨日来の他会派との議論
でもお話し申し上げましたけれども、比較的この世田谷区内の中堅層の所得のある方
についても、入所時に数千万円かかり、また、数十万円という大変高額な高級老人ホ
ームといいたいでしょうか、こういう施設が、実は入居者が今どんどんいなくなっている
というような話も聞いています。

実は、国の新しい制度で、この分野、いわばサラリーマン世帯の階層で、自立をし
て、そして介護・ケアつきの高齢者の住宅と、自立型の住宅と言いますが、そういう
ものを現在提案されて制度ができ上がっていると聞いておりますので、この面のプロ
パーである秋山副区長に頑張ってください、多面的にこの世田谷区内に、高齢者の
安心して過ごせる場をつくっていききたいというふうに考えております。

◆三十三番（江口じゅん子 議員） 区長から今答弁をいただきました。保育整備、
特養老人ホーム整備、ぜひ予算の拡充をお願いしたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○畠山晋一 議長 以上で江口じゅん子議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、五番植田靖子議員。

〔五番植田靖子議員登壇〕（拍手）

◆五番（植田靖子 議員） 通告に従い、順次質問いたします。

初めに、災害時における要援護者の支援について伺います。

三月の大震災と大津波、福島第一原子力発電所の爆発から三カ月たちましたが、被

災地の復興は一向に進まず、原子炉の冷温停止もいまだ予断を許しません。夏を目前に首都圏では、電力需要の逼迫が心配されます。東京電力は、原則、計画停電不実施としていましたが、やむを得ない場合は実施せざるを得ないとして、六月九日計画停電の運用を見直しています。万一、一気に電力需要が供給力を上回る事態になれば、予測できない広範囲に及ぶ大規模停電、ブラックアウトが発生し、復旧も容易ではありません。また、雷や強風など、予測できない災害による停電も考えられます。最悪の場合に備えて、日ごろから明確な防災意識に基づいた安全対策が必要です。

例えば、二十四時間人工呼吸器を使う要医療援護者の命は、もし不意の災害によって停電が起こったら、本当に現状のままで守れるでしょうか。区内には、人工呼吸器が必要で、東京電力に登録し、二時間から四時間使えるバッテリーパックなどを自分で準備した人たちがいます。この登録人数は、三月の計画停電のときは約四十人程度でしたが、最近は七十五人にふえたと言います。このことから、震災以降、東京電力に直接登録した人が相当いるということがわかります。現在、区が把握している登録人数は、実態を把握した数と言えません。直接命にかかわることですから、くれぐれも登録漏れがないように、さらなる実態把握が必要だと考えます。また、機器利用者に対して、東京電力への登録を周知するように、医療機関や訪問看護ステーションなどにも一層の啓発が必要です。

区は、東京電力と災害時についての具体的な対応や手順について早急に協議し、区内で暮らす要医療援護者の安全と安心のために、よりきめ細やかな情報提供を行い、少しでも命の危機への不安を和らげる必要があると考えます。要医療援護者の中でも、自分で動くことができない人工呼吸器が必要な人への災害時の対応について区の見解を伺います。

次に、区は、地域の町会や自治会と協定を結び、災害時に要介護度四以上など、加齢や障害によって自分で避難や意思表示ができない人たちの災害時要援護者リスト

をつくっています。しかし、現状は区内で百九十七の町会や自治会の中で協定が結べたのは四十九団体と、まだ全体の四分の一程度です。地域の間人関係が薄くなっている現状において、大震災のときこそ、このようなリストが必要になります。今後の拡充策と災害時の連携を視野に入れた活用について区の考えを伺います。

区内に二十七カ所あるあんしんすこやかセンターでは、三月十一日の地震直後から地域の高齢者の方々の安否確認に回ったということです。災害時の地域の実態を把握する大変貴重な機会でした。生活者ネットワークでも地震直後にアンケートを実施し、家族で暮らしているけれども昼間は一人で恐かった、また、真っ先にヘルパーさんが来てくれてよかったなどの声を受け、民間事業者による自主的な安否確認が行われていたことを確認しています。今回行ったあんしんすこやかセンターの安否確認を今後の災害対策に生かすべきと考えます。どのように活用していくか、区の考えを伺います。

災害時に備え、世田谷区では、区内にある十余りの大学や短大と避難場所や物資の集積所としての提供や、学生、教員のボランティア派遣などの協定を結んでいます。高齢化が進んでいる世田谷区では、今後、災害時における若者の力は大きな助けになり、さらに多くの大学や専門学校などと協力関係を結び、区内全域に広げることが必要と考えます。

若者は、日ごろから町や商店街のイベントや活動に参加して、地域の人々と顔の見える親しい関係ができれば、災害時にも役立ちます。こうしたさまざまな場面での地域の人たちとの交流は、若者にとっても貴重な社会体験となります。地域の防災力向上のために大学などとの連携推進についてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、二子玉川再開発事業について質問します。

ことし五月に実施された二子玉川東第二地区第一種市街地再開発事業、Ⅱ—a 街区

の説明会に参加しました。その場に参加した多くの地元住民から、これから建設予定のⅡ—a街区の話以前に、ことし四月オープンした二子玉川駅周辺の高層ビルができたことによる強い風が吹く風害を訴える声が数多く上がり、これから予定されるⅡ—a街区に、さらに高さ百三十七メートルのビルが建設されると、ますます強い風が吹くのではないかと心配する意見が相次ぎました。実際に、強い風によって歩行が妨げられ、歩くのが怖いと感じる高齢者が多く、骨折など被害に遭った話も報告されました。私自身も、二子玉川駅周辺を利用したときに強風にたびたび遭遇しました。

再開発による風害については、平成十二年の環境アセスで、区長、都知事からも、強い風が吹く頻度については、さらに慎重な検討や十分調査した上で補足説明の必要性が指摘されています。環境保全措置としては、良好な風環境の確保に努めるとなっています。

区の環境基本条例に基づく開発事業に係る環境配慮制度の福祉的な配慮も不十分です。この福祉的な配慮とは、本来、だれもが使いやすい快適な歩行空間を確保せよという意味です。多くの方が強い風によって歩行を妨げられ、歩くことに恐怖感を抱く現状の強い風による風害を良好で福祉的配慮にかなったものにまず改善すべきと考えますが、区のお考えをお聞きします。

今回の説明会は、区の環境基本条例、開発事業に係る環境配慮制度に基づいて開かれた説明会です。雨水は環境配慮事項ですから、最初から資料を準備して説明するのが当たり前ですが、今回の説明会では、資料も説明も全くありませんでした。これまで我が会派の竹村前議員が再三求めてきましたが、いまだに具体的な内容についての説明がありません。この施設の雨水流出抑制施設の設置について、どのようになっているかお聞きします。

この二子玉川再開発事業は、首都圏で最大のものです。だれもが安心して暮らせる良好な環境をつくり出すためには、この地域のことをよく知る地元の人たちの声を受

けとめ、必要なことは取り入れていく姿勢が大切だと考えます。今後の新たな再開発事業のあしき前例にならないように、区の適切な指導を求めます。

最後の質問は、豪雨対策について聞きます。

温暖化による気候変動によって、これまでなかった集中豪雨が世田谷でもふえ、それに伴い住宅への浸水被害もここ数年、区内各地域でふえています。その対策として、区では、豪雨対策基本方針に掲げた「水害に強い安全・安心のまち世田谷」の実現に向け、四つの柱を掲げました。その中で、特に流域対策の強化については、さらなる取り組みが必要だと考えます。二子玉川の再開発でも雨水が心配されていますが、区の取り組みを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎西田 世田谷保健所長 災害時における要援護者支援について、私からは、特に人工呼吸器が必要な要医療援護者の方々への対応についてお答えさせていただきます。

在宅で人工呼吸器等の電動の医療機器を利用されている方々は、一たび停電などが発生しますと命の危機に直面するおそれがあります。そのため、東京電力は以前より災害時に備え、人工呼吸器を利用されている方に登録をいただいております。今回も計画停電の情報提供や緊急時の予備電源の貸し出しなどを行うこととしております。

現在、東京電力への登録者数は区内で七十五名ですが、この登録が人工呼吸器を利用されている方のすべてを網羅しているかは定かでないことから、東京都では現在、訪問看護ステーションを通じ実態調査を行っており、その結果を踏まえ、都としての支援を検討することとしております。

区といたしましては、これまでも東京電力への登録者を中心に、停電への備えなどの状況把握を行ってまいりましたが、今回は東京都や東京電力などとも連携し、災害時の要医療援護者に対するよりきめ細やかな情報提供と啓発を徹底してまいりたいと考えております。

あわせて、東京都などの取り組みについては、区内の医療機関などへも情報提供を行うとともに、今後、区の災害時要援護者支援事業との連携を検討し、災害時における要医療援護者の対応の強化につなげてまいりたいと存じます。

私からは以上です。

◎藤野 保健福祉部長 災害時要援護者リストについて、その拡充と今後の活用についてご答弁申し上げます。

災害時要援護者支援事業は、障害をお持ちの方や介護を要する高齢者の支援を円滑に行うための地域における共助を支える取り組みとして、平成十九年三月より実施しているところでございます。昨年度は、平成二十一年度に策定した世田谷区災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域住民等との協働によるモデル事業を実施し、事業を推進するための方法やヒントをまとめたガイドラインを作成いたしました。

こうした成果を踏まえ、本年七月には、町会・自治会及び民生委員を対象に、災害時要援護者支援事業を進めるための講演会を開催いたします。町会・自治会に対しては、各総合支所地域振興課が中心となり、本事業の理解に向けての働きかけを行っておりますが、団体の規模や役員の高齢化、コミュニティ形成への取り組み状況の違いなど、団体によってさまざま事情もあると認識しております。

今後もガイドラインの活用等を通して、本事業の普及啓発と避難訓練等の実践を働きかけるとともに、関係所管と連携し、地域の取り組みへの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎堀川 地域福祉部長 今回のあんしんすこやかセンターの安否確認を今後の災害対策にいかに関活用するのかとのお質問にお答えいたします。

あんしんすこやかセンターにおきましては、三月十一日の地震発生後、区からも指示を行いまして、翌十二日にかけて、管轄地区内の安否確認等が必要と思われる

高齢者を対象に、電話確認や訪問による状況確認を行ったところでございます。十一日から十二日にかけて安否確認した高齢者の数は、直接把握した方と、民生委員の皆さんなどを通じて間接的に把握した方を合わせて約四千八百人でございました。

震災対応が一段落ついた五月に、今回の対応を通じてセンターの職員が認識した問題点などについて、二十七カ所のセンターの職員が集まり話し合いを持ったところでございますが、その中では、地域における安否確認すべき対象者の把握や対象者の安否確認についての民生委員の皆さんとの役割分担などが課題として挙げられたところでございます。

区におきましては、今回の経験から学んだことを生かし、災害時におけるあんしんすこやかセンターの役割について今後精査し、災害時の対応について点検してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎内田 危機管理室長 私からは、地域の防災力向上のために、区内大学との連携推進についてご答弁申し上げます。

区は、平成十八年度より、区内の大学と災害時の協力協定を順次締結しております。主な内容としましては、区の避難所を補完する施設としての利用、支援物資の集積場所としての利用、ボランティアの派遣等となっております。また、六月二日には、第三消防方面本部との合同水防訓練を実施し、その際、国士舘大学、東京農業大学の学生がボランティアとして参加したところでございます。大学には、比較的広い敷地と校舎、体育館があることから、災害時にこれらの施設を利用できることは非常に防災上有効であります。また、大学生による地域防災活動への参加は、高齢化社会の進展に伴う防災の担い手不足の補完につながり、地域の防災力の向上につながるものと考えております。さらに、地域の人々との交流、これが学生にとってもプラスになるのではないかというふうに考えております。

また、大学と町会が独自に災害時活動支援の協定を結び、震災時に町会が大学に協力を要請し、学生ボランティアが町会の指示に基づき活動するという、こういう動きもございます。こうした大学と区、あるいは大学と町会等との連携協力が進むように、地域の事情を踏まえ、今後とも総合支所が中心となり、働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

◎春日 生活拠点整備担当部長 私からは、二子玉川再開発事業につきまして、二点ご質問にお答えいたします。

初めに、強い風による風害をまず改善すべきとのご質問でございます。

環境配慮制度における福祉的な配慮につきましては、快適な歩行者空間の確保が例示されておりまして、歩道の安全性、風対策の必要性は認識しているところでございます。このため、多摩堤通り周辺の風環境の改善につきまして、区ではさらなる風対策を早急にとるよう再開発組合に指導したところでございます。

現在、再開発組合では、歩道上に生け垣や風よけパネルなどの対策を準備しておりまして、まず仮設的に設置し、効果を見きわめた上で本設に移行していく予定となっております。二期事業につきましても、一期事業による風環境の変化を踏まえ、先行的な対策とともに、総合的な風対策を行うよう再開発組合を強く指導してまいります。

次に、雨水流出抑制施設の設置でございます。

二期事業の雨水流出抑制施設といたしましては、二千四百トンの雨水貯留槽を備えております。この容量は、世田谷区豪雨対策基本方針による敷地面積一ヘクタール当たり六百立方メートルという基準による対策量を上回るもので、一期事業と合わせますと約五千四百トンとなります。また、二期事業では、雨水を屋上庭園やトイレ用水として活用する計画となっており、雨水流出抑制とは別に六百トンの容量を確保しております。

説明会での対応でございますが、当日の資料には、環境配慮項目である雨水活用と

循環利用につきましては記述がございましたが、雨水流出抑制という形では触れておりませんでした。今後は、よりわかりやすい情報提供とより丁寧な説明と対応に努めるよう再開発組合を指導してまいります。

以上でございます。

◎吉田 土木事業担当部長 豪雨対策基本方針に掲げました柱の一つであります流域対策につきましてご質問いただきました。お答えいたします。

議員お話しのように、豪雨対策の四つの柱の一つに流域対策の強化がございます。流域対策とは、河川や下水道幹線流域内に雨水浸透枘や雨水タンクなど、雨水流出抑制施設を設置して、雨水が河川や下水道へ流れ込む量を一時的に抑える対策のことを言います。

区では、昨年七月に、雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を制定し、官民を問わず、施設の新設、改築の際には所定の対策量を満足する雨水流出抑制施設の設置をお願いしております。また、当要綱の制定にあわせまして、開発審査基準や住環境整備条例施行規則の改定も行っており、事業者などが開発行為や住環境整備条例の対象となる建築物を計画する段階で、雨水流出抑制施設の設置を指導しております。

一方、当要綱の周知につきましては、昨年度から区ホームページや区報への掲載を初め、新たな試みとしまして、区内住宅展示場や民間建築確認機関への資料配布、東京都管工事組合世田谷支部への説明、区内を通る高速道路会社や鉄道会社への要請なども行っており、今後もさらに町会や地域の方々にも働きかけるなど、あらゆる機会をとらえまして、区民や事業者の皆様へ流域対策のご協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

◆五番（植田靖子 議員） 災害時に支援が必要な人への質問をしましたが、見えてきたのは、災害時の支援体制にまだまだ大きな課題があるということです。今後、世田谷が大震災に被災したときは、区、市民、民間事業者など、さまざまな立場の人た

ちと一体となって救出作業を行う必要があります。日ごろから災害時にどんな立場の人たちともすぐに連携できる体制が求められます。災害時に情報を一元的に素早く集約し、それを受けて直ちに適切な指示を出せる柔軟な区政運営こそ区民が求めているものです。

以上を申し上げ、質問を終わります。

○畠山晋一 議長 以上で植田靖子議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、一番あべ弘幸議員。

〔一番あべ弘幸議員登壇〕（拍手）

◆一番（あべ弘幸 議員） では、質問通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

初めに、健診、予防事業の充実についてお伺いします。

このたび区長は、第一回世田谷区議会臨時会のあいさつの中で、子どもや若者の支援、高齢者や障害者などの保健福祉施策の充実を述べておりました。妊産婦から乳児、児童、成人、高齢者及び要介護者に至るまで、区民のすべてのライフステージに応じた歯、口腔及び全身の健康づくりに関する事業を、今まで世田谷区と公益社団法人、社団法人に属する医療機関の協力のもとに実施し、予防、早期発見、再発の防止等の目的として、地域で組織的、集团的に実施し、地域社会全体の健康水準の維持、向上してきたわけでございます。

区は本年四月より、特定健診、長寿健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、成人歯科健診等で、受益者負担の考えにより自己負担金の徴収を実施しております。本来、世田谷区は区民の財産と生命を守ることが使命であります。上記各種健診及び、かねてから弗素塗布の事業を含めて自己負担金を徴収することで、世田谷区民の健診

機会を損なうだけでなく、疾病が生じるまで区民自身の健康、生命をも損なう危険があります。近年財政状況が逼迫していることは十分理解しておりますが、多くの疾病予備軍、または自分の病気に気がつかない区民が一たび病気になれば、医療財政ばかりでなく、区民の経済的損失、時間的な損失は多大なものとなります。よって、世田谷区は財政改善のため、福祉保健、健康向上を損なう可能性ある施策と適正な負担を求め、区民みずから自分の健康に責任を持つ考え方の施策と、相反することになりますが、今後検証していかなければならないと考えております。

そこで区は、自己負担金の導入後の影響について、どの程度経過した時点で検証するのか、区の見解を伺います。

各種健診事業の対象年齢についての検証を行い、必要とする区民だれもがそのサービスを受けられるようにすることが医療難民、歯科医療難民をなくすことになり、安心安全なまちづくりにつながると確信します。これらの事業は、区民を初め行政、医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体が一体となって推進されなければなりません。世田谷区は、歯及び口腔または全身の健康づくりに取り組むべき環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連政策との有機的な連携を図るべきと思っております。

そこで伺いますが、五歳ごとに対象になっております成人歯科健診や、五十一歳、六十一歳、七十一歳のみが対象となっている口腔がん検診の対象拡大についてどのように考えているか、区の見解を伺います。

次に、障害のある方々の歯科診療について伺います。

現在、世田谷区歯科医師会館の施設内にて、昭和五十六年より三十年間にわたり地域区民の障害のある方々の健康に貢献をしてまいりました。昨今、世田谷区の住民が八十八万人と増加している中でますますニーズが高まっていますが、この広い世田谷の中で唯一の施設が、梅丘にある前述の施設のみでございます。区民の利便性を考え

ますと、玉川歯科医師会の既存の施設利用なども含め、玉川地区においても施設の整備についての区の認識を伺います。

また、高齢化が叫ばれている今後の世田谷区において、本来、在宅で生活できることが多くの区民の希望であります。それがかなわない区民の方々は、入所しにくい世田谷区立特養ホーム、民立特養ホーム、あるいは、高額な費用を支出し有料老人ホームに入所するか、そうでない方々は家族の献身的な介護の上、在宅で過ごしているのが現状です。現在、世田谷区立特養ホームは、上北沢ホーム、北沢ホーム、芦花ホーム、三施設があります。当施設では、施設内に医科、歯科の診療施設が附属しております。民立特養ホームは十五施設ありますが、医療機関に隣接しているのは、有隣ホーム、第二有隣ホーム、久我山園、砧ホーム、四施設のみでございます。

そこで伺いますが、今後の課題として、不足している世田谷区中央・南部地域区民のことを考慮し、また、施設内にて初期医療行為が行えるよう考慮し、既存の施設及び施設を新設するとき、区民の老後が安心して生活できる環境を提供することが必要であると考えます。区の見解を伺います。

次に、夜間、休日に対応する薬局について。

現在、世田谷区の依頼を受け、世田谷区薬剤師会、玉川・砧薬剤師会の協力のもと、北沢総合支所、玉川総合支所管内に世田谷区子ども休日夜間薬局、玉川薬局が世田谷区民の夜間、休日の処方及び相談に対応しているところでございます。この広い世田谷区で二カ所しかなく、かつ子ども休日夜間薬局は従業員及び患者さん兼用のトイレが一つしかなく、立地条件も駅から遠いなど、余り区民にとって利便性がよくないと思われれます。

そこで伺いますが、今後の課題として、より駅に近い梅ヶ丘病院跡地などを含め、特に初期緊急医療施設のない砧総合支所管内においても、より充実した環境でサービスを提供できる対応を検討することが必要であると考えます。区の見解を伺います。

最後に、区立幼稚園の今後の対応について伺います。

ゼロ歳から五歳児までの人口は、平成十八年から二十三年まで約千名増加しております。昨今、若いお母さん方の就労意欲が向上しているわけですが、九つの世田谷区立幼稚園におきまして、平成二十三年五月一日現在、四歳・五歳児在園児が延べ一千一名でございます。四歳・五歳児の空き数は二百二十三名にも上っております。この貴重な世田谷区の施設が一部無駄になっているわけでございます。

新しい施設であります認定こども園ですが、現在、幼保連携型の青葉学園野沢こども園、羽根木こども園、幼稚園型の円光院幼稚園、地方裁量型の昭和ナースリーこども園と区内に四つございます。民間独自のきめ細かいサービス、対応で、近隣の区民の方々に大変評判がよいと聞いております。

そこで伺いますが、今後、区立幼稚園の対応にはゼロ歳児から五歳児まで対応でき、かつ幼稚園、保育園機能をあわせ持つこども園の開設を民間に促すなど、入所希望の多いゼロ歳児から三歳児の待機児童の削減を踏まえ検討すべきであると考えますが、区の見解を伺います。

以上、今後の世田谷区はどのように取り組んでいく所存か、ご意見をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎藤野 保健福祉部長 私からは、三点ご答弁申し上げます。

初めに、特定健診等の自己負担導入による受診率への影響についてご答弁申し上げます。

区は昨年度、政策点検方針を策定し、事業の効率化と質の向上、適正な利用者負担等の観点から、全事務事業の点検に取り組みました。その結果、特定健診、長寿健診等につきまして、本年度より新たに自己負担をお願いすることといたしました。なお、自己負担導入に当たりましては、区民に過度の負担とならないよう配慮させていただ

いたところでございます。

今年度、「区のおしらせ」特集号を四月十五日に発行するとともに、五月中旬から、対象者全員に順次特定健診等の受診案内を差し上げ、新たなご負担についても周知を図り、ご理解いただくよう努めているところでございます。特定健診等の受診率向上は区にとっても大変重要なことであり、今後適宜、自己負担導入以降の状況を把握するとともに、引き続き区民の皆様の健康を守るため、充実した健診の実施とPRに努め、受診率の向上に一層取り組んでまいります。

次に、障害を持つ方の歯科医療施設についてご答弁申し上げます。

区では、一般の歯科診療所での診療が困難な障害者への歯科診療の提供のため、梅丘の世田谷区口腔衛生センターにおいて、障害者歯科医療を週に二日実施しております。センターは、専門の医療機器や設備を整備し、バリアフリーに配慮した施設となっており、指導医等の専門スタッフが診療に当たっております。また、区内診療所の歯科医も指導医とともに交代で診療に当たることにより、障害者歯科医療の技能を習得し、地域での診療に生かすこととしております。

一方、玉川地域には世田谷区歯科保健センターを設置し、地域の歯科診療所の診療時間外である休日準夜に応急歯科診療を行っているほか、区民歯科相談を実施しております。今後も、区民ニーズに適切かつ効率的にこたえるため、利用状況を的確に把握し、障害者歯科医療の充実に努めてまいります。

最後に、夜間休日薬局の拡充についてご答弁申し上げます。

区では、一般診療所での診療時間外の急病に対応するため、小児科、内科の初期救急診療所を四カ所設置しております。診療に伴う薬の調剤は、三百六十五日開設する北沢・玉川地域の二カ所の診療所の処方はそれぞれ併設する薬局で、土日の夜間のみ開設する世田谷・烏山地域の二カ所の診療所では院内処方で対応しております。調剤の取扱件数を見ますと、平成二十二年度では、併設する二カ所の薬局では、小児科を

中心に約一万六千件の調剤を、院内処方に対応する二カ所の診療所では、小児科、内科の約二千五百件の調剤を扱っております。

区では、患者さんの多い時期には薬剤師会の協力を得て薬剤師をふやしたり、年末年始には輪番で地域の薬局を開くなどの対応をとっておりますが、一方、インフルエンザの流行期などには待合室の混雑も課題となっております。こうした施設面での改善は中長期的視点で検討していくことが必要と考えておりますが、今後も関係機関と十分な調整を行いながら、休日準夜の調剤体制の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

◎西田 世田谷保健所長 成人歯科健診等の対象年齢拡充についてのご質問にお答えいたします。

八十歳で二十本自分の歯を残す八〇二〇運動の取り組み等が広く周知され、歯科保健に対する区民の関心が年々高まっていることは、区としてもよい傾向と認識しております。

お話しのとおり、成人歯科健診は、歯を失う主な原因である歯周疾患の予防を目的としているものですが、国が健康増進法に基づき対象としている四十歳、五十歳、六十歳、七十歳に加え、区は、四十五歳、五十五歳、六十五歳にも拡充して実施しております。また、成人歯科健診の翌年である五十一歳、六十一歳、七十一歳の方を対象として、口腔がん啓発・検診を区独自に実施しているものでございます。

今後、成人歯科健診及び口腔がん啓発・検診の事業のあり方については、関係機関と検証し、その結果をもとに検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

◎堀川 地域福祉部長 特別養護老人ホームにおける医療対応等についてご答弁申し上げます。

介護と医療の連携につきましては、特別養護老人ホームにおきましても非常に重要

と認識しておるところでございますが、厚生労働省の定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準におきましては、医務室を設けることが定められておりまして、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることとされております。

一方、実態といたしましては、各特別養護老人ホームの医療対応や設備の内容は、施設における医療ケアについての運営法人の考え方により異なってくる状況がございます。例えば、区立特別養護老人ホームでは、みとり介護や口腔ケアなどを重視し、そうした取り組みに必要な診療設備を備え、医療機関と福祉関係者の連携等を進めているところでございます。

こうしたことから、今後につきましては、特別養護老人ホームの整備に係る相談の折に、特別養護老人ホームにおける医療連携が重視され、また、必要な施設整備が行われるよう事業者に働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎佐藤 教育次長 私からは、区立幼稚園の今後の対応についてお答えいたします。

区立幼稚園につきましては、昨年度区議会でのご議論、それから区民アンケートの結果などを踏まえまして、今後の区立幼稚園のあり方についてを取りまとめ、区議会にもご報告申し上げたところです。このあり方では、今後、幼保一元化への取り組みの推進や保育環境の整備、幼稚園、保育園と小学校との連携の推進、さらに、配慮を要する子どもへの支援等に取り組んでいくことが重要としております。また、今後の区立幼稚園九園につきましては、幼保一体化施設への用途転換を基本に、保育サービス待機児状況を勘案した認可保育園、また、教育関連施設への転換等、五つの用途転換類型を提案させていただいたところでございます。

一方、現在の最新の国の動向としまして、子ども・子育て新システムの案では、幼保一体化施設を仮称総合施設とし、従来の幼稚園、保育園も含めまして、すべてを仮

称こども園とする方向で、二十三年度法案提出、二十五年度施行を想定しているところですが、そのスケジュール、財源等、いまだ不確定な点が多い状況にあります。

したがいまして、教育委員会としましては、区立幼稚園が私立幼稚園の量的補完という目的は既に達成し、機能転換を図る時期に来ているという認識のもと、国の動向をさらに注視するとともに、保育サービス待機児の状況等を踏まえ、子ども部と区長部局と連携しながら、具体的方針の策定に向けて検討を進めてまいります。

以上です。

◆一番（あべ弘幸 議員） 先ほど、成人歯科健診の目的が歯周疾患の予防を目的としているというふうにおっしゃいましたが、歯周病は早い方で二十前後から進行しています。また、七十歳以上の高齢者が増加していることや、口腔がん検診は、年齢を問わず若い方にも増加していることを考慮しまして対象年齢の拡大及び検診頻度の向上を検討することを要望し、質問を終わります。

○畠山晋一 議長 以上であべ弘幸議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、二十六番福田妙美議員。

〔二十六番福田妙美議員登壇〕（拍手）

◆二十六番（福田妙美 議員） 質問通告に基づき、順次質問をいたします。

公明党の福田妙美です。医療現場で二十年間働いてきました。区民の皆様の命を守る声を届けてまいります。

初めに、内部障害者も安心して暮らせるまちづくりについて伺います。

私のもとに区内在住の女性から連絡が入りました。その方は、心臓のリズムを整えるペースメーカーを体内に入れてあります。体力も健常者より劣り、周囲の携帯電話の電波がペースメーカーにふぐあいを来し、胸の痛みを何度となくこらえることがあります。

ました。私たちも安心して暮らせる町にしてほしいとの声が届きました。

身体障害の種類には、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、言語障害、内部障害の五つがあります。内部障害は、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、または直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などの七つの内部臓器障害です。この女性は内部臓器障害で、外見からは障害が見えないため周囲に理解を得られず大変苦勞をしています。

平成十六年度から二十三年度までの八年間の世田谷区内の身体障害者手帳の配付数、そのうちの内部障害者数とその割合を見てみました。平成十六年度の障害者手帳配付数は一万六千五百三十四人、そのうち内部障害者が四千八百六十六人、障害者全体の二九%、平成二十三年度の障害者手帳配付数は一万九千百三十人、そのうち内部障害者が六千百五十八人、障害者全体の三二%、毎年百五十人以上の内部障害者の増加と、障害者での占める割合も八年間で三%増加しています。このように、障害者全体の増加傾向と、その中の内部障害者の占める割合の増加傾向は今後とも続くと思われます。しかし、内部障害に対する認知度が大変に低いのが現状です。

世の中では、障害者マークといえば、車いすをモデルにしたマークが一般的です。内部障害者の方がこのマークを利用すると、この人は普通に歩いているのに障害者のところに駐車しているとの言葉を浴びせられます。当事者にとってつらい状況です。このような状況を回避し、可視的に内部障害の理解の一步となるハート・プラスマークがあります。これがそのマークです。平成十七年二月、衆院予算委員会で公明党の井上義久当時政務会長が、国会で初めてハート・プラスマークを掲げて質問をし、内部障害で悩む一人の青年の声を国政に届け、マークの普及を訴えました。

ここで三点質問をします。

一点目は、現在世田谷区内におけるハート・プラスマークの普及状況を伺います。

二点目は、ハート・プラスマークを表示しても、このマークが認知されていなければ意味がありません。区内での周知について見解を伺います。

三点目に、区の施設の駐車場、まずは本庁舎の駐車スペースに、車いすの障害者マークと並べてハート・プラスマークの表示をし、内部障害者の方々にも安心して利用できる環境の整備が必要です。区としての見解を伺います。

次に、住民基本台帳カードの区民への普及及び機能充実について質問をいたします。

平成十五年八月二十五日より、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳カード、通称住基カードが、住んでいる市区町村での交付がスタートしました。さらに、平成二十一年四月二十日から発行された住基カードは、本人確認機能がさらに強化され、顔写真つきは公的身分証明書としても認められています。近年の社会の動向から、テロ対策や犯罪対策のために各方面で本人確認を強化する動きが強まっています。犯罪収益移転防止法では、本人確認に住基カードが例示されています。重要な身分を証明するツールとなっている運転免許証やパスポートを持たない人にとって大変不便な状況です。

そんな中、高齢者の交通安全対策から、運転免許証自主返納が進められており、免許証返納後の身分証明書として利用できる住基カードの普及促進が必要と考えます。今回の東日本大震災でも、住基カードの写真つき公的身分証明書が罹災証明書の発行をスムーズに進ませています。

しかし、住基カードの区民の認知度は低く、また現在、住基カードの交付場所は限定された五カ所のみとなっています。また、地方自治体ごとに任せられている住基カードの付加機能は、今後検討も必要かと考えます。例えば、事故、急病などによる医療機関への事前情報提供、災害時において避難情報の登録、避難場所の検索サービスなどの多目的利用などにより、サービス提供による普及促進へとつなげることも可能と考えます。

そこで、三点質問をいたします。

一点目に、現在の区内住民基本台帳カードの保有率を伺います。

二点目に、区として住基カードの付加機能を追加することに対して見解を伺います。

三点目に、平成二十四年七月から、転出先でも引き続き住基カードが使用できるようになると、総務省の報告にあります。それに対して区としての対応を伺います。

最後に、災害時の医療拠点の総点検について質問をいたします。

今回の東日本大震災において、福島県立高校の体育館に避難をしていた百二十八人の高齢者が、震災五日目までに次々と十二人死亡、医者が常駐せず治療ができず、震災を逃れた命も避難所で落とす事態が起きました。このように、地震、津波の直接被害による死ではなく、避難所における関連死の方々は少なくありません。

平成七年の阪神・淡路大震災では、私も現地におり、大災害で町が混乱した様子は今でも鮮明に覚えております。そのときの兵庫県内の死者の一四％に当たる九百十九人が関連死だったそうです。

世田谷区内の避難所となる小中学校は九十四カ所、そのうち応急処置を受けられる医療救護所は二十カ所です。約五カ所に一カ所の割合で区民の命を守れるのでしょうか。応急処置を受けるために、医療救護所への移動を余儀なくされる人が大半です。災害時の交通麻痺の中、病人、けが人の移動は大変困難であると予測されます。まして、心臓と肺が同時に停止する心肺停止状態などの重症患者においては一刻を争いません。後方医療への救急車での搬送が必要となり、時間の経過とともに救命率は大変低くなります。

医療スタッフがいない避難所において、住民のAEDなどによる迅速かつ適切な対応の周知徹底と、災害時の救急搬送の区としての対応は大変に重要です。区民の命を守るのが行政の役目です。いつ来るかわからない災害に対してどのように対応していくのか具体的な施策が必要となります。

ここで二点質問をいたします。

一点目は、区内の小中学校九十四カ所の避難所に対して二十カ所の医療救護所の体

制で、区民の命を守るために区としての対策を伺います。

二点目に、災害時における一刻を争う重症患者の後方医療への搬送整備と避難所における対応策を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎藤野 保健福祉部長 ハート・プラスマークについて三点のご質問をいただきました。

初めに、普及状況と周知についてご答弁申し上げます。

心臓病等内部障害者の方々は、日常生活でさまざまな不便やつらい思いをされ、加えてその障害特性から、周囲の方々に理解されにくく大変ご苦労されていると推察しております。ご質問のハート・プラスマークの区内での普及状況でございますが、区ではこれまで調査を実施したことがなく、把握できておりません。なお、公共施設内におきましては、庁舎を管理する所管などに確認いたしました。表示の確認ができておりません。ハート・プラスマークの普及により内部障害者の理解が進み、本人による障害の説明負担の軽減などが期待されると考えております。

区といたしましては、まずはハート・プラスマークの周知から着手してまいります。具体的には、障害者のしおりへの掲載、障害者週間等のイベントでのPRを通して、内部障害者への理解促進やハート・プラスマークの普及啓発に努めてまいります。

次に、本庁駐車スペースでのハート・プラスマークの表示についてご答弁申し上げます。

車両での移動が欠かせない内部障害者の方にとって、ハート・プラスマークを区内公共駐車スペースへ表示することにより、来庁時の利便性が向上するものと考えます。また、同マークが不特定多数の方々の目に触れることで、マークの認知度も上がっていくことが期待できます。本庁駐車スペースへの表示につきましては、今後、関係所

管課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎城倉 生活文化部長 住民基本台帳カードの区民への普及、それから機能充実について三点のご質問がございました。

まず、現在の住民基本台帳カードの保有率、それから、カードに付加機能を追加することがあるか。この二点についてまとめてご答弁申し上げます。

区が交付した住民基本台帳カードは、平成十五年の制度導入以来、延べ三万九千九十五枚で、この五月末現在、区民による保有枚数は三万一千四百七十八枚となり、保有率は三・七％、これは全国の保有率とほぼ同じ数字と言えます。また、区が交付する住民基本台帳カードの付加機能につきましては、住民基本台帳法に基づきまして、住民基本台帳カードの利用に関する条例で定めており、同カードの利用によりまして、世田谷区の場合ですが、証明書自動交付機から、住民票、印鑑登録証明書、納税・課税証明書の発行が受けられるようになっております。

各自治体の独自利用とされる付加機能の活用につきましては、各自治体の工夫により進められていますが、費用対効果を初めとした諸課題が残されているというふうに認識しております。

住民基本台帳カードにつきましては、今後も広く区民に利用されるように、広報紙やホームページ等による周知を工夫するなど一層の普及に努めるとともに、あわせて、国レベルでなされている社会保障分野、税分野などにおける統一カードの議論の動向を注視しつつ、他の自治体の先進事例を参考にしながら、世田谷区の状況に適した付加機能の調査などに努めてまいります。

次に、平成二十四年七月からの継続利用についての区の対応についてご答弁申し上げます。

住民基本台帳カードの継続利用につきましては、住民基本台帳カードが改正されま

して、これまで他の自治体へ住所を移動すると使用できなくなった同カードが、実施時期については、改正法の施行について政令でまだ出ていないということで想定でございますけれども、平成二十四年七月と一般には想定されているということでございまして、一定の手続により、転出先の自治体でも継続して利用できるようなものがございます。

具体的には、カードの継続利用を希望する場合は、転出及び転入の届け出の際、住民基本台帳カードを提示し、住基ネットを利用した転出、転入の届け出を行うというふうになります。また、この制度の開始に伴いまして、現在の住民基本台帳カードのICチップの仕様が新しくなるということでございまして、転入先の自治体で現行のカードを新たなカードと引きかえ、引き続きご利用いただくという形になることが想定されております。

現時点では、国から運用などにつき詳細が示されていない状況ではありますが、区は継続利用に伴う届け出、受け付けをスムーズに行い、区民サービスの向上が図れるよう、実施に向けまして関係機関と連携し、情報の収集を図りつつ、体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎内田 危機管理室長 私からは二点ご答弁いたします。

区内の医療救護所についてご質問いただきました。区では、お話しのとおり、地域防災計画におきまして避難所となる区内九十四カ所の小中学校のうち、二十カ所に医療救護所を設置することとしております。医療救護所につきましては、医療救護に当たっていただくのは、区との協力協定に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会があらかじめ編成する医療救護班でございます。一班につきまして、おおむね十五名程度を想定してございます。

一方、状況によりましては、災害現場などで救護所を設置することも考えられます。

また、指定以外の場所へ医療救護班を派遣していただくことや、他の避難所の応援をしていただくこともあろうかと存じます。その場合は、医師会等と協議の上、柔軟な対応を行うこととしております。

医療救護所のあり方につきましては、今回の東日本大震災を踏まえ、関係機関、災害医療運営連絡会、これにつきましては、医師会、薬剤師会、そして病院、警察、消防、区ということが入っておりますので、ここで関係機関と引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、重症患者の後方医療への搬送につきましてご答弁いたします。

医療救護所や避難所などにおいて、医療機関での医療を必要とする傷病者があった場合、区は災害拠点病院等——ここにつきましては、区内、目黒区を合わせまして四カ所ございます——の後方医療機関に対しまして受け入れを要請し、消防庁とも連携し、搬送を行います。特に重症患者につきましては、指定の災害拠点病院など、高度な医療が行われる病院への搬送が必要となります。搬送の前提といたしましては、いわゆるトリアージを行いまして、搬送先の判断を行うということになります。

こうした重症患者搬送の一連の動きにつきまして、昨年度、災害対策本部の図上演習訓練を検証いたしました。さまざまな課題がありますので、そのことも含めまして、マニュアルの詳細化を図っていききたい、そのように考えております。

◆二十六番（福田妙美 議員） ハート・プラスマークについてですけれども、本庁舎スペースで表示について関係所管とも協議しますとの答弁をいただきましたけれども、区内に実際に大変困っている方がいらっしゃいますので、ぜひともスピーディーにモデル設置をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○畠山晋一 議長 以上で福田妙美議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、十番石川征男議員。

〔十番石川征男議員登壇〕（拍手）

◆十番（石川征男 議員） 質問通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、商業振興への取り組みについてであります。

平成二十年秋のリーマンショックに端を発した不況の波は、例外なく地域の隅々まで影響を及ぼし、やっと回復の兆しが見えかけてきたかと思われていた三月、このたびの大震災により被災地のみならず、日本全体が再び大きな不況の波にのみ込まれました。

そうした状況のもとではありますが、区内のそれぞれの商店街や商店街連合会は、このたびの大震災の被災地支援のために、募金活動など早々に取り組んでいると聞いております。しかし、大震災以降の買い控えなどの消費自粛や風評被害の影響は区内の経済や景気をも冷え込ませ、特に区民の日常生活を支える地元商店街にもその影響が顕著にあらわれ、特に零細の個人事業者はぎりぎりのところで頑張っているのも現実であります。こうした窮地にこそ、行政は英知を総動員して、より効率的で効果的な施策を展開し、消費需要を高め、地域経済の活性化を図り、区内の産業や商業を元気にすることが区の喫緊の課題であることは言うまでもありません。そして、世田谷の産業や商業、地域経済が一日も早く震災前の状況に戻り、世田谷が元気になってこそ、継続的な被災地支援にも取り組むことができるのであります。

世田谷区は、平成二十年三月に産業ビジョンを策定し、商店街を地域の区民の日常生活を支える公共的役割を担うと位置づけました。商店街は地域コミュニティーの核であり、地域の安全安心の取り組み、高齢者や子どもの見守り、文化の伝承など幅広い分野で日常の区民生活を支えています。今まで区においても、こうした商店街の取り組みについてはさまざまな観点から支援を行っているところでありますが、現状の極めて厳しい地域経済の状況を踏まえ、商店街の取り組み一つ一つにこれまでも増

して充実して支援する必要があると考えます。

そこで伺います。まず、区内の商店街の現状について区はどのように認識しているのか、区の現状認識をお聞かせください。また、そうした商店街の現状を踏まえて、商店街の活性化支援について今後どのように取り組んでいくつもりなのか、区の基本姿勢を伺います。

商業振興の取り組みについてもう一つ伺います。区の支援を受けて、商店街振興組合連合会が六月四日にプレミアム付区内共通商品券を発行されました。販売状況はいかがだったでしょうか。販売当日の様子も含めてお答えください。

産業や経済の支援施策は、今後とも知恵を働かせて効率的で効果的なものになるように、また時期を逸しない素早い対応をするよう、改めて要望しておきます。

次に、道路整備についてお伺いします。

平成二十五年には、国体、障害者スポーツ大会が開催され、会場となる大蔵運動公園には、全国から選手、役員を初め多くの方々が大型の観光バスなどを利用して訪れることとなります。しかし、会場周辺の道路事情を見ると、世田谷通りはしばしば渋滞に見舞われ、公園の外周道路は歩道が整備されていないところがあるなど、世田谷通りから会場へのアクセス道路も、大型バスが何とか通れる状況であります。

周知のとおり、大蔵運動公園は、そのお隣にある砧公園一帯と広域避難場所に指定されており、災害時には、多くの区民の方々がこの地を目指して集まってくることになります。ヘリコプターの発着も行え、東名東京インターのすぐわきですので、各地からの支援物資も大量に運び込まれることが考えられます。

このように災害時において大変重要な拠点施設となるわけですが、その周辺の道路の整備は、施設の重要性にもかかわらず十分なものとは言えないものであります。区内各地には、公園以外にも区役所を初め、教育施設、福祉施設など七百を超える区の公共施設が点在しています。その多くは、災害が発生した際に各地区の防災拠点にも

なり得るわけです。これらの施設周辺の道路はしっかりした整備が行われているのでしょうか。また、公共施設間の往来は、災害時でもきちんと確保されているのでしょうか。

当然のことながら、日常において多く区民の方が利用されるわけですから、利用しやすい環境であることはもちろんのことです。なおさら災害時には、もっと多数の方々が集まってくるであろうと考えると、公共施設周辺の道路、公共施設同士をつなぐ道路の整備はしっかり行う必要があると思います。

そこでお伺いいたします。ますます進む高齢社会への対応、今回発生した東日本大震災の教訓、さらには区民の防災意識の高まりから、だれもが移動しやすいまちづくり、災害に強いまちづくりのために、公共施設周辺のアクセス道路の整備について、区はどのようにお考えでしょうか。また、公共施設同士を結ぶ都市計画道路などの主要な道路の整備について、より一層積極的に進めるべきと思いますが、この点につきまして区のご見解をお伺いいたします。

最後に、コミュニティーバス路線網の拡充について伺います。

世田谷区の人口のうち約一八・六％は六十五歳以上の高齢者であり、今後その比率はさらに高まっていき、平成四十七年には、高齢者人口は全人口の二二％を占めると予測されております。こうした中、身近でだれもが利用しやすい公共交通サービスとして、バス交通の重要性はますます高まっていくものと思われれます。また、世田谷区の鉄道網は、都心から放射方向の路線が中心であり、南北方向のネットワークは大変脆弱です。西に行くほど鉄道網の間隔が広がるため、南北方向のネットワークをバスによって補完していく必要があります。

一方で、世田谷区内の道路整備は立ちおくれしており、バスが安全に走行するためには道路の幅員が不足するなど弊害が生じております。区長は、行政の継続性は必要とおっしゃっておりますが、世田谷区は、これまで進めてきたコミュニティーバスの導

入に向けた取り組みは、高齢化が進展する中で大変重要と思います。バス交通は、高齢者の足の確保という観点から、区民にとって重要な社会基盤とも言えるものです。このように高齢化が進んでいく中でのコミュニティーバス路線の必要性について、区長のご認識をお伺いいたします。また、公共施設への利便性向上の観点からも、バス路線の新設は必要です。公共施設へのアクセス向上は区民の利便性を高めるとともに、区の施設の利用者増にもつながり、大変メリットが大きいものと考えられます。

そこで、こうした区の公共施設を結ぶバス路線の必要性について、区はどのように認識しているのかお伺いいたします。

以上にて壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 石川征男議員のご質問にお答えをします。コミュニティーバスについて区長の認識ということでございます。

私は、他の区でよくコミュニティーバスを利用しておりました。乳児を連れた母親、あるいは高齢者が乗ってくると、皆が譲り合って席をあけるといふ姿がございまして、とてもすばらしいなと思う反面、狭い道をくねくねと運行することに驚き、また安全運行の面から、ドライバーの管理負荷があるということも事実かと思えます。

高齢社会における地域間の移動の利便性向上に向けて、バス交通サービスの拡充は、議員ご指摘のとおり重要であると認識をしております。区は、これまでコミュニティー交通の充実や買い物が困難な方の移動の確保などのために、バスルートやバス停位置についての調整、あるいは幅員が狭い道路の改良など走行環境整備の支援を行い、現在七路線のコミュニティーバスを導入していると報告を受けております。

本年度は、南北交通のネットワークを交通結節点の強化という観点で、八幡山駅と経堂駅を結ぶ路線の実験運行を予定しているところでございます。公共施設間のここをつなぐ路線はどうかというご提案も含めて、今後とも公共交通網の強化に向け、コ

コミュニティーバスの路線の導入に取り組んでいく所存でございます。

なお、商店街の現状について、これから関係所管が答弁いたしますけれども、東日本大震災の影響を受けて、消費不況、買い控え等で大変な状況にあるということは聞いております。同時に商店街の皆さんが世田谷区のまちづくり、さまざまな企画について、本当によく支えていただいているということを感じている次第でございます。こういった中で、節電についてもしっかりと、合理的、科学的に電力需要を見ながら、過度な自粛ということにならないように、しっかりと地域振興、商店街振興を盛り立てていきたいということを一言触れさせていただきます。

◎杉本 産業政策部長 三点のご質問がございました。

まずは、景気動向の認識についてでございます。

大震災の発生後、不急、不必要な買い物につきましては控えるなど、国民全体が消費に対して消極的になっているというのは事実でございます。都区部におきましても、四月の消費動向につきましては、前年度同月比でも六・五ポイント減少するなど消費が落ち込んでいるということがわかります。区内商店街におきましても、依然として厳しい経営状況であるということは区も認識しております。

次に、その活性化の支援をどう考えているかということでございます。

商店街を支援することは、地域全体の活性化を図るために重要なことと考えておりまして、これまでも商店街を地域の拠点として再生する事業や、よろず相談、防犯パトロール、AED、防犯カメラの設置など、安全安心の取り組みなどにつきましてさまざまな支援を行ってきたところでございます。

このたびの震災を踏まえまして、商店街には新たな役割と期待も生まれてきたものと考えております。災害時における地域コミュニティーの拠点として、例えば飲料水などの物品の備蓄や、商店街事務所を帰宅困難者の一時休憩所にするなど、災害時における頼れる強い商店街づくりへの支援がますます重要になっていると認識してお

ります。今後も、商店街と意見を交わしながら、区民に頼られる商店街づくりの支援を検討してまいります。

三点目でございます。プレミアム商品券の販売状況についてということでございます。

プレミアム付共通商品券につきましては、平成二十一年度より、区の緊急総合経済対策の一環としまして、地域経済の活性化を目的としまして実施しております。今回は震災の直後ということもございまして、支援をしていくということを前提に、商店街連合会としての寄附を行うことや義援金を募るなどの行動も行われました。販売当時の状況でございますけれども、区内にあります七十三カ所の販売所におきまして、午前十時から、まず七十五歳以上の区民への優先的な販売を行いまして、十二時から一般販売を行いまして、午後一時三十分には完売したと聞いております。

以上でございます。

◎山口 道路整備部長 私からは、二点のご質問にお答えをいたします。

災害に強いまちづくりのために、公共施設へのアクセス道路の整備ということでございますが、世田谷区内には、区役所を初め、各総合支所、お話にもありました公園ですとか学校施設、福祉施設など多くの公共施設、そして企業のグラウンドや私立学校などの公共的な施設も多数ございます。これらの施設の中には、災害時には避難所や緊急物資の集積所など防災拠点となるものがございます。大震災の際に、これらの施設の健全性が保たれたとしても、そこに通じる道路が倒壊した建物によってふさがれてしまったり、沿道の火災によって通行ができなくなるようなことになれば、防災拠点としての必要な機能を果たすことができないだけでなく、区民の命を守るという区政の最大の課題にも支障が出てしまうこととなります。

今回の大震災では、改めて道路の重要性が再認識されたわけでございます。また、区民の防災意識の高まりも大きくなってございます。そういう中で、災害に強いまち

づくりを進めるという点で、防災拠点となる重要な公共施設と、そこに通じる道路との関係については、改めまして調査検討を行い、必要な道路整備を行っていきたいと考えております。

次に、公共施設を結ぶ都市計画道路の整備でございますが、これまで世田谷区で進めてきた道路の整備というものは、区民が徒歩や自転車、バスなどで駅や公共施設へ向かう際のアクセスの向上、そして防災空間の確保など、基本的に区民の安全性や利便性を考えて行ってきております。現在、区内における都市計画道路の整備率は五割弱でございます。こういう状況では、その目的は十分に果たされていないと考えております。

したがって、公共施設を結ぶ骨格的道路の整備は、議員ご指摘のとおり、今後ますます進む高齢社会という点を考えてみても、バス交通の充実にもつながるわけでございますので、そういう意味からも、道路整備水準の向上は明らかに必要であると思っております。今後、道路整備方針を見直す予定となっておりますので、ご指摘の点を十分踏まえた、世田谷区にふさわしい道路づくりを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

◎渡辺 交通政策担当部長 私からは、コミュニティーバス路線網の拡充について、区の公共施設を結ぶバス路線の必要性に対する区の認識についてご答弁申し上げます。

区の公共施設を結ぶバス路線の必要性については、高齢社会への対応や、利用者のサービスの向上といった面から、議員ご指摘のとおり、重要な視点と考えてございます。一方で、区内には幅員の狭い道路が多く、バスが運行可能なルートの設定が困難なことや、事業性が確保できるバス路線の設定等のさまざまな課題もございます。今後とも道路関係所管と連携しながら、また、バス事業者とも調整を図り、公共施設へ

のアクセスなど、新たなコミュニティバス路線の実現による公共交通の充実につながるよう、より一層努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆十番（石川征男 議員） 区長さん、非常に前向きな答弁、ありがとうございました。高齢者の足、コミュニティバス路線の充実、期待しております。そしてまた、商業の面におきましては、区内産業の活性化、景気を刺激する施策を積極的に展開していただくよう要望して、自席からの質問を終わります。

○畠山晋一 議長 以上で石川征男議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後三時十七分休憩

午後三時四十分開議

○畠山晋一 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○畠山晋一 議長 この際、議事の都合により、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

○畠山晋一 議長 一般質問を続けます。

二十二番唐沢としみ議員。

〔二十二番唐沢としみ議員登壇〕（拍手）

◆二十二番（唐沢としみ 議員） 保坂区長のもと、いよいよ人の顔が見える、災害に強い、福祉文化都市を掲げた新しい世田谷区のまちづくりがスタートしました。新

しい時代の新しい区政が実現しようとしております。私は、市民が主役の新しいまちづくりに期待し、保坂区長と手を携えて、強い決意を持って、新たな時代を切り開いていきたいと考えております。

それでは、質問通告に基づいて、これからの新しい区政運営について順次質問してまいります。

まず、区長が目指すこれからの区政の基本理念について伺います。

保坂区政がスタートしてから一カ月半が経過しました。この間、区長は、所信表明はもとより、ブログやテレビなどを通して積極的にご自分の考えを発信されております。その中で、私はとりわけ、情報公開と市民参加を二本柱として時代の要請にこたえていくとの決意に大いに賛同し、注目しております。私は、区長の言う情報公開と市民参加を根幹とした区政を実現していくためには、透明性の確保と市民参加のプロセスに加え、区長みずからが、目指すべき新しい区政の姿を示していくリーダーシップが必要だと考えます。

そこで、区長が目指すこれからの区政とはどのようなものなのか、まず、その基本理念についてお伺いしておきます。

次に、活気あふれる元気な区役所づくりについて伺います。

そもそも区長になられた動機には、大震災後、不眠不休で住民のために働く首長や自治体職員の姿があったと聞いております。したがって、区民のために働く区の職員のことをだれよりも知りたいと考えていると思いますし、もっと知っていただきたいと思えます。これから区政の現場に足を運び、そして職員と率直な意見交換を重ねると思えますが、その中で、今後現場の職員の知恵を生かし活用するか、現場の職員との対話に何を期待しているのか、まずお伺いします。

また、とりわけ地域行政制度の根幹である地域の課題を地域で解決するという基本的スタンスをさらに推進していくためには、総合支所、出張所・まちづくりセンター

の職員、さらには町会・自治会を初めとした地域住民、地域の方々との意見交換は欠かせません。私は、地域行政制度の発展、充実を長年にわたって繰り返し主張してまいりましたが、区民との対話はもちろん、現場の職員の声をどのように酌み取るかということが非常に重要であると認識をしております。まずは、総合支所の職員とざっくばらんに話し合う機会を設けていくのはどうでしょうか。このあたりについてのお考えをお伺いします。

次に、区民との車座集會をどのように実施するかについての質問であります。

区長は、市民参加の手始めに、まず出張所・まちづくりセンター単位で区の子座集會を実施すると表明されました。新しい時代に向けた区民との本音の対話を大いに期待しております。言うまでもなく、区民参加・参画は、これまで世田谷区が最も力を注いできた区政の基本的な取り組みの一つであったのであります。区長が新たに車座集會と銘打って、区長みずから区内各地域を回るということですから、区民の期待は大変高いと思います。

車座集會での区民との率直な意見の交換が、新たな区政の大きな力となることを期待しておりますが、そのためには、区民の意見が言いつ放し、聞きつ放しにならずに、区政にしっかりと反映できるような工夫や仕掛けが必要ではないかと思ひます。そのためにはフリートークが重要と考へます。時にはテーマを絞った集中議論も必要ではないでしょうか。新しい車座集會をどのように実施しようとしているのか、お考へをお聞かせください。

次に、世田谷の子どもたちについての現状認識について伺ひます。

区長は、一九九八年に全国に先駆けたせたがやチャイルドラインを開設したのを初め、いじめ問題に積極的にかかわるなど、子どもの支援や権利擁護に大きな実績を残してきました。特に市民との共同作業を重ねながら、超党派の議員立法で児童虐待の防止等に関する法律をつくられたことは、大きな足跡であったと考へております。

さて、子どもの問題に情熱を持って取り組んでこられた区長は早速、五月末に厚生労働省に出向かれたと伺っております。また、ブログでも、児童虐待防止の現場が大変忙しいことや、児童養護施設の子どもたちの進路の問題などを指摘し、問題解決の新たな取り組みを自治体から発信したいと表明しております。このような大きなテーマに意欲的にチャレンジし、区長として、国や他の自治体に働きかける上でも、世田谷区の子どもたちの実情をしっかりと把握し、問題点と解決策を具体的に提案することが重要と考えます。

区長は、世田谷区の子どもたちの現状をどのように認識しているのか、またどのような問題点があり、それをどのように解決しようとしているのか、現段階での基本的認識をお聞かせください。

最後に、災害対策の総点検について伺います。

先日、私も福島に行ってまいりました。現場の状況を実際に見てみると、まさに言葉にはあらわせないような大変な苦しみの中にあるということが率直な感想であります。一方、このような苦境にあっても希望を失わず、懸命に復興に取り組んでいる多くの被災者の姿を見ることもできました。私は、今回の大震災や原発事故から一つでも多くのことを学び取り、未来に生かすことが私たちの義務であり、使命であると強く感じたのであります。

区長は、既に全庁的に災害対策の総点検を指示したわけであり、これまでの計画になかった放射能対策や大規模停電を初め、帰宅困難者対策や被災地の支援など、十一の項目を中心に見直すということでもあります。この総点検は、区民が今最も注目している課題に対する世田谷区としての答えになるものであり、保坂区長の最初の大仕事だと考えております。ぜひ総力を挙げて取り組んでほしいことを求めています。

ところで、区民の中には危機管理の専門家や、これまで区の内部では扱ったことのなかった原子力や放射能の専門家も数多くいらっしゃると思います。また災害対策は、

積極的な区民みずからの行動なくしては成り立ちません。そこで今回の総点検に当たり、区民の知恵と力をどのように生かそうとしていくのか、お考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 唐沢としみ議員にお答えをいたします。

これからの区政運営に当たって、リーダーシップ、そして区の現場の職員との対話についてお尋ねがございました。リーダーシップについて、私は、人の意見をよく聞いていく姿勢を持つこと、とりわけ、社会的に弱い立場の人々や現在苦境のただ中にある人々に対する共感力や想像力を持って理解していくこと、その上で、速やかに課題について決断をしていく力、この三点を必要なことと考えております。何事も解決に至らない問題はない。しかし、その問題がなるべく小さなうちに解決への道筋をつけていきたいというふうに思います。

今回の福島第一原発の事故のように、複雑にして、さまざまな対応を考えてもなかなか決め手が見出せない、こうした事態のただ中に私たちはいます。にもかかわらず、膨大な時間をかけてこの難題を乗り越えていかなければ、次の時代は開けてこないと思います。

災害対策総点検、そして被災地支援を、区長に就任してこの一カ月間、最優先で取り組んできました。この二つの事柄においても、ボトムアップ、参加型の形で、区役所の中では区役所職員の方の参加をいただき、そして区民全体の声をいただき、ご指摘をいただく中で、そして、さまざまな被災地支援についても、区民ボランティア団体やそれぞれの小さなグループの支援も含めて世田谷区が一つになって、心を一つにして東日本の復興支援に当たっていく、こういう動きをつくっていきたいと思っております。

どんなビジョンを持って区政に臨むのかということですが、これはエネルギー転換のことにしても、あるいは電力需給のコントロールにしても、もちろん世田谷区だけが行えることではありません。ただし、私が痛感をしておりますのは、本来は停滞をしていてはならないこの時期の国の政治、永田町のあり方を見ても、なかなか一歩が踏み出していけない。しかし、三月十一日以降の三カ月間、被災地の自治体では一日も休みなく、役所、あるいは市長、町長が奮戦、努力をしているわけです、先頭に立っているわけです。そういう意味で、今日の大変困難な時代の現場、最前線は自治体であるというふうに考えております。

そういう意味で、この世田谷区、これまでの文化的な、あるいは区民が参加していくという伝統も培ってきた基盤を大切にしながら、しかし、新たな挑戦、新たな冒険も含んだ、やってみようというプロジェクトが次々と生まれていく、これは区役所の内部からも区民の中からも、あるいはエネルギー転換の事業に参画するなら、事務所を持つなら世田谷でやるのがいいねというぐらいの大きなうねりをつくっていく中で、この国全体が抱えている大変困難な、あるいは世界全体が今転換期にあるこの時代に、世田谷区という人口八十八万のこの自治体の一つの触媒になって、大きく発信をしていくような、そんな魅力ある地域にしていきたいというふうに思います。

世田谷区の職員が各現場で大変懸命に働いている、そしてその役割を果たしていることについて、私は敬意を持って接しているところであります。

現在、職場訪問を考えております。管理職の皆さんとのお話だけではなくて、現場の職員の皆さんと意見の交換をする。どうしてこんな仕組みなのかなど、仕事の現場でふだん感じていることについて、しっかり意見を出していただく。ぜひ風通しのよい区政運営、よい提案があればシステムを大きく変えても構わない。それが区民にとっていいことであれば、そういうふうに変えていくという職場における対話を進めていきたいと思っております。

とりわけ、先ほど休憩前の質疑にもあったように、地域行政制度の中で、総合支所職員、出張所やまちづくりセンターの皆さんとの対話は、区民にも最も身近な場所で仕事をしている人たちと語り合うことができる機会であり、また、こういった地域行政制度を変えるんだ、よりいいものにするんだという目的のもと、これから動いていくわけですから、肝心の現場で働いていらっしゃる方が、どのようにすればこの地域行政制度はよりよくなるのかというご提案、あるいは認識も伺っていきたいと思います。

車座集会の工夫や仕掛けが必要だ、まさにそのとおりだと思います。言いたいことはいろいろ、多分私自身もあると思いますが、余りしゃべり過ぎないようにしながら、皆さんの声をしっかり聞くということを、しっかり貫きたいと思います。聞きたいと言いながら、自分がほとんどしゃべっていたということではまずいと思っておりますので、そこはきちっとやりたいと思います。

また、若者たちの車座集会なども、これは二十七出張所・まちづくりセンターということで今お話ししましたけれども、他会派から出ていた若者雇用についてどうなんだというお話がありました。それから、領域、職域といたしますか、年齢別といたしますか、そういうことも意欲的に取り組んでまいりたいと思います。

次に、子どもについて、どういう状況か認識を問いたいというご質問がありました。私は、子どもは未来の宝であり、子どもが子育ての中で——子育てという言葉が実は好きな言葉でありますけれども、この支援が区政の大きなテーマであるというふうに認識をしています。

世田谷発ということであれば、羽根木公園から誕生したプレーパーク、これは一昨年ですが、全国冒険遊び場交流大会というところに参加をしてきましたけれども、全国的に広がっています。北海道から沖縄まで、子どもの冒険・遊び場運動、つまりは、汗を流して泥だらけになって、ターザンごっこをしたり、けがと事故は自分持ちとい

う中で住民がその遊び場を運営するということが、世田谷で始まって全国に広がっているということも大変貴重なことだというふうに思っています。いじめの問題にしても、こういった遊びの中で培われる人間関係の衝突、けんか、そして衝突を経て互いに仲直りをしていくという、昔にはごく当たり前にあったことが、今の子どもたちにはなかなかないということ踏まえると、こういう資産もしっかり大切にしていきたいなと思います。

世田谷区では、これまでも虐待のない町世田谷区ということで、虐待予防、早期発見、進行防止、再発予防、関係機関の地域ネットワークの構築ということで体系的に取り組んできたと報告を受け、いろいろ経過を見せてもらいますと、なるほど他の地域より一歩二歩進んだところを行っている地域だと、私も認識します。

しかしながら、相談件数が増加傾向にあり、虐待対応の現場で本当に奮戦している人たちは、ケースがどんどん積み上がり、対応困難なケースを多々抱えてしまう中で、本当に苦悩しながら日々の仕事に当たっているという現状、制度がなかなかそこをフォローし切れていないという現状も見ております。まず、近々にこういった児童福祉の現場、虐待対応の現場をこの目で見てまいりたいと思います。

その上で、虐待のない町世田谷、ここから発信をして、実は児童虐待という問題は、一つの自治体が延々と努力していただくだけではなくて、国全体としての経験の集積も必要だし、さらには、虐待をしない親をどうつくっていくかということも必要です。虐待をしない親についての担当省庁は、数年前までありませんでした。現在は厚生労働省ということによりやくなりましたけれども、そういう意味では、日本じゅうの児童虐待についてのさまざまなケースを集合し、そして、現場で苦戦し奮闘しているケースワーカーや児相の職員、あるいは児童養護施設の皆さんなどにしっかりプログラムを提供していけるような研究の機関もぜひつくっていくというようなことを、本気で検討しようじゃないかということも思い描いております。

そういう意味で、この世田谷区の中で児童虐待の現状のネットワークをしっかりとやりながら、しかし、これから深刻になる虐待の問題については、より戦略的に、前を見て取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

◎金澤 政策経営部長 車座集会をどのように実施しようと考えているのかというご質問にお答えを申し上げます。

まずは、今回は七つの出張所と二十のまちづくりセンターで実施するというところで今準備を進めてございます。今回、車座と銘打って行うのは、より地域の皆さんから忌憚のない意見を直接区長が聞くという意味合いがございませう。また、特にテーマを絞らず、これからのまちづくり、地域づくりについて、区民の皆さんとともに考え、区政運営の参考にしたいという指示を受けてございませう。

実施時期につきましては、二十七カ所でやるということで、基本的には土曜か日曜日。そうしますと、三月の末ぐらいまで恐らくかかると思うんですけども、詳細につきましては、あさってからの常任委員会のほうでご報告させていただきますが、区民の皆さんへも、その都度「区のおしらせ」やホームページ、あるいはチラシなどの配布を通じて広く周知していきたいと考えております。

以上でございませう。

◎内田 危機管理室長 私からは、災害対策の総点検に、区民の知恵と力をどのように生かしていくのかにつきましてご答弁いたします。

このたびの東日本大震災に伴い、帰宅困難者対策、勤務時間中の発災への対応、大規模停電や放射能対策など、さまざまな課題が明らかになってまいりました。これらの課題に対応し、災害時において実効性の高い対策の確立と体制の強化を図っていくことを目的に、災害対策総点検を実施していくことといたしました。

このたびの大震災において改めて確認されましたように、災害対策の強化を図っていく上で、区民みずからの行動や団結力が発揮されることが重要な要素になります。

このことも踏まえ、地域における訓練や会議など、さまざまな場面で区民、専門家の知恵や力を活用させていただき、総点検を進めてまいります。

以上でございます。

◆二十二番（唐沢としみ 議員） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

区長から、世田谷の区政のこれからということで、いろいろと思いを語っていただいたんですが、そうしたことが、区の職員の職場を理解して、本当に職場や出張所、総合支所に行ったときに話が伝わるような、そういういい情報を共有化していくことが、さらに世田谷区としての大きな力になっていくと思いますので、そのあたりをいろいろな訪問の中でしっかりと本音で話し合えるような関係をつくっていただきたいと思っております。

また、車座という新しい言葉が出てきたんですが、これまで区民参加でとかく薄れてきたことが、今度の区長でがっとう区民と行政とのつながりができることは大変いいと思います。いろいろと出ていくことによって嫌なこともあるし、提案もあります。そうした覚悟の上で聞き取るということと、同時にそれをいずれ継続することになると思いますので、そのあたりをどうするかはこれからのことになりませんが、ぜひともフリーなトークと、さらには必要に応じて、まず区民が立ち上げるような会もあると思います。そういったことを大きな気持ちで取り込んでいただきたいことを強く要望して、質問を終わります。

○畠山晋一 議長 以上で唐沢としみ議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、十九番菅沼つとむ議員。

〔十九番菅沼つとむ議員登壇〕（拍手）

◆十九番（[菅沼](#)つとむ 議員） 質問通告に従い、順次質問いたします。

最初に、ものづくり学校についてお聞きします。

元池尻中学校跡地の校舎を使い、ものづくり学校に、平成十七年から民間委託して七年がたちました。目的は、学び、産業の政策といった視点から、新しいコミュニティーづくりや地域の活性化を目指していくという区の目的です。事業内容は、第一に、世田谷らしい新たな産業と観光の拠点の育成、第二に、創業に関する技術的な支援の場の提供、第三に、ものづくり体験と交流の場の提供。ものづくり学校をつくるときの目的事業が達成されているのか、お聞きします。

株式会社ものづくり学校が世田谷区から校舎を借りている金額は一千万八千円です。世田谷区は、修理代、保守管理、電話代を引くと、実際に区の年間の収入は七百二十三万円です。

第一にお聞きします。ものづくり学校が経営しているカフェは年間売上一千五百七十五万円で、かかる経費は一千八百四十三万円で、年間約三百万円の赤字が出ています。ものづくり学校のカフェが必要なのかお聞きします。

第二に、ものづくり学校の決算書を見ますと、ものづくり学校に入っている事業者から年間八千五百万円もらって、世田谷区に払う金額は一千百万円です。利益は七千四百万円です。景気の悪い中、民間会社で必死に利益を上げるために頑張っています。株式会社ものづくり学校のような利益の上げ方でいいのかお聞きします。

第三に、今までもものづくり学校の経営者は七年にわたって三回も代表者がかわっています。事業は大丈夫なのかお聞きします。

第四に、世田谷区のものづくり学校といえば、世田谷工業振興協会です。ものづくり学校と世田谷工業振興協会と連携をして事業を進めているのか、お聞きします。

第五に、民間で借りるとすると、ものづくり学校は古い建物ですので、一坪五千円ぐらいです。世田谷区が貸しているのは一坪八百三十四円です。これだけ安くものづ

くり学校に貸して費用対効果がとれているのかお聞きします。

第六に、二十三年度予算にもものづくり学校の修理代が約五千万円以上ついています。五千万円以上ということは、世田谷区に入ってくる収入の約七年分です。最初の計画ですと、世田谷区は支出なしで収入が入ってくるだけという計画ではなかったのかお聞きします。

次に、区長の招集あいさつについてお聞きします。

保坂区長は、招集あいさつで、九ページにわたり考えを示しました。区長を支える部長の考えをお聞きします。

第一に、招集あいさつの二ページ、顔と顔が見える災害に強い町を目指し、ふだんから地域のことはみんなで決めるとの自治の気風を持つ地域のコミュニティーの再構築を目指す。そのため、住民自治と意見交換の場として最小単位である出張所・まちづくりセンターについて一層の取り組みを進めますとあります。大変いい考えだというふうに思います。

出張所・まちづくりセンターと地域を支えているのが町会・自治体、商店街です。例えば、地域の災害、高齢者、町の清掃・リサイクル、安全パトロールなど多くの事業をやっています。

そこでお聞きします。出張所・まちづくりセンターについて一層の取り組みを進めるとありますが、具体的にどのように進めるのかお聞きします。

第二に、招集あいさつの三ページ、大震災の直後の三月十五日から義援金の募集をし、一億二千三百五十二万六千七百十七円集まりました。岩手、宮城を初め、五県の東京事務所に届けました。保坂区長は、この大災害の影響は広域にわたり、また、復興にも相当の時間がかかるから、新たな東日本大震災復興支援金を六月一日から開始しました。いいことだと思います。

そこでお聞きします。大震災の復興は相当時間がかかると言っているのに四カ月で

やめるのかお聞きします。

第三に、招集あいさつ四ページ、福島第一原発事故の深刻な状況が明らかになるにつれ、区民から区内の放射性物質の線量を計測することを求める声が強くなり、特別区長会を通して、放射能対策に関する緊急要請を求める文書を都、国に提出しました。また、世田谷区独自で区立小中学校、幼稚園、区立保育園において、随時放射能を測定します。学校でのプールの水の放射線量測定も実施しますとありますが、具体的にどのようにいつごろからやるのかお聞きします。

第四に、招集あいさつ五ページ、太陽光発電などの設置助成など、自然再生エネルギーの普及と定着に努めてまいります。自然再生・新エネルギー分野の研究開発を軸とした企業や研究機関、NPOを応援し、区民を対象としたシンポジウムや技術展示会等も企画してまいります。産業振興と連携させ、自然エネルギーを巧みに使うまちづくりを進め、中長期的には電力の地産地消に向けた働きをやっていきますとあります。シンポジウムや技術展示会をやるのはわかりますが、そのほかの事業を具体的に示してください。

第五に、招集あいさつ五ページ、区民からの特別養護老人ホームの入所希望は強い要望ですが、その需要を満たすには厳しい状況です。都、国の所有する土地を長期的に借りる方法も含めて検討してまいります。また、在宅ケアの継続が困難な高齢者が施設介護を受けられるように、社会福祉法人等への助成による、介護分野でNPOとの連携、積極的な活用を図ってまいりますとあります。

しかし、長年区として進めてまいりましたが、なかなかうまくいっていないのが現状です。具体的にどのように進めるのかお聞きします。

明快な答弁を期待して、壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 [菅沼](#)つとむ議員にお答えをいたします。

詳しくは所管から答弁いたしますが、ものづくり学校についても、先般、私は見てまいりました。議員の今ご指摘をした数字もよく見た上で、そして、世田谷区は若者を支援するセンターをあそこに置いております。どのように活用されているのかの検証も含めて、しっかり見てまいりたいと思います。

続いて、顔と顔が見える災害に強い町についてお尋ねがございました。災害時に最も力を発揮するのは、顔と顔が見える町だと思います。今回の被災地は、小規模自治体、小さな市町村が多かったことから、顔がもともと見えている地域で、知り合いの方々が力を合わせて助け合った、もちろん犠牲者も多かったわけですが、そのように聞いております。このような関係をこの大都市東京で再構築し、地域にお住まいの皆様に、災害対策、防災への関心を持っていただくために、多くの方に地域防災活動に参加していただくことが地域力を上げていくことにもなると思います。

また、災害対策だけではなくて、さまざまな行事や、あるいは地域の懸案について住民の方がまちづくりセンターに集う、そして地域力を上げていくということを望んでおります。そのためにも、日ごろから顔の見える関係づくりを進めている町会・自治会や、あるいは地域に住んでいるすべての人々、商店街や近隣の大学などと連携しながら、いざというときに困らない、そういう災害に強い地域をつくっていきたいと思います。

なお、五月初めに[菅沼](#)議員から、区長、話があるんだけどもと声をかけられ、区の募金が四月末でいわば締め切りになってしまっている、これでよいのかというご指摘をいただき、早速その直後に点検を開始して、やはり息長い支援が必要だということで、六月一日からの復興支援金創設ということで準備を開始いたしました。ご指摘、本当にありがとうございました。にもかかわらず、なぜ四カ月なのかということにつ

いて、第一段階というふうにとらえていただければと思います。ぜひ息長い支援を行っていきたいと思います。

◎杉本 産業政策部長 では、ものづくりにつきまして六点ほどご質問をいただいたんですが、その前に、ものづくりの達成はということでございます。

先ほど述べていただきましたように、平成十五年の池尻中学校の跡地利用につきまして、民間活力を利用して施設を動かしていこうということで、七年目に入っております。その成果でございますけれども、この第一期五年間で来場者数が約十八万余、それからイベントにつきましては一千百以上の事業を行っておりまして、起業を行った者も二十三名出ている。まだ二期七年目でございますので、達成というよりは途中でございますけれども、実績を上げているかと存じております。

次に、個別のご質問でございます。

ものづくり学校の中にカフェレストラン一箇所のみがあるわけですが、それが赤字になっているのはいかがかということだと思います。これは、食事を出して利益を上げることが目的にするだけではなくて、収益を上げることだけではなくて、交流の場であったり、地域住民との交流の場であるというのを目的にしまして、ものづくり学校全体における必要な場所として運営させていただいているということでございます。

次に、賃料でございますけれども、ものづくり学校につきましては、区との協定に基づきまして、ものづくり事業を行う、これが主の事業でございますけれども、それを条件に、区の条例によりその賃料を減額しているところでございまして、五年間ですけれども、建物の定期賃貸契約におきまして、毎年実績の収支を確認、協議の上、決定しているところでございます。

三点目に、運営主体が三回かわっているという話でございます。スタートのときがイデアールプロジェクトというところではございましたが、そこが翌年、十七年十月

に会社名を変更しましてアールプロジェクトとなりました。その後、十八年九月に事業の展開、それから運営の強化を図るために、ものづくり事業部門を切り離しまして、株式会社ものづくり学校を設立されて、現在に至っているところでございます。

このような変遷はございますけれども、運営当初の理念は生かされておりました、ノウハウが蓄積され、安定した事業運営が図られているものと認識しております。

次に、四点目でございます。世田谷工業振興協会との連携でございます。例えば工業会の会員の方がものづくり学校の開催している事業に、または支援塾に参加されて、その中で新たなコラボレーションが模索できないかと考えているところでございます。さらに、ものづくり学校につきましては、第二期を迎えておりますので、区内のさまざまな団体との交流をさらに進めていくことを挙げております。

五点目でございます。トイレの件でございますけれども、昭和五十年に建てました中学校でございます、そういう設備については貸し主であります区のほうが工事をするというのが前提になっております。それで、一階から三階までトイレがございませけれども、その配管設備がもう古くなって使えないということで、今回工事をすることになりました。工事に当たりましては、区民の方が使いやすいように配慮してまいります。よろしく申し上げます。

最後に、実績につきましては、平成二十一年八月からの一年間、契約時点が八月なので一年間でございませけれども、創業支援の事業が約五百万、ものづくり体験、地域交流の事業が二千五百万、それから区へ賃料として払うのが一千万、それから施設維持管理費が約五千万、これはアルバイトとかその他也含めております。先ほどお話があったカフェが一千八百万、合計一億八百万余でございまして、入居企業からの賃料等の収入とほぼ同額になってございます。世田谷ものづくり学校の賃料として、一定の収入を区は得ながら、ものづくり事業を民間活用によって行い実施しているとい

う、全国に先駆けた新しい仕組みとして現在進めているところでございます。

以上でございます。

◎城倉 生活文化部長 復興支援金の期間についてのご質問なのですが、今区長から答弁がございましたが、九月末と切った一つの趣旨を説明させていただきたいと思うんですが、早い段階で、被災地自体を支援するために震災の発生から半年が経過する九月ということで募集期間を設定したというような経過がございます。いずれにしましても、被災地の復興というのは時間を要するというところでございまして、支援については息の長い取り組みが必要だというふうに考えております。復興支援金の募集期間については、中長期にとらえるということは、区長のほうからも招集あいさつの中でも話ございましたし、今あったとおりでございます。今後の具体的な日については、その都度、被災地支援本部の中で具体的に判断していくというふうに考えております。

以上です。

◎堀川 地域福祉部長 高齢者の介護施設についてご答弁申し上げます。

高齢者の介護施設等の整備促進につきましては、この間、計画を下回るなどの状況もあり、その対応策の検討のため事業者の皆様にお話を伺う機会などを持ったところ、事業者の皆様は、施設の整備運営に係る意欲をお持ちですが、適切な用地を確保することができないということが改めて確認されたところでございます。そのような状況の中で、区では、一つには既存施設の活用により、新しいサービスを誘致できないかと考え、新たな新樹苑の構想案において介護サービスの拡充等を検討してまいりまして、先日、事業者の皆様からご意見を伺う会議を開催しましたところ、十の事業者の皆様に参加いただき、積極的な反応をいただいたところでございます。

また、もう一つには、都営住宅の大規模団地の建てかえにより創出された用地を、東京都のご理解、ご協力を得て、低廉な価格で事業者にお貸しいただき、新たな施設

を誘致する働きかけも行ってまいりました。今後につきましても、民有地の土地所有者の方々と施設の運営事業者の方々とを結びつける仕組みを研究するなど、さまざまな創意工夫を図り、施設の整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎齋藤 環境総合対策室長 私からは、放射能測定と電力の地産地消、この二点についてお答え申し上げます。

まず一点目でございます。放射線の測定内容でございますが、区役所付近の定点測定のほかに、区立小中学校、保育園等の校庭、園庭等での地表の放射線量をはかることに加えまして、プールの水質検査を実施いたします。時期といたしましては、プール教室を開始した段階で、まずは検査を実施することを今のところは考えております。現在、測定機器を調達中ですが、詳細が決まり次第、ホームページ等で周知をいたします。

また、特別区長会を通しまして、都知事のほうに要望を上げております。今般、東京都のほうから、都内で放射線測定を実施する旨の連絡がございました。ただ、時期ですとか具体の場所はまだ未定でございますので、詳細は都とこれから詰めることになろうかと思っております。

それから、二点目でございます。電力の地産地消でございますが、現在区は、CO₂削減のために太陽光発電の設置補助、その事業に取り組んでおります。ですが、まだ十分な規模とは言えない状況でございます。根本的には、電力の地産地消となれば、現在の電気網のシステムを変更することが不可欠でございますので、電力会社への働きかけは何より必要と考えております。

以上でございます。

◎金澤 政策経営部長 区長の招集あいさつの関連で、出張所とまちづくりセンターの機能のあり方をご質問いただきました。

区長は再生という言葉が使われておりますけれども、私どもとしては、これまでは地区まちづくり支援の強化ということに取り組んでまいりまして、それについてさらに強化して、顔と顔が見えるまちづくりを、出張所・まちづくりセンターが核になってやっていくということについて、車座集会等で区民の皆さんの意見を聞きながら進めていきたいというご趣旨だと思っておりますので、今回、車座集会をやらせていただきますけれども、そういう中でご意見をいただきながら、それからまた、区議会の皆様方のご意見も十分伺いながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

◆十九番（菅沼つとむ 議員） ちょっとお聞きします。

ものづくり学校、一から六まで指摘させていただきました。本当に最初ものづくり学校をつくるときには、あそこから世界的に有名な企業家が出るんだという気持ちか何かで賛成したんですよね。今、最近やっているのはロケ弁の研究だとか、そんなことまでやっているんだよね。片方では、今福祉だとかさまざまところで、国の高い土地を借りたり、それで保育園だとか、さまざまなことを今借りてやっているわけですよ。本当に今のままだものづくり学校はいいんですか、きちんと検討するべきときに来ているんじゃないですかということを問いかけています。

それから、今政経部長から答弁がありましたけれども、顔と顔が見えなかったら本当に事業は何もできない。それで区長の言うように、防災も、福祉も、まちづくりも、安全安心も、全部それが基本なんです。ところが、町会のほうは高齢化になっているし、だんだんみんな地域が弱っている。だから、逆に言うと、そこをどうやって区として少し支えてあげるかという答えを聞きたかった。その辺をもう一度お願いしたいというふうに思います。

それから、放射線測定はきちんと今答弁をいただきましたけれども、実際に今区立の幼稚園ですとか、小中学校ですとかさまざまあります。だけれども、区の中、区立

も私立も入れると大体三百カ所ぐらいあるんです。だから、本当に今区立だけでいいんですか、そのほかは区としてどうするんですかということをもう一度お聞きします。

◎杉本 産業政策部長 ものづくりのあり方につきましてご質問をいただきました。

ものづくり学校については、現在二期目、七年目に入っております。その中で、先ほどもちょっと数字を述べさせていただきましたけれども、多様な事業の芽が育ちつつある。例えば、創業者が育って開業したり、ものづくりの仲間が集まってきたりというような動きが見えてきております。こうした創業の芽を育ててもものづくり学校が地域産業の活性化に向け役立ってもらうことを期待しているところでございまして、五年間の契約がございませけれども、それが終了するのが平成二十六年の七月となっております。ものづくり学校事業の三期目に入るかどうかというのは、今からものづくり学校のありようや、今ある旧池尻中学校の跡地の施設につきましても、今後、幅広い視点から多くの意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。（「視点は世界を見ているの、世界を。世界を見ているの、視点は」と呼ぶ者あり）はい。世界も含めて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎金澤 政策経営部長 [菅沼](#)議員おっしゃられるとおり、現実具体的に、人と人がつながっていくのはなかなか難しいお話だと思います。この間、議会のご支援もいただきながら、きずな再生というのをやってまいりました。二十三年度も、少し形を変えましたけれども予算化させていただいております。

これが結構、地域で、町会・自治会で単体じゃなくて、横断的につないでやっていくようなことがうまくできたような仕組みだというふうに思っております。したがって、そういうことを着実に進めながらやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

◎齋藤 環境総合対策室長 私立はどうするのかというお尋ねでございますけれども、まずは区立小中学校、保育園、幼稚園、多数ございますし、保護者の方からのご依頼もございますので、まずはこちらで検査をさせていただくという形になろうかと思っております。ある程度検査をする中で、もしかしたら保護者の方々もご安心いただけるかもしれませんし、その次に、どうしても私立ということになりましたらば、またその段階で教育委員会ですとか、私立の幼稚園関係の方たちとご相談させていただくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

◆十九番（菅沼つとむ 議員） ご答弁ありがとうございました。

その中で、放射線の話ですけれども、私立も同じ区民ですから、みんな心配していることは同じです。特にそちらのほうの人が多いですから、きちんとした対応をしていただきたいことを要望して終わります。

○畠山晋一 議長 以上で菅沼つとむ議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、三十一番和田秀壽議員。

〔三十一番和田秀壽議員登壇〕（拍手）

◆三十一番（和田秀壽 議員） 自由民主党・新風、和田秀壽でございます。通告書に従い、質問させていただきます。

私は、まず最初に、都市型水害対策の推進について質問をいたします。

区の豪雨対策につきましては、我が党も何回か質問してまいりました。私は、特に近年の局地的に降る短時間集中豪雨の対策について質問をいたします。豪雨対策の四つの柱と言われております河川、下水道の整備のうち、下水道の整備、特に下水道分流地域における雨水管整備について伺います。

世田谷区の下水道分流地域における雨水管整備は約二割程度であるということですが、そのため台風や局地的に降る短時間集中豪雨による家屋の浸水被害や道路冠水が発生しているところがあると聞いております。区が目指す「安全・安心のまち世田谷」を実現するためには、分流式下水道地域の雨水管の整備を効率的かつ着実に進めることが最も重要であり、雨水管の整備の進捗に伴い、このような豪雨対策の効果が目に見えて上がるものと言われております。

さきの予算特別委員会都市整備委員会所管の答弁において、東京都下水道局でも、世田谷区の雨水管整備を大きな課題として位置づけており、区と一緒に進捗を図っていきたい意向があるとのことでした。それに対し、世田谷区でも基本協定の締結や体制強化等、受託事業における雨水管整備を視野に入れた準備を行っていく旨の答弁がされたと聞いております。

私は、東京都との連携による雨水管整備の受託事業を速やかに処理するためには、専管の組織も必要になるのではないかと考えております。区は、今後どう対応されるのか伺います。

次に、世田谷区の防災対策について伺います。

今回の東日本大震災においても、避難所の問題について大変大きな問題として取り上げられておりますが、世田谷区においては、現在一次避難所として区立の小中学校が指定されています。しかし、実際にこのことを知っている住民が意外に少ないのが実態です。この避難所の地域割りは、町会・自治会、学区域で指定されていると聞いております。しかし、自分の避難所がわからない区民も多くいることで、特に区境に住む住民は、隣の区の避難所のほうが近くて行きやすいという方もたくさんいるのではないのでしょうか。

そこで、例えば隣の区や市の避難所が相互に使えるような自治体間の協力関係はあるのか、周辺自治体との災害協定についてどの程度結ばれているのか伺います。

今後、近い将来、首都直下型地震が予想される中、自分たちの町は自分たちで守るという観点からも、地元の町会、商店会、学校等の連携はますます重要であると考えられます。そういった中、世田谷区内の周辺地域に暮らす住民にとっては、区がより積極的に隣接する区市との連携を進めていくべきと考えます。そうすることによって、地域の町会・自治会、商店会等も、避難所運営対策を初め、地域での防災対策のさらなる強化を進めていく上で大きな後押しになると思います。

次に、世田谷の未来を担う子どもたちの教育について伺います。

区では現在、世田谷九年教育の取り組みに力を入れているようですが、実際の地域の小中学校の連携について少し詳しく伺います。私自身、平成六年より八年間にわたって、地元の区立東玉川小学校のPTA会長を務め、その経験から感じることとして、世田谷区の学校教育の取り組みはとても先進的であると思います。特に地域との連携を重視した地域運営学校、コミュニティースクールの取り組みは、これからの地域で育つ子どもたちのために、また地域のきずなづくりの面からも、区にはより積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、この世田谷九年教育での小学校と中学校の連携について、どのような取り組みをされているのか伺います。また、近隣の小中学校のグループによる連携には、特に中学校の積極的な姿勢が求められると思います。しかし、地元の区立中学校への進学率が少し低いように聞いていますが、このことについて区としてはどのように考えているのか伺います。

そして、道徳教育についても伺ってみたいと思います。義務教育での道徳教育の推進は、区としても重要な課題の一つだと聞いています。特に、この道徳教育に関しては、地域と連携し、推進していくことも大切だと思います。世田谷区には多くの経験豊かな人材がいらっしやると伺っており、そういった地域の人材活用もあわせて、道徳教育の充実をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、区の道徳教育の現状や地域との連携について伺います。

最後に、世田谷九年教育を進めていく上で、学校、地域、家庭の連携は言うまでもないことです。そこで、区が長年続けている小学校、中学校の家庭教育学級の現状についてはどのようになっているのでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔若井田教育長登壇〕

◎若井田 教育長 世田谷九年教育に関しまして、私から二点お答え申し上げます。

まず、小中学校の連携についてでございます。

教育委員会では、地域とともに子どもを育てる教育を教育ビジョンの施策の柱の第一に掲げております。そして、その一環として、地域運営学校の指定や地域の区立小中学校が連携を深め、一体となって教育活動を進め、区民の高い期待にこたえる質の高い九年間の義務教育を実現する取り組み、世田谷九年教育を進めているところでございます。

区立小中学校の教員が、卒業した児童が区立中学校でどのように育っているのか把握し、支援をしたり、自分たちの教育活動を振り返って、常によりよい見直しを進めたりすること。また、区立中学校の教員が入学前から区立小学校の児童の特色や学習状況などを把握し、入学後の教育活動に生かすこと。区立小中学校の教員がともに研究、研修し、授業の質を高めていくこと。そして、区立小中学校の教員が、その地域の区立小中学校に在籍する一人一人の児童生徒と九年間にわたって信頼関係を育てていくこと。

これらのことが重要であることから、世田谷九年教育では昨年度から、区立中学校を中心として、近隣の区立小中学校が学び舎、または学舎という名前もつけておりますが、そういうグループを構成し、各学び舎では共通の目標や教育活動の方針を決め、地域の教育力を生かした特色ある取り組みを推進し始めております。教育委員会では、

保護者、地域の方とともにこの学び舎が成長し、質の高い九年間の義務教育が推進されていくよう指導支援してまいります。

次に、地元の区立中学校への進学率についてお答え申し上げます。

区立中学校への進学率は、ここ三年間連続して増加しておりますが、いまだ七割を切っており、区立中学校の魅力を一層高め、結果として区立中学校への進学率が高まることが重要であると認識しております。そのためには、やはり各区立中学校の教職員が、区民や保護者、生徒の高い期待を理解し、魅力ある授業、学校行事、部活動などを実践して、一人一人の生徒との深い信頼関係を築き、信頼と誇りの持てる学校の創造を継続していくとともに、小学校の児童、保護者や地域に積極的にその魅力を発信していくことが大切であると考えております。そして、学び舎の活動を通して、義務教育九年間の連続性と教育活動の質を高めるとともに、区立小学校の教員が区立中学校の魅力を保護者や児童に伝えていくことも重要であると考えております。

世田谷九年教育につきましては、来年度から全校で試行することになります。そのためのパイロット校につきましては、平成二十年度から指定されております弦巻中学校、八幡中学校、それから用賀中学校、そして山崎中学校、今はことしから世田谷中学校に統合されましたが、この四校を中心とする四つの学び舎十二校に、今年度新たに奥沢中学校を中心とする「和みの学び舎」と砧中学校を中心とする「砧の学び舎」を加え、六地域十九校で小中学校が一体となった教育活動、学校運営のモデル的な活動を進めております。世田谷の子どもたちにふさわしい質の高い義務教育の実現に取り組み、区立小中学校の魅力向上を推進してまいります。

以上でございます。

◎吉田 土木事業担当部長 私からは、雨水管の整備に当たり、下水道の専管組織が必要だと思うが、区は今後どう対応するのかにつきましてお答え申し上げます。

世田谷区の下水道分流地域の雨水管の整備率は、これまで河川の整備が進んでこな

かったことなどから、議員ご指摘のとおり、約二割となっております。その後、野川では下流から順次改修工事が進捗してきており、この流域での雨水管整備は喫緊の課題でございます。

このような課題に対応するため、区においては、平成二十三年四月に、世田谷区内における東京都公共下水道事業の一部委託に関する基本協定を締結いたしました。この協定は、世田谷区内における下水道事業に関し、下水道局が世田谷区にその一部を委託することにより、区内における雨水管整備事業などを早期に実施し、世田谷区民の安全性の向上及び生活環境の改善を図ることを目的としております。

一方、執行体制の強化につきましては、平成二十四年度からの本格的な下水道雨水幹線整備事業の受託に対応するため、下水道工事の設計、工事監督、事務を主とする専管組織の新設を視野に入れ、現在、関係所管と調整を図っているところでございます。

いずれにしましても、受託事業の拡充により、雨水管整備を推進することが区民の安全安心にとっても必要不可欠であると認識しており、区としては、今後着実かつ円滑な雨水管整備に着手できるよう準備を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◎内田 危機管理室長 防災対策につきまして、世田谷区として隣接区市との行政同士の協定はどのようになっているのか、あわせて、隣接の行政との連携を積極的に取り組むことにつきましてご答弁いたします。

避難所は、町会または学区を単位として、区立小中学校等を指定しております。避難所の開設運営に当たっては、自助、共助の観点から、地元の町会・自治会、学校関係者等を中心に避難所運営組織を立ち上げ、避難所運営マニュアルに基づいて運営をされております。現在、特別区全体で相互の協力支援協定を結んでおります。加えて、大田、目黒区等、城南五区の間で、災害時における相互応援協定を別途締結しており

まして、その中で、避難所における避難住民の受け入れと救援について定めておりまして、避難所を融通し合うことも可能となっております。区西部で隣接する調布市及び狛江市とも同様の協定を締結しております。

区といたしましては、まず隣接する自治体並びに避難所運営組織から意見を伺いまして、避難所の相互利用の可能性、そしてお話にありました避難所の場所がわかりにくいということもございますので、区民への周知も含めまして積極的に調査検討してまいります。

以上でございます。

◎古閑 教育政策部長 私のほうからは、世田谷九年教育に関連したご質問のうち、二点についてお答えいたします。

初めに、道徳教育の充実についてお答えいたします。

議員のお話にもありましたように、道徳教育の充実は重要であります。新学習指導要領の改訂のポイントや教育内容に関する主な改善事項にも、豊かな心の育成のための指導の充実や道徳教育の充実が掲げられています。世田谷区では、これまで約四十年間にわたり区立学校の教員が委員会を構成いたしまして、区独自に道徳の指導資料集を作成し、各学校で道徳の授業に活用してきております。

また、すべての区立小中学校では、道徳教育の推進を担当する教員を位置づけるとともに、道徳の授業を保護者や地域の方々にも広く公開し、道徳教育の充実について、保護者や地域の方々との意見交換を行う道徳授業地区公開講座を毎年実施しており、学校と家庭、地域が一体となって、地域で育つ子どもたちの豊かな人間性や道徳性などをはぐくんでいく取り組みを推進しているところでございます。

さらに教育委員会では、平成十八年度からは、道徳の研究授業を実施したり、各学校の道徳の授業への支援を行ったりするなどの実践的な研究を進める道徳教育センター校を指定しております。今後もこうした取り組みをさらに推進いたしまして、保

護者や地域の方々のご理解とご協力を得つつ、道徳教育の一層の充実を進めてまいります。

次に、家庭教育学級の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

家庭教育学級は、家庭の役割がより発揮されるように、保護者の学習機会として、昭和三十九年度から教育委員会が実施している事業でございます。具体的には、小中学校、幼稚園のPTAとの連携協力により実施しております。家庭が子どもの成長に果たす役割が重要であることから、食育や親と子の関係、思春期の子どもとのかかわり方など、多岐にわたるテーマを設定いたしまして、平成二十二年度は幼稚園、小中学校合計で三百十七回開催いたしまして、約二万人の参加がございました。

教育委員会では、今後も各校の家庭教育学級の取り組み事例を紹介する情報交換会の充実や、小学校長会とPTAの連携により作成しました家庭教育に関するリーフレットの活用などを通して、家庭教育学級の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

◆三十一番（和田秀壽 議員） 今、教育長並びに古閑部長からご答弁いただきました道徳教育並びに家庭教育学級についての件でございますが、私もPTAの経験上、道徳となるとやはり家庭の側ないしは保護者側からの関心というのがどうしても低くなってしまいます。先ほどございました道徳授業地区公開講座、これについても、私も地元の小中学校で何回か参加したことがございますが、実態はやはり地域の方々、熱心な地域の方々は大変多く参加されておりますけれども、肝心の保護者、親の側の参加が非常に少ないというのが実態ではないかなと思います。これについては行政側にこれ以上の要望を言うのは難しいのかもしれませんが、あえてそこを、そういった家庭側の参加をもっと促せる何かよい策がないものかどうか。その辺についても、この九年教育を進めるに当たっては、ぜひ一工夫、また努力が欲しいなと思いますが、いかがでしょうか。

◎古閑 教育政策部長 今、道徳授業に関しまして、保護者の視点から保護者の参加というところがもう一歩ではないかというようなお話がありました。PTAの方ともいろいろ協議しながら創意工夫して、そういう保護者の方がなるだけ多く参加できるような工夫は今までも取り組んでいるところでございますけれども、議員ご指摘のところも踏まえまして、今後もさらにいろいろな方と取り組みの方向性につまましていろいろ工夫、アイデアを出し合いながら、充実に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◆三十一番（和田秀壽 議員） それについては、先ほど家庭教育学級についての回答がございました。この中で情報交換会というのがありましたが、実際に開いたPTAのいろんな情報を交換し合う、この場が非常に大切だと私は思っております。ぜひこういった情報交換会の充実、そして、さらに家庭教育学級というものの充実を区としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、区長の昨日のあいさつの中でのことで少し伺いたいと思いますが、区長の昨日のあいさつの中に、子どもたちは人生の土台を学校で築きますとありました。教育の充実は最重要政策の一つであり、行政の原点であると言って過言ではありませんとおっしゃっております。この世田谷区が九年教育をさらに進めていく上で大変頼もしい発言ではありますが、実際の今の区長のお考えをもう少しお聞かせ願えないでしょうか。

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 和田議員にお答えします。

子どもたちが人生の基礎を学校で築くというのはまさにそのとおりだと思います。学校というのは、子どもが最初に入っていく小さな社会であり、また、いろいろな生育環境の子どもたちが地域で一堂に会する、一堂に集まる、そこでつながりが生まれ、

友達が生まれ、あるいは学校行事、そして勉強にスポーツと、学校生活というのは大変私自身も楽しく、またそこで考えたこと、ぶつかったこと、失敗したこと、すべて現在に宿っているなというふうに感じています。

この中で、学校の先生の役割も、私自身が小学生だったころ、中学生だったころに比べると大分変わってきただろうというふうに思います。これは昨日もちょっと触れました、学校の先生が最先端の知識をいつも持っているというわけでは必ずしもない時代になって、場合によっては、インターネット等で子どものほうが詳しいということも起きてきている。

しかし、学校の先生の現代における役割は、子どもたちの潜在的な能力、やる気、そして日本の子どもたちは大変優秀です。世田谷の子どもたちも非常に優秀だと思います。しかし、その優秀さを、今度は社会に出たときにどんどん、いわば自分の意見を発信する力であるとか、企画を通すプレゼン力だとか、あるいは異なる文化の人たちに出会ったときに、自分たちのバックグラウンドを、文化的な背景をしっかりと伝える力などが、少し課題があるのかなと思っています。

ですから、世田谷九年教育の中で、まさに地域丸ごと、新しい時代の波の中で新しい教育の姿をつくり上げていくという実践に期待をしておりますし、子どもたちが生き生き伸び伸び、失敗も含めていろいろ挑戦する、それが元気の源であるというふうに考えているところであります。

○畠山晋一 議長 以上で和田秀壽議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、六番上川あや議員。

〔六番上川あや議員登壇〕（拍手）

◆六番（上川あや 議員） 本日は、災害時、非常時の安全な飲み水の確保に向けてと題しまして、世田谷区の水対策の意外なもろさについて明らかにしていきたいと思っております。

課題提起の第一は、都水道局が運営する浄水場、給水所の耐震性、業務継続能力を区が安易に信頼し過ぎていることへの懸念です。

区の地域防災計画は、災害時の給水拠点の整備を都水道局の役割と位置づけ、現状を次のように記述しています。飲料水の給水拠点となる浄水場、給水所等に、エンジンポンプ等の応急給水用資器材を整備する。また、近くにこれらの施設のない地域には、おおむね二キロメートルの範囲内に給水拠点を確保する目的に応急給水槽を建設する。平成十一年度には、中町二丁目公園に応急給水槽を建設したことにより、区内のほぼ全域が給水拠点から二キロメートルの範囲内となった。

この文面だけを見れば、区内の災害時給水ネットワークはさもしっかりと確保されているかに見えます。給水拠点は十二カ所、貯水量の合計は七万一千平方メートルに上り、一人一日最低三リットルの水を必要であるとして、区内在住者八十八万人に二十七日間、給水できる計算となります。

ところが、都水道局公表の水道事業ガイドライン業務指標から安全面の指標を見ていきますと、この安心はあっさりと裏切られます。肝心の給水施設そのものに耐震性がないのです。二十一年度の給水施設の耐震率は何とゼロ%、発電機の燃料備蓄も二日分しかありません。給水所等の配水池の耐震施設率もようやく五三%です。この脆弱な施設群で本当に区民の命を守る水を確保できるのでしょうか。

そこで今回、改めて区に各給水拠点の耐震性の確認を求めたところ、七カ所ある浄水場、給水所等のうち、耐震化を終えている施設はただ一カ所であることがわかりました。これを補完する五カ所の応急給水槽で耐震性は確保されているとのことですが、貯水量から見た耐震率はたった三七%、残る六割以上の水の耐震性は確保されており

ません。

そこで伺います。各給水拠点の耐震性について、改めて区に報告を求めます。また、これを補う応急給水槽の燃料備蓄についても現状をご報告ください。その上で、現状の給水拠点十二カ所で安全確実な備えと言えるのか、区の見解を求めます。

関連して、今後の改善策とその見通しについてもお聞かせください。

課題提起の第二は、安全な飲み水の供給方法です。

震災時の給水に関する都区間の取り決めでは、給水拠点の整備は都、給水は専ら区が担うとされておりますが、区はこれをどのようにカバーするおつもりであるのか、また、でき得るのか大いに疑問です。私たち区民の多くは、いざ災害が起きて水道がとまったとしても最終的には給水車が出動し、必要最低限な水は運ばれてくるものとの期待感を持っています。

ところが、現実には東京都が保有する給水車は都内全体でたったの十台です。しかも、その災害時活動は医療拠点、福祉拠点への給水が主で、一般都民への給水ははなから想定されておられません。前出の給水拠点は半径二キロに一カ所開設の予定ですが、くみに行くのはあくまで我々区民です。

東京湾北部を震源とするマグニチュード七・三の地震で想定される区内の断水率は二五・五％。実に十一万五千世帯、二十二万四千人の水供給が絶たれると予測されています。阪神・淡路大震災では、上水道の完全復旧までに実に三カ月もの期間を要しましたが、こうした復旧までの間、どれくらいの区民が重たい水を連日数キロ運び続けられるのでしょうか。高齢者、障害者の世帯を中心に水を運び切れない世帯が続出すること、水の運搬に負担の重過ぎる地域や避難所が出ることは避けられないと考えます。

今回の震災で飲料水の確保が各所で困難になった事態を受け、東京北区は、先ごろ二十三区初の給水車を導入したと言います。一方、当区は依然、十四台のリヤカーで

水を運ぶとしています。

私は、北区の三倍の面積を要する当区でこそ、給水車の導入が必要ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。また、区の防災備蓄には大型ポリタンクートンが五個しかない等、その装備にも不安がありますが、その増強も必要と考えます。それぞれ区の見解を伺います。

課題提起の第三に、区の水ペットボトルの備蓄量が少な過ぎると考えます。

本年一月現在、区の保存水の備蓄量は一・五リットルボトルで二万五千六百本です。一見多い数にも見えますが、これは五十万人人口が少ない北区の四分の一の備蓄量です。なぜ当区の保存水がこれほど少ないのか理由を尋ねると、そもそもこの備蓄は、防災備蓄の粉ミルクを溶き、アルファ米をふやかすことを目的としているとの回答でした。つまり、そもそも区民に対する飲み水の備蓄はゼロなのです。

広域水道の一部が汚染されれば、途端に二十三区全体で飲み水に事欠くことは、さきの放射能汚染でも実証されたリスクです。公共水道に依存しない保存水の備蓄も進めていくべきと考えますがいかがでしょうか、区の見解を伺います。

課題提起の第四に、世田谷区のBCP、震災時の業務継続計画は極めてナンセンスであると申し上げます。震災時に司令塔となるこの本庁舎から最寄りの給水拠点、駒沢給水所までは直線距離でも一・五キロメートルの距離があります。しかも、駒沢給水所の耐震率と言えればゼロ%です。ところが、区の職員用の飲み水の備蓄はたった一日分だと言います。昨年十一月に策定された区の業務改善計画は、この水の不足を認め、発災二日目以降も含めて職員用の飲料水及び食料を確保することが必要であると課題を記しましたが、今に至るまで具体的な対策は何一つとられてはおりません。

BCPの想定では、震災発生から二十四時間後には千二百五十七人、七十二時間後には二千二百六十二名、一週間後には三千三十一名もの職員が本庁舎に参集するとしています。人は水が三日なければ死ぬと言われていています。発災一週間後からは、毎日

最低でも九トンの水を庁舎に運ばなければ、職員の命すら危うくなると考えます。結局のところ、水が確保できなければ、すべての業務が停止すると考えますが、区はこれにどう対処するつもりなのでしょうか、見解を伺います。

質問の最後に、区の本庁舎に地下水を活用した分散型水源を確保することを提案いたします。

B C Pを重視する病院、大学、ホテル等で、近年、地下水浄化設備を設置し、専用水道を開設するケースがふえてきました。安定した水質、水量を確保できる深井戸を敷地内に確保し、特殊な膜で地下水をろかし、良質な水を得ることで災害時の断水に備えるとともに、水道料金の大幅削減により大きなコストカットを実現させています。こうした取り組みは、既に東京大学、名古屋大学、山形大学、大分大学など国立大学の四十校、国立水戸病院など数百の医療機関にも広がりを見せており、既に世田谷区の近隣区、また千葉県の某市でもその検討を始めたと同っています。

近隣の調布、狛江両市でも、同様の設備を開いた慈恵医大第三病院と災害時協力協定を市が結び、一日九万三千人分もの水道水の供給余力を市民の安全確保に生かしています。また、産業技術総合研究所は先ごろ、福島原発の事故を契機に、水源としての深井戸の優位性を指摘、地表の汚染に強い水源だとしています。さらに放射線医学総合研究所も、検証の結果、逆浸透膜が唯一放射性物質をこし取れる方法だと発表しました。武蔵野市では、独自の水道事業により、市内二十七カ所の深井戸から市民が使う水道水の八割をつくり供給しておりますが、懸念される地盤沈下等は起きておりません。

以上、深井戸を使った地下水の活用は環境とも調和し、科学的にも正しい結論だと考えますが、いかがでしょうか。本提案に対する区の見解をお伺いして、壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎内田 危機管理室長 それでは、私から五点にわたりましてご答弁いたします。

まず、都水道局の浄水場、給水所の耐震安全性、供給継続能力につきましてご答弁いたします。

区民が利用する給水拠点は一十二カ所ございます。東京都水道局によりますと、下馬二丁目にあるこどものひろば公園内等にごございます五カ所の応急給水槽につきましては一〇〇%耐震化されておりますが、給水所や浄水場等の七カ所のうち、耐震化が完了しているのは玉川給水所のみと伺っております。

一方、給水拠点のうち応急給水槽につきましては、モーターで水をポンプアップするというので、非常用発電装置が設置されておまして、給水所や浄水場も同様で、稼働時間はいずれも五十時間と聞いております。給水拠点の維持管理は都の水道局が行っておりまして、非常用発電装置の燃料は災害時協力協定を締結している石油商組合から東京都が調達するとのこと。なお、応急給水槽につきましては、万が一、自家発電装置の燃料がなくなっても、高低差を利用して給水槽の下にごございます蛇口から給水可能となっております。

東京都水道局では、このたびの大震災を踏まえ、給水拠点の耐震化は課題であると認識し、施設耐震化のスピードアップに向け、検討に着手したと伺っております。区といたしましても、東京都に対して災害時に水の供給が十分に図られるよう働きかけをしてまいります。

次に、給水配水の体制は万全か、給水車の確保、関連資器材の増強につきましてご答弁いたします。

飲料水の給水につきましては、東京都が応急給水に必要な資器材等の設営を行い、区が被災者への応急給水を行うこととなっております。区としては、災対地域本部――これは総合支所、災対物資管理部――財務部が連携し、給水拠点から避難所への搬送や、給水は区職員を含め防災区民組織、ボランティアが行うこととしております。

また、毎年東京都と区が協力して給水の具体的な手順を確認する訓練を実施しております。給水拠点からの水の運搬につきましては、学校にございます避難所運営倉庫に配備しておりますリヤカーとポリタンクを使用することになっております。また、区内四カ所の応急給水槽につきましては、区が三リットルの災害給水袋を五千枚用意しております。これを活用いたします。しかし、被災者にとって水の確保運搬がかなりの負担になります。区といたしましては、例えばポリタンクを軽トラックに積んで避難所に安定供給するなど、必要な備品の強化に努めてまいります。

次に、保存水、水ペットボトルの備蓄量が少な過ぎないかにつきましてご答弁いたします。

お話しの北区でございますけれども、北区は、区内に三カ所の給水拠点がありまして、区民五十万人分の三日程度しか貯水量がないため、備蓄の水ペットボトルと給水拠点の水を併用して断水時の給水を行うと聞いております。

一方、世田谷区内には十二カ所、杉並区の部分も含めまして十二カ所の給水拠点をございます。常時七万一千立米の貯水量をございます。八十数万人の区民が一人当たり三リットル必要だといいますと、約二十八日程度の貯水量が確保されております。ペットボトルの備蓄につきましては、先ほどお話にありましたとおり、現段階では、区民への給水は給水拠点を中心に、備蓄の水ペットボトルにつきましては乳児のミルク用及びアルファ米に使用することを予定しております。

しかしながら、飲み水確保につきましては区民だけでなく職員にも大変重要な問題ですので、ペットボトル備蓄の増量等につきまして、災害対策総点検の中で積極的に検討してまいります。

次に、世田谷区の業務継続計画の中で、本庁の水の備蓄は一日分である、そのことについてご答弁いたします。

お話にありますとおり、災害対策本部の職員用飲料水の備蓄につきましては一日分

でございます。二日目以降につきましては、地域防災計画では、十二カ所の給水所、応急給水等により調達することになっております。お話しの日分の飲料水の確保につきましては、BCP業務継続計画の検討部会の中で検討させていただきます。

最後に、深井戸の確保につきましてご答弁申し上げます。

飲料水の供給に向けては、水道事業者である各自治体がそれぞれの地域の特性に合わせ工夫を凝らしていると認識をしております。深井戸につきましては、現在、比較的規模の大きい病院、介護福祉施設等、水の消費量が多いところで設置されていると聞いております。お話にありました深井戸の活用につきましては、飲料水供給の手法の一つであると考えられますが、導入に当たりましては、容量制限であるとか、プラントを設置する敷地、水質等の課題があると考えております。

区といたしましては、東日本大震災で中長期にわたる自治体が影響を受けたことから、ご提案の深井戸を初め、飲料水の確保のあり方など、費用対効果等も含めまして関係所管とも検討してまいります。

以上でございます。

◆六番（上川あや 議員） 部長のご答弁を一通り聞きまして、どこかぴりっとしないというか、人ごとのように聞こえる部分がありました。

区長に伺いたいと思います。結局のところ、災害時の給水拠点そのものの多くに耐震性がない、つまり前提条件そのものに予断がある。また、ここのBCP、庁舎で采配を振るうといっても、二日目以降の水の確保が非常に危うい。まず、ここにも前提条件に予断がある。こうした現状についてどのようにお考えなのか、指導力を発揮していただきたいと思っておりますけれども、ご見識をお願いしたいと思います。

〔保坂区長登壇〕

◎保坂 区長 上川議員にお答えいたします。

災害対策総点検に当たり、あらゆることを想定しようという中で今回のご質問の水

の備蓄、そして区民への供給がどうなっているのかと、多角的にご指摘されたことをまず正面から受けとめたいというふうに思います。水の供給、これがなければ幾ら備蓄が――備蓄についての量があるというのはご指摘のとおりですけれども、この水が生活現場、高齢者も多い世田谷区ですから、その路地のところまで来て給水を受ける、あるいは避難所に給水の運搬があるということについて、よりきめ細かい多様な備えをしていくべきだろうというふうに思います。

リヤカーで運ぶということも、これは活用してもらわなければいけませんけれども、リヤカーだけではなくて、例えば先般、危機管理専門家の木村拓郎さんという、略するとキムタクなんです、この方のご指南、ご指導を受けました。

世田谷区のようなところで、実は軽トラに折り畳み式のポリタンクを常時しまっておいて、これを水の運搬に使うというのは、実はかなり現実的じゃないだろうかというご指摘も受けましたし、また、給水車についても、都内で十台しかないということでもありますので、給水車の確保についても検討していきたいというふうに思います。また、ワンボックスの車などで、一・八リットルのいわゆる石油タンクサイズの水タンク、そういうものを小分けして積んで運ぶようなことも含めて、さまざまな形、要は被災時の区民に水がきちんと届くという形を速やかに整備をしていきたいと思えます。災害対策の中でも、電源の問題に加えて、この区庁舎が防災機能の指揮所になる、水がなくてどうなるんだという指摘はごもっともですので、これに対しても、優先的に時間をかけずに取り組んでまいりたいというふうに思います。

◆六番（上川あや 議員） 危機感を共有していただいているようで、非常に心強く思いました。質問するだけでは終わりませんで、半年後に私、必ず執行体制をその後チェックしていますので、よろしく願いいたします。終わります。

○畠山晋一 議長 以上で上川あや議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、八番青空こうじ議員。

〔八番青空こうじ議員登壇〕（拍手）

◆八番（青空こうじ 議員） 質問通告に基づき、順次質問してまいります。

春の交通安全週間が五月十一日から五月二十日までの期間で行われました。そこで、交通安全の視点から伺います。

ことしも世田谷区内の各地域でテントが設置され、私もこの交通安全活動に毎年参加しております。私の立ち番は、環状七号線の羽根木の交差点です。そこで実際に現地で正しい交通ルールやマナーの実践のために、子どもたちや高齢者の誘導や通行する方々、自転車の助言や指導を直接してまいりました。活動を続けてきて、近年強く感じるがあります。

私が活動しているテント付近の交差点は、守山小学校、東大原小学校、北沢中学校、梅丘中学校の通学路であります。小学生や中学生の子どもたちは、交通安全のルールをしっかりと守り、あいさつもしっかりでき、学校や家庭の教育が実を結んでいることを実感していますが、それに比べて大人のマナーの悪さはあきれるばかりです。あいさつをしても返事がない、道路の斜め横断や自転車を運転しながらのメール。子どもたちのお手本とならなくてはならない大人のひどい姿が目立ちます。特に自転車に関連する事故はなかなか減らないと聞いております。信号無視やヘッドホンをしたままの運転など、自転車が車両であることを忘れて、ひどいマナーの自転車が多過ぎます。

今回の春の交通安全運動も、自転車の安全利用の促進が重点目標になっていたはずですが。子どもの事故をなくすためにも、大人の自転車利用のルールやマナーの向上を重点的に進める必要があると考えますが、区として、どのように進めていくのかお伺いします。

次に、国内交流についてお伺いします。

東日本大震災の影響で各地のイベントが中止されていますが、世田谷区の夏の風物詩の区民まつりは、少し時間が短くなったものの、ことしも八月の第一土曜、日曜に開催されるのでほっとしております。その区民まつりでおなじみの物産展ですが、全国三十七の自治体が集い、各地の特産物が販売され、多くの区民の方々が毎年楽しみにしている区民まつりです。

先月、二十一、二十二日は、私は区民まつりに参加している茨城県大子町に桜小学校の児童や保護者、おやじの会の方々六十名で田植えに行っていました。三軒茶屋を朝六時に出発して九時半ごろには大子町の田んぼに到着、お米は四百坪、もち米は三百坪、地元の農業指導員三人の指導で、子どもたちやお母さん、お父さん一緒になって泥だらけになりながら田植えをしていい汗をかき、さらに夜には、地元の有志の方々と懇親会も行い、大変充実した時間を過ごさせていただきました。こうした地方農村との交流は、特に世田谷の子どもたち、また親子にとって、自然の豊かさや実りを感じられる貴重な体験だと思います。今月は梅もぎに行っていました。

都市と農村の交流といえば、世田谷区と群馬県の川場村が全国的に有名で評価されていて、ことしは協定が何と三十周年であると伺っています。今後さらに交流が発展していくことを望むところではありますが、先ほど申し上げた大子町や新年子どもまつりで長い交流がある新潟県十日町の松代など、他の自治体との交流も大切に育てていくことも、区民にさまざまな選択肢を与える点からも必要ではないかと感じています。この点について、区の考えがあればお伺いします。

次に、新BOP学童クラブについて質問してまいります。

私は、これまで新BOP学童クラブで子どもたちに出されているおやつ、いわゆる間食について質問してまいりました。学童クラブでは、預かる時間が長いということもあるのですが、従来から月二千円の間食費を支払ってもらっておやつが出されているのに対し、新BOPに登録している子はおやつが出されません。実際には、学

童クラブの子もBOPの子も同じように遊んでいるのに、時間になると学童クラブの子だけがおやつが出されます。それはBOP室と別の部屋でおやつをとっている学校ならまだいいのですが、中には適当な部屋が学校から借りられなかったのでしょうか、BOP室の部屋の中をカーテン一枚仕切っただけで学童の子におやつを与えている例もあります。このことは新BOP導入のときから課題でもあって、保護者には十分に説明し、一定の理解を得ていることですが、育ち盛りの子どもたちにとっては少々残酷なことではないでしょうか。

私はこの際、思い切っておやつを廃止にしてはどうかと考えます。子どもたちは、放課後の時間は思い切って遊んで、おなかをぺこぺこにして家に帰る。そうすれば、夕食をおいしくすることもできますし、健全な食生活のサイクルが生まれて、食育の観点からも大いに効果があることではないでしょうか。この問題は、保護者の働き方がいろいろ変化している現状ではさまざまな考えがあって、賛成、そして反対、いずれも理由があることは私も理解していますが、現在、区はこの問題をどのようにとらえているのでしょうか、区の考えをお伺いします。

次に、新BOPで使用しているトイレ、特に配慮を要する児童向けのトイレについてお伺いします。

障害などで配慮を要する児童にとっても、新BOPは集団での遊びを通して社会性をはぐくみ、成長していくために重要な場となっていることは言うまでもありませんが、障害児を持つ親御さんにとっては、夕方まで子どもを預かってくれる新BOPは大変ありがたいと感謝の言葉も聞いております。

また、配慮を要する児童が新BOPにふえている中で、安全に最大限配慮しつつ、きめ細かく対応している職員の方々に対し、施設面で気にかかることもあります。それは特にトイレについて、昔ながらの和式トイレが中心で、車いすが入れない狭いところもあります。配慮を要する児童の中には、自分でトイレに入れられない子もいます。

職員が介助しながら用を足さざるを得ない場合も多くあります。小学生でも高学年になると体格も大きくて、職員が抱きかかえて介助するには大変な労力を伴っています。また、女の子を介助するとき、幾ら力持ちといっても男性職員が行うわけにはいきません。このような古いトイレを改修して、だれもが安心して、しかも快適に用が足せるようにすべきと思います。車いすも楽に入れるバリアフリーで、十分な広さを持つトイレが必要です。また、仮にお漏らしをしてしまった場合にも、簡単に洗い流せるようなシャワーがあればもっともっと便利だと思います。こういった点も含めて学校施設、特に新BOPの今後のトイレ改修について区の考えをお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎渡辺 交通政策担当部長 私からは、大人の自転車利用のルールやマナーの向上を進める必要があると考えるが、区はどのように進めるのかにご答弁申し上げます。

昨年度、区では自転車等の利用に関する総合計画を策定する際に、パブリックコメントを実施し、自転車利用のルール、マナーの向上の点で、特に若者から大人世代に対しての取り組みの充実強化について多くの意見をいただきました。区はこれまでも、小中学生を対象とした交通安全教室や「区のおしらせ」、ホームページなどを通じ、自転車利用のルール、マナーの周知、徹底に努めてまいりました。しかし、高校生や大学生、社会人などに対しても取り組みを強化する必要性を感じているところでございます。

今後は、通勤通学、買い物等で自転車を利用する区民に対して、町会や自治会などのご協力をいただき、直接ルール、マナーを啓発指導する地域活動を展開してまいりたいと考えております。また、高校生や大学生を対象とした事故再現による交通安全教室を実施するなど、引き続き警察と連携を図りながら、交通安全啓発の取り組みを推進し、事故の防止に努めてまいります。

以上です。

◎城倉 生活文化部長 私からは、国内交流は有意義であり、川場村との交流だけでなく他の自治体との交流を行うことは、区民が多様な選択肢を持つことになり、大切ではないかということでご答弁申し上げます。

議員お話しのとおり、世田谷区と川場村は、ことしで縁組協定三十周年という節目の年になっております。これまで移動教室を初め、農業塾や茅葺塾、棚田オーナー、レンタアップルなどの交流事業や友好の森事業など、特色のある取り組みを行い、川場村を世田谷区民の第二のふるさととして位置づけ、縁組協定の実績を築いてまいりました。

ご質問の川場村以外の自治体との交流の話でございますけれども、お話にありました区民まつりへの参加自治体を中心に、学校あるいは商店街などさまざまな形で交流が進んでいるというふうに認識しております。

区といたしましては、こうした多様な形での交流を維持推進するため、交流の実態を把握し、区民へ発信していくことが大切であると考え、昨年交流の実態調査を庁内で行ってまいりました。今後は、こうした交流の実態などを区のホームページで区民に発信するよう準備を進め、選択肢を多く持っていただくきっかけづくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、区民がさまざまな形で交流が深められるよう、区といたしまして努力してまいりたいというふうに考えております。

◎萩原 子ども部長 私は、新BOP学童クラブのおやつについてのご質問にお答えいたします。

学童クラブの児童は、保護者のいるご家庭に任意の時間に帰宅できるBOP内の児童とは異なり、終了時間まで、遊びのほか、生活の場として新BOPを利用しております。そのため、学童クラブでは間食費をご負担いただいて夕食までの補食としておやつを提供しているものでございます。新BOP内で学童クラブの子どもだけにおや

つを提供することにつきましては、お話しのように当初から議論がございましたが、学童クラブ児童の状況を子どもたちや保護者に説明を重ねてきたことにより、基本的にはご理解をいただいているものと考えております。一方で、おやつのない子どもたちの気持ちにも配慮して、おやつをとる部屋を分けたり、学校の協力を得て、ランチルーム等を使用させていただくなど、可能な限り工夫をしてまいったところでございます。

今後とも、子どもたちの遊びや交流を妨げないよう、場所や時間等について配慮をし、個々の子どもたちの気持ちを受けとめながら、夕食の大切さも意識して、おやつの提供に当たってまいる所存でございます。

以上でございます。

◎寺林 教育環境推進担当部長 私からは、学校施設、特に新BOPの今後のトイレ改修について区の考えをというご質問についてご答弁申し上げます。

新BOPのトイレにつきましては、配慮を要する児童を考慮した改修を行っていくことは重要なことと認識しております。これまで教育委員会では、バリアフリー化やトイレシャワーの設置など、多機能トイレ等の設置を校舎の全面改築等に合わせて順次計画的に行うとともに、児童の状況等、必要に応じて該当するトイレの和式から洋式への更新や手すりの設置など、必要な改修について学校と調整を図りながら行ってまいりました。

今後も、新BOPにおいて使用するトイレにつきましても、関係所管と連携、調整を図りながら、児童の安全安心の観点から必要な対応を進めてまいります。

以上です。

◆八番（青空こうじ 議員） トイレが、本当に和式が大分多いんです。一つだけお願いしたいんですが、ことし、この夏休み中に洋式に改修するような考えがあるのか、あるんだったら何校ぐらいやるのか、それだけお伺いします。

◎寺林 教育環境推進担当部長 まことに申しわけございませんが、今手元に細かい数字は持ち合わせておりませんのでお答えは申し上げられませんが、改築に合わせてトイレ改修の予定がございますので、その中で改修を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

◆八番（青空こうじ 議員） よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○畠山晋一 議長 以上で青空こうじ議員の質問は終わりました。

○畠山晋一 議長 次に、三十四番桜井稔議員。

〔三十四番桜井稔議員登壇〕（拍手）

◆三十四番（桜井稔 議員） 質問通告に基づいて質問します。

まず、世田谷区福祉タクシー券の利用について伺います。

世田谷区の福祉タクシー券事業は、歩行困難な障害者などに対し、障害者の生活の利便と社会参加の促進を図ることを目的として実施し、利用者は年々ふえ、昨年は八千百人が利用しております。身体障害者手帳を持つ方から大変喜ばれております。しかし、この福祉タクシー券はすべてのタクシーで使えるわけではありません。私は、ことし三月に、都内に営業所のあるタクシー運転手から相談を受け、このことを知りました。

この会社は世田谷区内の福祉タクシー券が使えません。しかし、世田谷区や目黒区、渋谷区などを回っており、病院などから世田谷区の福祉タクシー券を使う人が乗ると、運転手は、このタクシー券は使えませんとお客さんに言えず受け取っていました。この場合、タクシー会社から世田谷区に連絡し、区はタクシー券の番号を確認して利用者本人に連絡をとり、利用者に福祉タクシー券は使えないことを知らせ、本人からタクシー会社に現金を払い直させています。本人が振り込みや現金書留でタクシー会社

に現金を支払ったことを確認し、区はタクシー会社から福祉タクシー券を受け取り、そして本人にその福祉タクシー券を戻しています。これは大変面倒なことですし、振り込み手数料など新たな負担が出てしまいます。

世田谷区の福祉タクシー券を使えるタクシー会社は百事業所です。都内には法人で三百六十社、個人では一万八千のタクシーがあります。区の規定によると、世田谷区の福祉タクシー券を使えるタクシー会社の登録は、区内に事業所があるか駐車場がある事業所となっています。隣の目黒区や大田区では、福祉タクシー券を利用できるタクシー会社の規制がなく使えます。世田谷区の福祉タクシー券は、利用者の立場に立って、すべてのタクシーに利用できるようにすべきであります。見解を伺います。

次に、乗降客の多い三軒茶屋駅や下北沢駅などにホームドア、ホームさくの設置について伺います。

ことし一月、JR目白駅で全盲の方がホームから転落し、電車にはねられて亡くなる事故がありました。これを受け、全日本視覚障害者協議会が、ことし二月に大畠国交大臣に要望書を出しました。この事故は、あすは我が身であり、落ちない駅ホームを一日も早く実現したいという願いでいっぱいですと駅ホームへのホームさくの設置を求めております。また、世田谷区内に住む視覚障害者の方に伺うと、その方は、これまで駅ホームから七回転落したと言います。体調不良のときなど、自分は真っすぐ歩いていると思っても斜めに歩いてしまって転落してしまうときがあると言います。そして、同じ視覚障害者仲間でも、駅ホームから転落した人は何人もいますと言います。これまで大事な事故にならないことが奇跡だと言っています。

国の資料によりますと、一都三県、東京、神奈川、埼玉、千葉では鉄道利用者がふえ続け、駅ホームで電車に接触したり、ホームから転落して人身事故を起こす件数が毎年ふえております。二十一年度で百四十一件起こっております。そのうち、酒に酔って人身事故を起こした人が六割もいまして、駅利用者の安全対策は急がれておりま

す。鉄道駅のホームドア、ホームさくは、ホームでの人身事故を防ぐ対策として国はこの間設置を進めてきました。二〇〇六年、バリアフリー新法で駅の新設や大規模工事などを行う際には、ホームドア、ホームさくの設置が義務づけられ、既存の駅には努力義務が課せられました。しかし、設置費用の問題や車両ドアの位置の問題などがあり、鉄道事業者が本格的設置に踏み出していません。

ことし二月、国交省は首都圏の鉄道事業者を集め、ホームドア、ホームさくの整備促進のために検討会議を立ち上げました。ことし夏までに優先的に設置をすべき駅の基準を定めるとしております。大畠国交相は、混雑で転落の危険性が高い首都圏の駅などを中心に整備を促進していきたいと述べております。この間、JR山手線は目黒駅と恵比寿駅で実験導入し、二〇一八年度をめどに全駅での設置を完了させる方向で進めております。

世田谷区内には、一日の乗降客数が十万人を超える下北沢駅と三軒茶屋駅があります。どちらも他の鉄道との乗りかえ駅で、毎朝の通勤通学者がホームにあふれ出します。私は駅利用者の安全対策からも、昨年九月議会で駅ホームにホームドア、ホームさくを設置することを取り上げてきました。そのときの区の答弁は、鉄道事業者の動向も注視して、将来的には設置を促進していきたいというものでありました。鉄道事業者の動向を注視してでは余りにも他人事過ぎます。駅を利用しているのは区民であります。これは区民の安全の問題です。区はホームドア、ホームさくの設置へ主体的に動くべきです。まず区内で乗降客の多い三軒茶屋駅や下北沢駅にホームドア、ホームさくの設置を鉄道事業者に働きかけるべきであります。見解を伺います。

次に、下馬都営団地の建てかえによってできる広大な未利用地の活用について伺います。

下馬都営団地の第一期建てかえ工事はことし中に終わり、第二期の工事に当たる人の引っ越しが始まり、その団地の取り壊しが行われます。下馬都営団地すべての建て

かえ工事、第三期の工事が終わるのが平成二十八年の予定です。あと五年間です。これまで四階、五階建ての四十二棟あった団地を、建てかえ後には最高十三階建てで九棟の団地になります。そのため、建てかえ後は敷地の半分近く、約三万平米近い空地ができます。三万平米という広さの未利用地は、世田谷区がこの間庁舎整備で検討してきた幾つかの敷地の広さの規模になります。梅ヶ丘病院跡地は二万五千平米ですから、下馬都営団地建てかえ後には、それよりも広い未利用地が生まれることとなります。その広大な空き地をどう活用するか、区民にとっても世田谷区にとっても重要な問題になります。

私はこの間、何度か下馬都営団地建てかえに伴う跡地利用を取り上げてきました。二千四百人もいる特養老人ホーム待機者の要望にこたえるために、特養老人ホームの増設や不足しているショートステイを増設すること。また、保育待機児の解決に認可保育園の増設をすること。さらに、千人規模で都営、区営住宅に入れられない人のために、低廉で良質な区営住宅の増設を進めることなどを求めてきました。

世田谷区が抱える福祉、介護、住宅の問題などを解決するために最も使いやすい土地です。梅ヶ丘病院跡地では土地購入が議会で問題となっておりますが、この下馬都営団地建てかえ後の未利用地活用は、買収せずに利用できます。世田谷区は、この建てかえ事業について二〇〇九年三月に東京都に要望書を出し、都から同年七月に回答を受けました。その回答では、子育て支援や高齢者、障害者の施設整備については別途協議するとしていますが、この間、この問題で都と区の協議は行われておりません。これでは広大な未利用地を区が活用せずに、都は民間などに売却し、大規模マンション建設となりかねません。建てかえ工事はあと五年で終わります。都との協議を急ぐべきであります。見解を伺います。

第一期工事が終わりに近づき、徐々に建てかえ全体が見えてくる中で、住民は、建てかえに伴う跡地に大規模マンション建設などの開発にならないよう声を上げてお

ります。また、この地域は震災時の広域避難場所として指定され、住民は建てかえ跡地に特養老人ホームや保育園などの介護・福祉施設とともに、避難場所としての広場や公園の利用も求めています。

区は、下馬都営団地建てかえ後の大規模未利用地の活用を、住民の声をもとに検討を行うことを求めます。見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎藤野 保健福祉部長 福祉タクシー券についてご答弁申し上げます。

区は、障害者、高齢者の生活の利便性を図り、社会参加を促進するために、せたがやノーマライゼーションプランに基づき、福祉移動サービスの充実に取り組んできております。電車やバス等の公共交通の利用が難しい方にご利用いただいている福祉タクシー券は、平成二十二年度には約八千百人の利用登録をいただき、年間利用延べ件数約九万三千件となっております。この福祉タクシー券は、区と協定を締結しているタクシー事業者などの約百事業者でご利用いただけます。協定につきましては、区内に事業所あるいは車庫を有している事業者、福祉車両を取り扱っている事業者、福祉有償運送を行っているNPOと締結しており、締結事業者は年々増加してきております。

昨年度、タクシー券が利用できなかったケースは五件ほどございました。区といたしましては、引き続き福祉タクシー券を利用される方の利便性向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

◎渡辺 交通政策担当部長 私からは、ホームドア、ホームさくの設置について事業者働きかけよとの質問にお答え申し上げます。

ホームドア、もしくはホームさくの整備は、ホームからの乗客の転落事故や電車との接触事故を防ぐ上で、安全対策上効果的な手段であると区としても認識しております。

す。議員お話しのとおり、一部の駅で整備がなされておりますが、車両の長さ、ドアの位置などの関係、いわゆる規格の問題、また駅ホームの構造・強度的な問題、スペースの問題、費用等の課題があるため、各社ともホームドア等の設置がなかなか進まないのが現状でございます。また現在、国土交通省ではホームドアの整備促進等に関する検討会を立ち上げておまして、現在、検討を鋭意しているところでございます。鉄道事業者とともにホームからの転落防止対策について具体的な検討をしているということで聞いてございます。

区としましては、こうした国の検討会での動向や鉄道事業者の取り組みについて注視し、今後の動向等も見ながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎中杉 都市整備部長 私からは、下馬都営団地建てかえ後の未利用地につきまして、二点の質問にお答えいたします。

初めに、都との協議を急ぐべきであるということについて申し上げます。東京都は、都営住宅の建てかえにおける周辺的生活環境の整備について、東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱において、区市町村の意向を確認するため、区市町村と協議することとなっております。この建てかえ協議で区が要望する事項は、周辺道路、公園、景観など、都市基盤整備にかかわるもの、環境への配慮にかかわるもの、高齢者、障害者、保育、防災関連等の施設にかかわるものなどがございますが、それぞれの関係所管の要望事項を取りまとめ、区として要望を行っております。

都営下馬アパートにつきましても、第一期工事分に関しましては、昨年暮れに仮称都営下馬二丁目団地の建てかえ事業第一期に関する協定書を締結いたしております。今後の東京都との協議につきましては、第二期、第三期と計画の進捗状況に合わせ、協定締結に向けて協議を進めてまいります。

次に、未利用地の活用は住民の声をもとに検討との質問にお答え申し上げます。

都営下馬アパートの建てかえについて、都から示された計画では未利用地がございます。未利用地の活用方法につきましては、地元住民等から福祉施設や公園など、さまざまな陳情や要望をいただいております、各所管課で検討しているところでございます。区といたしましては、こうしたご要望、ご意見をもとに、未利用地が地域のまちづくり、住まいづくりに有効活用されるよう関係所管とも連携し、都と協議を進めてまいります。

以上でございます。

◆三十四番（桜井稔 議員） まず、ホームドア、ホームさくの設置の問題ですけれども、鉄道事業者と国の動向を注視するということでありまして、私、それを問題にして言ったんですね。国は、確かに大分動き出してきているんです。実際、区内では、下北と特に三軒茶屋と出しましたけれども、そういう十万人以上の一日の乗降客がある駅があるわけで、そこを国の動向を見ていくというだけではなくて、区として、区民の安全の問題として積極的に動くということでは、そういう姿勢はあるのかどうか、それを一つ答えてほしい。

もう一つは、下馬都営団地の問題ですけれども、さっき協議をしていると言いましたけれども、それは建物に対する協議でありまして、私が問題にしたのは、そこに福祉施設、介護施設、そういう問題での協議はされていないですねということを私は言ったんです。そういう問題は、もう今から二年前の二〇〇九年から、回答が出て二年たっているんですよ。それがいまだかつてなくて、もう五年後には終わっちゃうんですよ。それで福祉や介護の施設をどうつくるのかというのはすごく大事な問題で、先ほど私が言いましたように、梅ヶ丘跡地を使うよりも、このほうが使いやすいんですよ。どうなんですか、その協議はする気はあるんですか。

◎渡辺 交通政策担当部長 議員から三軒茶屋や下北沢の駅、多数の利用客がいるところでの事業者への働きかけというところで、区の姿勢をというところでお話があり

ましたけれども、安全上に関して鉄道事業者も有効な対策であるということは認識しているという状況でございます。しかし、課題が多々、大きい課題がございますところから、区としましては国の検討結果を見て働きかけをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

◎中杉 都市整備部長 都との協議につきましては、これまで全体要望ということで、各施設ですとか福祉施設ですとか、道路等さまざまな要望を行っております。そうしたさまざまな要望等について、議員おっしゃいますように、別途協議という表現がされているものが多くございます。そういったものにつきましては、今後必要な時期に協議していくということでございます。

以上でございます。

◆三十四番（桜井稔 議員） 協議を早くしてください。あと五年ですからね、よろしくをお願いします。

以上です。

○畠山晋一 議長 以上で桜井稔議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問は終了いたします。

○畠山晋一 議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、明十五日は午前十時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

